

平成17年12月9日広陵町議会
第4回定例会会議録（初日）

平成17年12月9日広陵町議会第4回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
健康福祉部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成17年広陵町議会第4回定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:09開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4	平成17年度定期監査報告
5	議案第89号 広陵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
6	議案第90号 平成17年度広陵町一般会計補正予算(第4号)
7	議案第91号 平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)
8	議案第92号 平成17年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)
9	議案第93号 香芝・広陵消防組規約の変更について

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から19日までの11日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から19日までの11日間と決定いたしました。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

9番 坂 口 君

10番 乾 君

に指名いたします。

議長 次に日程3番、諸報告に入ります。

先般、常任委員会が先進地の視察をされましたので、その報告をお願いいたします。

まず、総務文教委員長、山田君、お願いいたします。

総務文教委員長 皆さんおはようございます。

総務文教委員会は、去る11月29日に島根県雲南市を視察研修いたしました。

雲南市は、平成16年11月1日、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町の6つの町村が合併して誕生しました。島根県の東部に位置し、松江市、出雲市に隣接し、南部は広島県に接しています。人口は4万6,131人、総面積は553.4平方キロであり、島根県の総面積の8.3%を占め、その大半を林野が占めています。

雲南市では、学校給食と有機農業（健康農業）などについて説明をいただきました。雲南市旧木次町では、昭和41年に「健康の町」を宣言され、スポーツや体育活動を通しての体力づくり、保健や食生活の改善などによる健康の増進に力を注いでおられ、中でも次代を担う児童・生徒の健康づくりにかかわる学校給食に、平成6年から地元産野菜の学校給食への供給をスタートされました。その取り組みは、平成5年町長の発案による中山間地の農業の振興と健康な子供の体づくりという願いから、従来からあった農業者のグループに働きかけ、平成6年に学校給食野菜生産グループを会員58名、9グループで設立されました。現在は、木次町学校給食センターで中学校1校、小学校5校、幼稚園5園の1,115食分の調理をされ、給食メニューは1カ月前に作成し、その食材の注文書に対して各生産者が出荷見込み数量を報告され、その集計結果で、地元生産者から調達できない食材については業者に発注購入されています。平成16年度の地元生産グループによる野菜34品目の供給率は64%とのことでした。そのほか、生産者に対しての出荷野菜の統一規格の概要や無農薬栽培についての研修など、有機農業の取り組みについても詳しく説明を受けました。

翌11月30日には、鳥取県大山町を視察研修いたしました。

大山町は、平成17年3月28日、大山町、名和町、中山町の3つの町が合併して新大山町が誕生しました。鳥取県の西部に位置し、東は琴浦町、西及び南は米子市、伯耆町に接し、北は日本海に面しています。人口は1万9,618人、総面積189.8平方キロで、北部はおおむね平坦ですが、南部は丘陵、山岳をなし、段丘と谷間が多くあります。

大山町では、学校給食などについて説明をいただきました。名和学校給食センターでは、

現在中学校1校、小学校3校の学校給食650食分の配食をし、その給食用食材の産地別使用状況は、地元産食材が37%、県内産食材が27%、国内産食材32%、外国産食材3%となっています。また、野菜だけではなく、地理的条件を生かして魚介類につきましても、この2学期から御来屋漁港からの水揚げを給食食材として取り入れられておられます。

なお、地元産食材の野菜の調達については、「みくりや市」運営協議会を通じて、その会員から供給されています。その「みくりや市」運営協議会は、平成14年9月旧名和町で地産地消、地域活性化産業振興を図る目的で設立、現在会員65名で自主運営されています。また、店舗は県の補助事業として、無人駅となっていたJR御来屋駅を復元し、事務所部分を直売所として改修されたものです。野菜の供給体制は、生産者が直売所の「みくりや市」への出荷とは別に、食材供給担当が生産者に対して翌日に出荷可能な野菜の調査を行い、毎月20日までに給食センターにリストを提出。提出されたリストをもとに、栄養士が献立を作成し、月末に協議会に食材を発注。注文を受けて、食材供給担当が生産者へ品目、数量、納入日を割り振り、納入日に給食センターへ生産者が直接持ち込むといった流れになっています。

雲南市、大山町とも、野菜の納品当日になって品物がそろわなかったり、学校行事の変更で給食にも影響が及ぶ場合など、急な調整や対応を迫られるケースもたまにあるとのことですが、ほぼ順調に運営されているとのことでありました。

以上、総務文教委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

次に、厚生委員長、山村君、お願いいたします。

厚生委員長 厚生委員会は、去る11月10日に愛知県師勝町の思い出ふれあい（回想法）事業、11日に静岡県長泉町の子育て支援策について視察研修いたしましたので、ご報告をいたします。

1日目の師勝町は、総面積8.39平方キロメートル、人口約4万4,000人を有し、愛知県の西部、濃尾平野のほぼ中央に位置し、南部は名古屋市に隣接しています。昭和30年代後半からの高度経済成長の影響により、住宅や団地の建設、工場の進出などが相次ぎ、名古屋ベッドタウンとして人口は急速な増加を続け、かつての農村的形態から都市型形態に変容してきました。来年3月には西春町と合併する予定です。

まず、師勝町総合福祉センターもえの丘で、ビデオを用いて思い出ふれあい（回想法）事業の概要をお聞きしました。みずからの経験や昔懐かしい用具を教材に、その体験を語り合

う（回想する）ことにより、介護予防、認知症防止に役立てようとする回想法は、欧米諸国より始まり、我が国でも病院や介護保険施設を中心に、認知症療法の一つとして実践されてきました。しかし、地域ケアとしての取り組みは前例がありません。

師勝町は、以前から昔の日常生活用具の収集に努めており、昭和の生活史の博物館として全国的に知られている歴史民俗資料館、旧加藤家住宅があり、この回顧するにふさわしい環境資源を事業に利用し、平成14年度から回想法を介護予防、認知症防止を図る保健福祉事業に位置づけ、積極的に事業展開しています。

回想法スクールは、おおむね65歳以上の住民を対象に、1クール8回コースで、定員は10人程度で開催、週1回1時間のセッションを毎回テーマに沿って進行されます。参加前後の効果を測定した結果、認知機能の改善、介護者の介護負担の軽減などが見られ、幅広い健康レベルに回想法の有効性が確認できたそうです。また、スクール修了者で「いきいき隊」を発足させ、活動支援をしていくことで、月2回グループでの継続活動につながっています。今後は思い出ふれあい（回想法）事業を充実させ、高齢者が元気で活力あるまちづくりを目指しておられます。説明の後、歴史民俗資料館、旧加藤家住宅、回想法センターも見学させていただきました。

2日目の長泉町は、人口約3万8,000人で、富士山のふもとに広がる、気候温暖で自然環境に富んだ町です。また、東京から100キロの距離にあり、東海道新幹線の三島駅や東名高速道路の沼津インターチェンジに近接しているなど交通基盤の便利性のすぐれ、産業では業種の異なる大規模工場の立地や近隣地域を含め先端的企業の進出により、多くの住民の雇用の場となっております。また、大手企業の転勤者やマンションの建設などにより、転入人口が増加し、若い住民層が多い町です。

長泉町では、平成11年3月に、子育てを家庭とともに地域全体で支えていく町を目指したエンゼルプランを策定して、子育て支援を強化してこられました。一方、国においては、少子化の流れを変えるためのもう一段の対策が打ち出されたため、長泉町では全国の先行市町村として、平成15年度に地域行動計画を策定されました。

長泉町では、子育て支援策を総合的に推進する「子供育成課」を平成14年度に設置。国レベルでは、文部科学省と厚生労働省に所管が分かれている幼稚園と保育園に関する施策を一括管理しております。長泉町における子育て支援事業では、平成14年度に小学校入学前の3月末まで、健康保険適用分の医療費（入院、通院とも）について全額を助成、初診にかかる負担もありません。所得制限や入院日数の制限を撤廃した完全無料化は、全国的にも珍

しいケースです。

また、町立の2つの保育園で、保護者の傷病や冠婚葬祭などの際に利用できる緊急一時預かり保育や病気の回復期にある子供を預かる病後児保育を実施、町内の全幼稚園で3歳児保育を行っています。町内3カ所に地域子育て支援センターがあり、未就学、未就園の児童とその保護者を対象に、遊び場の提供、仲間づくり、専任スタッフによる育児相談、併設する保育園との交流などを行っています。

こうしたきめ細やかな子育て支援策から、平成2年に1.59だった合計特殊出生率が、平成13年には1.74に上昇しています。転入による社会増と出生率の増加により高齢化が進むものの、年少人口はわずかな増加が予測されています。子供が輝き、子育てが楽しい、心ふれあう町を目指しての長泉町の施策の展開は、少子化対策に多くの示唆を与えてきています。今回の研修の成果を、今後の議会活動に生かしてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、厚生委員会の研修報告といたします。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

次に、産業建設委員長、山本悦雄君からお願いします。

産業建設委員長 産業建設委員会は、去る10月20日、21日に愛知県碧南市の農業活性化センター、あおいパークの視察研修をいたしましたので、ご報告いたします。

碧南市は、人口7万1,900人、面積35.86平方キロで、愛知県のほぼ中央、中部圏の中核都市名古屋から40キロ圏内にあり、北は油ヶ淵、東は矢作川、西、南は海と、周囲を水に囲まれた町です。古くから埋め立てによる開発が進められ、近年大規模な臨海用地が造成され、市域面積の40%に達しており、ここに中部電力など130社ほどの企業があり、市税は歳入の65%を占めております。

碧南市の農業は、農業振興地域の農地926ヘクタールを基盤として、南部一帯はニンジン、タマネギなどを主体とし、北部は水稻、小麦、大豆など、また市内各地でトマト、キュウリ、切り花などの施設園芸栽培が行われおります。ニンジン、タマネギは県下1位、イチジクは全国2位の生産高とのことです。

あおいパークは、露地野菜を中心とした碧南市農業の特色を生かし、家族そろって土との触れ合いが楽しめ、都市近郊農業への理解促進と地域農業活性化の拠点として整備されたものです。事業費は17億6,000万円で、その中心となる本館は2,570平方メートルの広さがあり、ここには産直市、レストラン、映像農業館、ハーブのおふろ、調理加工室な

があります。そのほかに鑑賞温室420平方メートル、体験農園8,350平方メートル、市民農園4,290平方メートルなどがあります。

管理運営については、施設全体は市が直営で行い、産直市はJ Aあいち中央のあおいパーク産直部会が運営しています。産直部会は283戸で組織され、産直市では野菜などの売り上げに対する手数料は15%を出品者からいただき、市へは年間150万円の利用料を払っているとのことです。産直市は、平日にかかわらず多くのお客さんが来ていましたが、土、日にはレジに行列ができるほど多くなり、年間の売り上げは16年度で3億1,300万円あったとのことです。

もぎとり体験農園は、訪れる人に収穫を体験してもらうために、イチゴ、トマト、その他四季さまざまな露地野菜を栽培しております。地元農家で構成する農業活性化組合が、市から2,280万円で委託を受けて運営されています。その他市民農園もあり、70区画を市内在住、在勤の人に、年9,600円で貸し付けています。また、地元の食材を使ったレストランも委託で運営していました。あおいパークを訪れる人は年間100万人を超え、食に対する関心が深いことを改めて認識したところでございます。

なお、前日には安城市にあるデンパークと道の駅を訪れ、花をメインに整備された施設、産直市などについて視察いたしました。

今回の研修の成果を今後の議会活動に生かしてまいりたいと思っております。

以上、簡単でございますが、産業建設委員会の研修報告といたします。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

次に、議会運営委員会委員長、長濱君よりお願いいたします。

議会運営委員会委員長 それでは、議会運営委員会は、去る9月28日に東京都瑞穂町議会を視察研修いたしました。

瑞穂町は、武蔵野大地の西部、都心から北西へ約40キロのところのところに位置し、北は埼玉県入間市に接しています。町の東部には狭山丘陵が広がり、豊かな自然を残しています。現在では、面積16.83平方キロメートル、人口3万3,931人、1万2,935世帯の町となっております。工業専用地域では、200余りの企業が活動し、多摩地域でも有数の工業生産地としての顔を持っています。また、南側には横田基地があり、町域の13%を占めているとのことであります。

瑞穂町議会では、議会の活性化、議会運営などについて説明をしていただきました。

議会は、若手議員の発言をしやすくし、また悪い慣例をなくし、それを明文化する趣旨から、平成15年11月に「議会活性化委員会」を設置されました。議会活性化委員会は、議会運営委員のメンバー6名、そして議長経験者や一人会派の代表など9名で構成されています。議長の諮問機関という位置づけで、結論がまとまった段階その都度議長に答申、その後全員協議会などで決定していく形を採用しています。

13回の委員会が開催され、議長に答申され、採用された主な事項は次のとおりであります。

まず、一般質問通告書に電子メール提出を採用。また、一般質問の一問一答方式の採用をされております。全員協議会の原則公開。そして、法令等で議員が構成員となることが規定されている執行機関の委員会、審議会等以外の委員会等には、議員は参画しないこととする。継続的に町から補助金、交付金を受け運営され、かつ100万円以上の工事、物品等の契約行為が発生する団体については、議員はその団体の執行権を有するおそれのある役職には就任しないこととする。次に、一部事務組合の事務に関しては、組合議会で審議すべき運営事項、経理内容までの事項について、常任委員会、全員協議会で質疑することはできない。ただし、審議経過の確認については、町長、組合議員または所管の課長等に質疑することができる。次に、決算では、1年間予算を執行した結果、担当課としての業務の成果や反省点、懸案となった事項等を統括した報告書が必要とのことから、町側から事務報告書の提出を求める。また、長期総合計画の基本計画を、自治法第96条第2項を活用して条例化し、議決事件に加えることを、2006年3月をめどに予定されています。このように、瑞穂町議会では、ほぼ1年間で活性化対策を次々に実現されてきました。

次に、議会としての行財政改革としては、議員報酬を2%減額する特例条例を議員提出議案で可決し、平成16年7月1日から議員報酬を34万円から33万4,000円に減額されたとのことでした。

また、前日の27日には、東京都議会議事堂を訪れ、第3回定例会を傍聴しました。当日は代表質問があり、石原慎太郎知事がオリンピックの招致などについて熱っぽく答弁されていました。

議会運営委員会の役割は大変重要であり、研修で得た見習うべき点は積極的に取り入れていきたいと思っております。

以上で報告といたします。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

議 長 次に日程４番、平成１７年度定期監査の結果についてを報告することにいたします。
吉岡監査委員、お願いします。

監査委員 平成１７年度定期監査の結果をご報告申し上げます。

平成１７年度定期監査は、平成１７年１０月７日から１１月１日までの間において慎重に実施いたしました。

各課を対象に、事務事業の執行状況及び関係書類並びに会計経理の状況、帳票の処理方法等について監査いたしました。

監査結果でございますが、各事務事業の執行については、おおむね所期の成果を上げており、また関係帳票の処理方法についても良好であることを確認いたしました。

その内容につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございますので、よろしくご一読願いまして、定期監査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

議 長 次に日程５番、議案第８９号、広陵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第８９号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案趣旨のご説明をさせていただきます。

大西氏につきましては、平成１４年１２月９日から固定資産評価審査委員会の委員として３年間お務めいただいております、委員としての実務に関しても長年広陵町役場職員として税務行政にかかわり、町の実情、さらには固定資産税を熟知されており、納税者と本町双方の中立的な立場を堅持しつつ、客観性のある公正な審議並びに判断をいただいているところであります。よって、このたびの任期満了後も、引き続き適任者として選任させていただきたいと思っております。任期は３年でございます。どうかよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案趣旨の説明とさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第89号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第89号は原案どおり同意されました。

ただいま固定資産評価審査委員会委員に同意されました大西氏が来られておりますので、紹介させていただきます。

町 長 ただいまご同意を賜りました大西才司氏をご紹介申し上げます。この場でごあいさつを賜ります。

固定資産評価審査委員会委員 あいさつ

町 長 はい、ありがとうございます。

議 長 本日はご苦労さまでした。

議 長 次に日程6番、議案第90号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長!

総務部長 それでは議案第90号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

2ページでございますが、今回の補正額は1億1,635万3,000円を追加し、予算総額122億5,785万9,000円といたすものでございます。

まず、3ページの債務負担行為の追加でございます。平成18年4月の介護保険制度改正に伴う地域支援事業の運営に向け、新システムの構築費用として、平成18年度から平成22年度までの5カ年で、限度額1,000万円を計上させていただきました。

それから、歳出の方に説明を移らせていただきます。7ページでございます。

まず、社会福祉費の介護保険費でございますが、介護サービス給付費の増加に伴う一般会計からの負担割合に応じましたルール繰出金2,976万1,000円を計上いたしております。

次に、清掃費の塵芥処理費でございますが、現在まで搬出してありますごみ処理委託費におきましては、当初民間では3分の1の予定でトン4万円、近隣市町では3分の2の予定でトン1万円として、全体費用を1億5,000万円程度を予測しておりましたが、実態とい

たしましては、民間と近隣市町村で約2分の1ずつという実態でございまして、民間につきましてはトン4万円、近隣市町につきましてはトン2万円から2万5,000円で、最終費用は1億9,000万円程度になる見通しでございます。よって、4,000万円の補正額を計上させていただいたものでございます。

次に、道路橋りょう新設改良費でございしますが、百済赤部線道路整備工事におきまして、国庫補助事業、その枠につきまして増額になりまして、路線を延長し、整備するものでございます。その額4,659万2,000円を計上させていただいております。

歳入に移らせていただきます。6ページでございます。

先ほどの道路事業につきまして、国庫補助金2,585万円を計上させていただいております。同じく土木債、道路橋りょう債といたしまして、2,100万円を計上させていただきました。残る財源につきましては、繰越金を6,940万3,000円を充当させていただいております。残る繰越金につきましては、1,064万7,000円程度でございますが、3月の補正というふうにさせていただきたいと思っております。

戻っていただきまして、4ページでございます。

左の欄に、今回の町道整備事業に対します事業の増額に伴い、地方債の限度額の変更をさせていただいております。4億5,100万円から4億7,210万円の変更額でございます。

どうかよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議 長 次に日程7番、議案第91号、平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは議案第91号、平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

高齢化が進む中、要介護認定者及びサービス利用料が年々増加しているところであります。直近の9月期の1カ月の保険利用状況を昨年同月と比較いたしますと、1号被保険者におきましては、本年度が5,125人に対しまして前年は4,942人、183人の増というこ

とでございます。要介護認定者数につきましては、本年897人に対し前年827人、70人の増ということでございます。

次に、サービス利用につきましては、居宅介護サービスは本年1,643件、支給額約4,939万円に対し、前年1,422件、支給額約3,984万円、221件、955万円の増となっております。また、施設サービス給付におきましては、本年147件、支給額約4,313万円に対し、前年142件、支給額約4,215万円、5件の98万円増でありました。

今申しあげましたサービス、給付等を合わせました総額の保険給付費は、本年約9,460万円に対しまして、前年約8,346万円、1,114万円、13.3%増となっております。

それでは、13ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出の保険給付費でございます。平成16年度の保険給付費は、対前年度比16%の伸びでありました。また、本年度の4月から9月の6カ月の対前年度比の伸びも16%であります。このような現状から、年間の伸びを16%増として、本年10月改正のホテルコスト減額分の5カ月分1,500万円、約1.3%と見込み、実質年間伸び率を14.7%増として、介護保険サービス等諸費を2億3,808万1,000円の増額とするものであります。

これに伴いまして、11ページの歳入の法定負担分でございます。国庫負担金20%、国庫補助金4.78%、支払基金交付金32%、県負担金12.5%及び次の12ページ、一般会計繰入金負担金12.5%をもって補正したものであります。

次に、基金繰入金は、歳入不足分4,337万4,000円を準備基金から繰り入れるものであります。歳入歳出それぞれ2億3,808万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,303万4,000円とするものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長 次に日程8番、議案第92号、平成17年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 議案第92号、平成17年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の14ページをごらんいただきたいと思います。

平成16年度学校給食特別会計におきまして、15万3,000円の剰余金がありました。その剰余金全額15万3,000円を平成17年度学校給食特別会計の学校給食費賄い材料に充当するものでございます。

なお、平成17年度学校給食特別会計の歳入歳出は、それぞれ2億565万3,000円となる補正予算でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長 次に日程9番、議案第93号、香芝・広陵消防組規約の変更についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。総務部長！

総務部長 議案第93号、香芝・広陵消防組規約の変更についてご説明を申し上げます。20ページでございます。

これまで組規約の中で、収入役につきましては香芝市の収入役、そして副収入役につきましては広陵町の収入役としてうたわれておりましたですけれども、ご承知のように本町では収入役を置かない条例を設置いたしましたので、本規約第8条中第1項「、収入役及び副収入役」を「及び収入役」に改め、同条第4項中「、副収入役は、副管理者の属する組合市町の収入役を」を削るものでございます。

第9条中の「、収入役及び副収入役」を「及び収入役」に改めるという条文の改正でございます。

本規約第8条、執行機関の組織及び第9条の管理者等の任期の条文中「副収入役」を削除するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。議案熟読のため、12月10日と11日の2日間を休会といたしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって12月10日と11日の2日間は休会といたします。

12月12日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議

といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(A.M. 10 : 58 散会)

平成17年12月12日広陵町議会

第4回定例会会議録（2日目）

平成17年12月12日広陵町議会第4回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
健康福祉部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西 辻 眞 治
局長補佐 野 瀬 一 吉
書記 上 田 勝 代

議長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第90号 平成17年度広陵町一般会計補正予算(第4号)
2	議案第91号 平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)
3	議案第92号 平成17年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)
4	議案第93号 香芝・広陵消防組合規約の変更について
5	一 般 質 問

議長 次に日程1番、議案第90号平成17年度広陵町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員!

12番議員 まず1点目は3ページなんですけれども、債務負担行為の補正なんですけれども、この介護保険の地域包括支援センターの事務機器使用料がなぜ債務負担行為という位置づけになるのかという点について、まず一点説明していただきたいと思います。

それから、5年間という期間も含めてなぜ5年間1,000万円の債務負担行為なのかという点についてまずお聞きしたいと思います。

それから、これのどのような事務機器を使用される予定なのかということについても、概略で結構ですので教えておいていただきたいと思います。

それから今回、7ページなんですけど、歳出の方なんですけど、可燃ごみ処理委託料はたびたび全協等も含めまして経過についてご説明をいただいているわけなんですけれども、このごみ処理の委託につきましてはもう随分前から予定されていたことなんですけど、委託がどんどん時期がずれ込んできたという経緯があるわけなんですけど、今ようやく何とか半分までの見通しがついたというところなんですけども、これについてどういうところでこのようなお

くれてきた要因があったのか、どのように分析していただいているのかお聞きしたいと思います。

これはやはり大切な税金ですから、やはり当初の計画どおりに最大限の努力をすべきだったというふうに思うのですが、その点についての時期がずれ込んできた、このような経過についてご説明をお願いします。

それから、その下の百済赤部線道路の整備事業なんですけど、この路線延長という説明につきましては、これは計画が予定より早く進んでの話なのか、計画を延長したという話なのか、ちょっとその辺の確認をしておきたいと思います。

それと、この補助金が半分ほど出るわけなんですけど、町道整備事業債も追加で変更をされているわけですけども、補正されているわけですけども、この町道整備事業債の起債するときの条件というものがどういう条件があるのかということについてもお聞きしておきたいと思います。以上です。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まずご質問いただきました包括支援センターの事務機器についての負担行為でございます。

これにつきましては、ご存じのように平成18年4月から改正されます介護保険法によります包括支援センターと、新設されるわけでございます。これの事務事業に関する費用でございます。これにつきましては4月から稼働をするわけでございますが、来年の3月からもう既に仮稼働をしなければならない、そういうことで一応契約は17年度でしますよと、しかしそれ以後の5年間で機器のリースにつきましては毎年その年度で費用負担の予算を計上させていただくというふうなことでございます。

このシステムの中にはご存じだと思いますけども、新しく介護認定者の軽度の方、新予防給付の方、この方につきます介護計画プラン、これをこの支援センターで保健師等が作成しなければならない。当然これにつきましては介護費用として請求をしなければならない、このためのシステムを構築して請求する費用をつくらなければならない、そういうシステムが一点ございます。

それから、もう一点は地域支援事業、こういうことをします。これは介護認定は非該当であったと、しかし介護の予備軍の方おられます。また健康な高齢者の方もおられます。この方が介護を要介護にならないために、そのためのいろいろな教室とか、いろいろな事業を展開していかなければならない。そのためにはその方のデータというのは持っていかなければ

ならない。当然それに対する達成度だとか、それから事業の評価というものをしなければならない。そういう方のデータを構築していかなければならない、そういうシステムをつくっていかなければならないと。そういうシステムの費用、それと機器につきましては当然サーバー1台とそれからデスクトップのパソコン2台、こういうのを設置すると。これで事業を展開していくということでございます。詳細についてはまだ国の方からも十分示されておりませんが、一応1,000万円の限度でリース代を5年間で支払っていくというふうな形で今回負担行為をさせていただいたということでございます。

議 長 住民福祉部長！

住民福祉部長 松野議員からのご質問、ごみ処理の委託のおくれというご質問でございますけれども、おくれということではございません。ただ、ご指摘ありましたように、当初は近隣の市町村で広陵町のごみの約3分の2のごみを受けていただけるという想定をしておりました。また、処理委託の費用でございますけれども、ごみ1トン当たり1万円という予定で進めてまいりましたものでございます。これは16年度から周辺の市町村に町長初め職員もお願いをしましたし、議会の議員の皆様方のバックアップもたくさんいただいたところでございます。しかしながら、受け入れていただく自治体におきましては炉の状況等、いろいろな条件がございますので、当初見込んでおりました26トンが7月から委託をしているわけですが、1日当たり16トンということで今日まで推移してきております。1月からは檀原市さんが地元の条件等を整えていただきまして、これにも議員の皆様のお力添えいただきましてまことにありがたいなあと感謝しておりますが、1月から檀原市も受けいただくことになっております。これで広陵町の一般の家庭から排出されます可燃ごみのほぼ全量を周辺の市町村にお願いできるという見通しが立っているところでございます。今後も引き続きそういう周辺自治体をお願いを重ねていかねばならないということは当然でございますけれども、いかにも期間が長うございます。先方の炉あるいは施設そのもののいろんな条件も今後事故等あれば、やはり受けいただけないという状況も想定できますので、それ以外の市町村にも引き続きお願いをしてまいりたいと考えております。

なお、周辺市町村の引き取りの条件と申しますか、引き取り価格が当初はごみトン当たり1万円という想定で進めてまいりましたものが、実際には平均で2万円余りかかるという実態でございますので、その辺のところでの今回の補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問の百済赤部線の路線の延長をしているのかどうかというご質問だと思いますが、起点、終点の部分につきましては当初から路線の距離は定められておりまして、路線を延長したわけではございません。いわゆる国の方の調整といいますか、補助金の獲得について当初から町としては手を挙げておりましたので、今年度分の追加という形でいただくということでございます。路線の中での改良工事になるかという考え方をいたしております。今のところ、一部用地のおくれもある場所もございます、どこで消化するかということをごこれから精査するということでございますので、よろしく申し上げます。起債の部分についてはちょっと担当部長の方から。

議 長 総務部長！

総務部長 起債の条件でございますけれども、通常土木債でございますので補助事業、そして事業費から国庫補助金をさっ引きまして、充当率は95%で算定をしておるわけでございます。当初との比較におきまして、110万円を今回追加補正をお願いするものでございます。

なお、交付税算入につきましの基準ルール、そういったことにつきましては手元に今算入率の資料を持ち合わせておりませんので、総務委員会でもご報告を申し上げたいというふうに思います。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 再度債務負担行為なんですけれども、この事務機器の使用料といえばソフトの部分ですから、それも金額も少ないですから、なぜ債務負担行為でしなければいけないのかいところがよく理解できないんです。それも5年にわたってですね。これは国がそういう形でしろということを行っているのかどうか、その辺も含めて再度ご説明をいただきたいと思っております。

それから、ごみ処理の問題についてはおくれということではないという説明でしたけれども、実際は当初3分の2を想定しておりましたので、取り組みがおくれでずれ込んできたと、こういう実態は明らかだと思うんですが、これは大きな問題ですので、担当課だけの問題ではなく町全体の取り組み、とりわけ町長の責任も大きかったなというふうに思うんですが、こういう問題につきましてもやはり計画を立案されましたら、最大限のそういう努力をこのケースだけに限らず、ほかの場合も今後も努力をしていただきたいということを重ねてお願いしておきたいと思っております。

それから、路線の部分なんです、補助金がおりにることになったということでの延長とい

うことは理解できましたが、この工事の延長工事、これ年内に完了できる見通しなのかどうかということも確認したいと思います。

それから、借入れの条件についてはほとんどないと、フリーハンドみたいな形ということなんですが、いろいろと研究していただいていると思うんですけども、やはり金利の安い、また会計監査かな、行革かな、の方で基金の活用ということも言われておりましたが、金利の安くて、また繰上償還とかしやすい、そのような柔軟な形で起債をお願いしておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 債務負担行為の基本的な考え方でございますが、当該年度で大きな支出、そういったことを条件的に予算化できない場合、5カ年で予算の獲得をお願いするというふうなことで、5カ年の先の予算取りといった形の行為でございますので、基本的には5カ年契約あるいはリース、レンタル、そういったことで後年度に負担、予算を伴うものを毎年予算の獲得を約束をさせていただくために、その当該年度で将来にわたる予算の分について債務を負担するという状況を議決をいただいておりますので、基本的には将来にかかわる予算を事前の年度でお約束を許していただくという意味で5カ年、1,000万円を今年度にお約束の行為を許していただく、こういった基本的な費用でございます、そのご可決をいただきたいというものでございます。

それから、起債につきましては当然政府債、縁故債、決められました条件整備で借り受けをさせていただいておりますので、当然政府債については金利は確定されます。その金利をもって、縁故債の場合はそれに付随して一番安い有利な条件で借り受けをさせていただいております。今や南都銀行だけでなく、中信、そういったところも金利の動向を見据えて借入れの事務手続を進めさせていただいております。

どうぞよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 百済赤部線の工事につきましては、この金額の範囲からいきますと約3カ月程度はかかるんじゃないかというふうには予想されます。当然その3末で完了するということは大原則でございますので、私どもの担当としましては年度内にその用地のめどがつくかどうかで判断しなくてはいけないと、そういう基準をといたしますか、判断をいたしております。ですので、年内に残りの用地の部分を集中的に用地交渉をいたしまして、それができれば年明け早々発注と、できなければ繰り越しもやむを得ないというふうには判断今している

ところでございます。

議 長 14番議員！

14番議員 可燃ごみの委託料のことでちょっと確かめたい、お尋ねしたいと思います。

先ほど松野議員からいろいろご質問ありましたが、他の自治体をお願いするのを当初の話し合いの中ではやはりある意味で温かく、向こうもそのような対応であったと思いますね。しかし、現実に入入をお願いしたことになり、現実になれば、まだ各市町においても向こうは向こうの事情なり、いろんなことがあるわけですね。周辺住民との約束事もあるかもわかりませんから、当然そのようなことで条件が変わっていくというのは、これ100歩譲ってそれは無理ないな、やむを得ないなと思うわけでございます。

しかし、やはりある意味で一番私心配しているのは、ごみの減量、分別ということで各自治会のお願いの説明会をずっとされた中で、そのチラシの中に委託料の概算というのか、数字も出ておったわけでございますので、一般の人でもそれを当然、黄色のチラシやっと思えますね。それで聞いておられるし、読んでもおられると思います。そのことも含めて我々も、議会としてもこれ4,000万円の補正ということになるわけですので、かなり高額補正になるわけですね。補正にね。その意味では今後やっぱり要は受けてもらうわけですから、向こうの都合は当然無視してまでこっちから値段のことは言えませんということは当然ですが、最終的にここで歩み寄った中でこの数字が、金額が出てきた、民間委託も含めてね。ここで次の段階、ごみの減量、それから分別にまたこぞって再度一つのシステムをつくって住民に周知していくということも聞いておりましたので、その中で委託料の変化をきちっとした形で示して、これだけ非常に高額になったこともあるわけですから、大いに分別、減量についてはより以上ご理解を賜るといっても含めて、今後はやっていかざるを得んのではないかなあと思うわけです。

そこで、一般の人に周知するときにはやはりもう少し、数字のことは特に印象に残るわけですので、金額のことについては今後十二分に配慮した上で出していかなければいけないんじゃないかなあと思うので、ちょっと見解をお聞きしたいと。

議 長 住民生活部長！

青木議員からのご提案というか、ご指摘でございます。

担当といたしましては、おっしゃるとおり、費用が想定してたよりもかかるということについては、住民の方々にもお知らせをすべき責任があるのかなあという認識はしております。ただ、現施設の清掃工場の周辺住民との約束ということからこういう事態になってきたとい

う過去の経緯も踏まえて、その辺のところも十分考えながら住民の方々に現状についてご説明をし、お願いをし、そして今後新しい施設になっても分別あるいは減量ということは大事なことでございますので、職員、担当だけでなしに一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 6番議員！

6番議員 2点だけ聞いておきたいと思います。あとは総務委員会で聞きますけれども。

1つは地域包括支援センターの件なんですけれども、これは先ほど3月から仮稼働するというようにおっしゃってるんですけども、その場合の事務機器等はいつから扱うのか、これ18年度からの債務負担行為ということになってるんで、3月はどういう形でその内容を継続した形で使われるのか。

本来そういう意味で言うと、国の補助金の制度の問題、これは包括支援センターの事務機器等についても自治体によっては従来の機器を使って処理していく自治体もあります。これは新しい制度だということで、保健師やまた主任、ケアマネジャーなどを雇い入れるっちゃうことになっていくわけなんですけれども、その全体の国の指針というのは示された上でこういう形にされているというように思うんですけども、その場合の補助金の対応はこれはどうなっているのかという第1点と、先ほど言った3月から稼働するというのでいえば、従来の機器を使ってやるということになると思うんですが、その点との関係はどのように考えて今事務を進められているのかという点をお聞きしておきたいというように思うんです。

それから、ごみ処理の問題なんですけれども、これは当初非常に困難な問題がつきまわっていたということがあって、当初の予算を現時点でいえば4,000万円オーバーするということになったわけなんですけれども、これはまだここ続いていくわけですから、この部分についてのやはり町としての考え方、当初民間3分の1、協力自治体3分の2という設定をしたということからいっても、その対応について今後どのような計画を持って取り組むのかということですね。

それと、今後の問題としてもやはり大きな経費が使われていくということから、これに対する終了までのやはり考え方をきちんとまとめて、それに向かって努力していくということが必要だと思うんですけども、そういうような設定の問題というのをきちんと庁舎内で議論し、そしてそれを住民に理解してもらえるための方法、これは減量化の問題につながるわけなんですけども、そういう問題とあわせてこの処理をどういう形で終了まで予算を使って、どういうような形で今後努力しなきゃならない問題はどこにあるのかということ

明確にさせる必要があると思うんですけども、そういう指針なりのところちゅうのは明確に持っておられるのかどうか、あるいはそれは必要ではないかというように思うんですけども、結局は相手があることだから相手次第で状況がわからないというような形になりかねないわけなんで、そういう点でのやはり努力目標という問題は明確にさせる必要があると思います、どういう形で取り組まれるのか。

そういう場合に、従来の処理費用、既存施設で行っている場合の処理費用は当然要るわけですから、それでの追加分、これは人件費は当然そのままになっているわけなんですけれども、処理費用との差額についてどれぐらいの負担が新たに生じているのかという点もやはり明確に出していただいて、そしてこれだけでしたら委託料全額が大きな金額という形で見えてくるので、やはり従来の処理費用を引いた分の純増の負担がこれだけだという点についての認識もあわせてやはり説明していただく、住民に説明する、こういう点もやっぱり必要だというように思いますので、その点についてもお聞きしておきたいと思います。以上です。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ご質問いただきました地域包括支援センターの事務機器の負担行為の点でございます。

まず、事業は4月から開始になるわけでございますが、3月からシステムの稼働がどうかというふうなことのテストの段階でございます。実際は18年度から5年間で費用負担をしていくということでご理解をお願いしたいと思います。

それと、補助金等につきましてはまだ国の方からどのような形になるんかは示していただいておりませんので、この辺につきましても何かの措置をしていただきたいというのは我々保険者としては思いを持っておるということでございます。十分な内容のことについては政省令がまだ出てきておりません。この26日ぐらいにまだ国の方で全国の課長会議とかあって、費用負担等、報酬単価とかが決められるというふうなことでございますので、その点だけよろしく願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 寺前議員からのお尋ねの中の1つ目、周辺自治体との関係の中でお尋ねをいただきましたので、お答えしたいと思います。

具体的な名前は差し控えさせていただきますけれども、自治体によりましては首長がかわられたと、町のトップがかわられたとという町もございます。当初は町と市とで協定を結んで持ってこいと言っていた、これはもう平成15年ぐらいに平岡町長が何度も交渉を

し、そういう答えをいただいていたと、しかしながら町のいろんな問題もあり、そしてごみ処理問題そのものでもご苦勞をされている自治体もたくさんございます。広陵町の施設と比較したときに、広陵の施設の方が立派やなあと言われるような状況も自治体によってはございます。そうした中で、我々担当として本当に感謝しております。周辺自治体の職員を初め理事者、そして議会の先生方の理解があって今日このような状況で処理をしていただいておりますということでございます。

それと、3点目としてお尋ねをいただきました費用の比較、現在の例えば広陵町で焼却処理をしていたときにトン当たりどれぐらいかかっているのかと、それと比較したときにどれだけの負担がふえたんかという、そういうことも大事だという寺前議員のご指摘がございました。

これは広陵町の処理を試算いたしますと、広陵町の現清掃センターで焼却していたときの費用が、年度によって若干のばらつきはございますけれども、トン当たり1万8,000円から2万円という実態でございました。現在4つの自治体、そして1月からは1つ加えまして5つの自治体をお願いをするわけですが、北葛の2つの町につきましては、1つの町は過去の広陵町の協力に対する感謝ということで、今年中は無料でお引き受けをすると言っていただいております。1月からはトン1万円、そしてもう一つの北葛の町、これもトン1万円で現在まで処理を受けていただいております。市につきましては、やはり積算されたその町の施設の処理費用が大体25円ぐらいかかるという試算がいずれもなされております。そういったことで、先ほど言いましたように平均すると2万円余りの委託平均になるということでございますので、今後もその辺のところは十分担当レベルで協議を進めながらやってまいりたいと思います。

それと、住民の方々への説明責任といえますか、あるいは減量、分別についてのPR、これにつきましては青木議員にお答えしたとおり、今後も引き続き町長以下、全職員がごみ問題の重要性を認識した上で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 8番議員！

8番議員 4,000万円の補正ということでございますねんけど、これごみの減量ということで住民の皆様にもいろいろお願いをしておられたと思うんですけども、余り効果が上がっていないんじゃないかと、そのように思うわけなんですよね。だから、住民の皆さんも本当にこれだけの費用がかかってこうなるんだと、だからちょっとでも減らそうというよ

うなことは余り、また役場の方からもそういうところが見受けられないということで、今後また心配しますのは1月から透明の袋にするということなんですよ。これは当然樫原市等の関係がございまして、透明の袋でなければ受け入れられないということですから、全部そうするという事なんですけど、この辺も十分浸透しているのかどうか、もしこれが間違っ
て黒い袋でも出されるというときの収集はどういうふうに考えておられるのか、この辺非常に大事なとこだと思いますので、ひとつ答弁の方をよろしく願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 減量、分別の学習会あるいは取り組み、効果は上がってないのじゃないかというご心配をいただいております。

確かに完全に我々が望んでおります状態には至っていないところもございまして。ただ、透明袋も含めまして町の現時点での一番身近であり、一番難しい問題でもございまして。担当といたしましては、樫原市あるいは周辺の大和高田、葛城市、あるいは河合、上牧町、これらの町でも透明袋での取り組みもされております。そういうこともございまして、1月以降は繰り返し繰り返しお願いをすると、あわせまして周辺の自治体に持っていけるように、人海戦術でも対応をする必要が出てくるかもわからんというような思いで今取り組んでいるところでございまして。なかなか住民の皆様には我が身のこととしてご認識をいただけてない部分もあることはあると思います。しかし、ごみ減量推進委員さん等、いろんな立場で必要性を認識していただいている方もございまして、その輪を広げていただくということで今後も粘り強く頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

いきなり収集をしないというようなことはなかなかトラブルのもとにもなろうかと思っておりますので、指導といいますか、幸い広陵町は戸別収集が基本でございまして、そのときは前にもご提案ございましたが、職員が一緒について回って顔を見せて頼めということもありましたので、そういった取り組みもやっていく必要があるのかなというように考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 8番議員！

8番議員 今現在白の袋にせないかんということ、どれだけ浸透しているかということサンプル調査と申しますか、やはり住民のところまで調べてみる必要があるんじゃないかと思うんです。もう日にちが余りありませんのでね。だから、そうしないと出てきたときに半分ぐらい黒い袋出たっというふうなことになるましたら、やっぱり住民の方で余った袋をそのまま、ある間使おうというふうな気も出てくると思うんですよ。だから、そういうとこ

をサンプル調査でもして、これはあかんと思うたら、もう年内でもやはりもっと徹底したPRをしないと、その場になって私は収集の場が大変なことなるんじゃないかとそういうぐあいに思うわけなんです。できたら10枚ずつぐらい、先にばあーっと住民のそこへ無料で透明の袋を配って、そして1月からとりあえず使ってくださいと、あとはまた自分で買うなりして使ってくださいというような形をとれば、かなり徹底できると思うんですけど、その辺どうなんですか。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 今ご提案いただきましたサンプル調査等についてですけれども、現在のところ地域のばらつきもあるものの、大体白い袋が3割強、黒い袋がやはり多いという実態でございます。ご提案いただきました最初何枚かでも配ってお願いをしたらどうかと、こういうことについても早急に検討して方針を決めたいと思います。ご意見ありがとうございます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第91号、平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 9番議員！

9番議員 私の後ほどの一般質問にもちょっと関連あるのでお聞きしたいのですが、今回介護給付約3割ばかりの補正、3割アップの補正を組んでおられます。当然広陵町は人口が急増ですからふえるのはわかるんです。私の感覚からいうと、広陵町は若い世代がたくさん入ってきてるはずだとは思ってたんですが、この給付費の補正額約2億3,800万円、たった1年間でですよ、3割近い補正を組まないかんというところの感覚的からいうと、こんなにたくさん使う人がふえたんかなっっちゃうのが一つ余り理解できなかったんですが、県下の各市町村もこういうふうな傾向は出ているのでしょうかね。

広陵は確かに人口はふえていることはわかるんですよ。私ら真美ヶ丘にいてるから、何か若い世代ばかりふえて、高齢者がそんなにたくさんよそから来てるんかなっっちゃう、ちよっ

と3割もふえるようなことが余り理解はできなかつたんですが、県下の平均とか、よその市町村とか、このような状況にはなってるんでしょうか。その辺、何か把握されているでしょうかね。ちょっとお願いします。

あとは本会議のときに人数はこんなにふえたっちゃうのは聞いてますので、それはわかるんですが、よそもこういうふうな傾向でしょうか、どうでしょうか。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまのご質問でございます。

確かに高齢化率は15%と、近隣市町村に比べては低いわけでございます。ただ、今3割、約二十五、六%、これは伸びております。これはあくまでも予算の編成時点に第2期の保険料を策定するときに3年分の保険給付費を出して、それから保険料の決定をしております。そのときの給付をもって予算計上をさせていただいておりますので、実質的には対前年度比としましては16%ほどの伸びでございます。ただ本町の場合、第1期のときは非常に介護保険制度が十分に住民の方にも認識されていなかったと、非常に給付が伸びなかったというふうな状況で、第2期のときにもさほどの伸びというものは思いはなかったということでございます。しかし、実際には非常に伸びてきておると。保険料につきましても、やはり保険給付につきましても全国的なレベルになってきたということで、それだけ利用をするサービスの提供ができてきたというふうに我々は認識しておるわけでございます。

近隣市町村の状況ということでございますけども、我々も確認はしておりませんけども、今第3期の保険料の設定の中では、聞いておりますとかなり保険給付費は伸びてきているということは現実でございます。国が平均のことを示しておりますけども、保険料でも4,300円というのが国のレベルでございます。本町もそれに近い数字が出てきているということでございます。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

議 長 6番議員！

6番議員 非常に保険給付費について心配事が多いと思うんですけれども、この中で今年度、10月からホテルコスト代と称して食費と居住費について新たに利用者負担を設けたということで、その予算を1.3%、1,500万円と見ているというように説明されたわけですが、この内訳はどういうような内訳になっているのか。

これは、特に実態として非常に来年度からの負担増もあわせて、もう10月から今入っておられる方々あるいは今後の方々にとって非常に大きな負担になっていると。非課税世帯とそうでない世帯との格差っちゃうのが非常に大きくなって、退所しなければならないという

ような事態も全国的には考えられるというほど深刻な問題になっているわけなんですけれども、この1,500万円の内訳を示していただいて、ホテルコスト代と称して利用者負担になった実態について説明をお願いしたいと。

これ10月からですんで、今ようやく回ってきている状況かなとは思いますが、その流れの中、あるいはまた予想している状態について説明をしていただきたいというように思うんです。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ご質問いただきましたホテルコストの件でございます。

国はホテルコストの分につきましては、保険給付費の5%というふうな設定をしておるわけでございます。これは試算の段階でございます。現実的には今寺前議員がおっしゃいましたように10月分の支払いは12月、今月に出てくると思います。

町といたしましては、その5%というふうな数字をととも見られないと、やはり安全なということで3%と年間を見て、この計算をさせていただいた。国が平均施設入所者等につきましても負担が2万5,000円から3万円というふうな数字を試算されておりますので、2万5,000円の施設が130人程度、140人まででございますけれども、それで大体1月300万円の5カ月、1,500万円というふうな形で減額をさせていただいたわけでございます。これについてはいろいろとサービスを受けられる方については厳しいというふうなことでございますけれども、やはりこの介護保険制度を持続可能な制度としていくためには、やはりご負担をお願いせなければならぬというふうには思っておるわけでございます。保険料につきましても、やはりこれだけ介護給付費が伸びていく中ではやはりある程度の負担というものは皆さんにお願いしていかなければならぬ、これはこの制度はこれから持続するためにはやはり必要なことでございますので、その辺のご理解はしていただきたいとこのように思っておるわけでございます。

議 長 6番議員！

6番議員 今数字は結局出てこないということで仕方ないと思うんですけれども、国が5%を設定して、町が1.3%、ああ3%、1.3と違うの。（健康福祉部長「それは5カ月で1.3。」）だから、10、11、12、1まであれやろ、今年度。（健康福祉部長「2。」）2まで今年度分として、3月は来年度に回るわけやね。5カ月で。ああ、わかりました。そういうような設定をしているということなんですけれども、実態として住民税非課税世帯とそうでないような世帯とのそういう国が示している実態と広陵町での実態というのは想定し

た数字として出されているんですか、それとも全くアバウトな数字として現在今300万円、5カ月の数字を出されているのか、その点については広陵町の実態っちゅうのはもちろん12月、1月にならんとわからんわけですけども、今おっしゃったとても5%は危険で見られないという思いというのはどのような内容なのか聞いておきたいというふうに思うんです。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ホテルコストにつきましては、低所得者につきましては補足給付というふうなことで、ほとんど給付負担は変わらないというふうなことで以前ご説明もさせていただいたと思います。ただ、平均して国が1人当たり、施設に入っておる方が2万5,000円から3万円というふうなことで、本町の場合は2万5,000円を一つの基準として、施設入所者に対しての人数で計算をさせていただいたということでございます。ただデイサービスとか、ショートステイとかにも費用負担はありますけども、それはちょっと我々も計算しにくいということで、それは除いておるということでございます。ですから、2万5,000円の130人程度しますと1月約300万円というふうなことになるということですので試算をさせていただいておるわけでございます。

議 長 1番議員！

1番議員 12ページの基金の繰入金についてお尋ねしたいと思います。

今この補正予算では4,337万4,000円出ているわけです。それから、補正前の額で1,182万7,000円、合計5,502万1,000円。この繰入金、いわゆる基金の繰入金がこのように出ているわけですが、前回の9月の定例会においてはたしか4,900万円ぐらいしか、この繰入金はないと言うてはったと思いますが、今数字を見ますと5,500万円という数字がここにあるわけですが、この辺のどういう数字になっているのか、それから今現在この5,500万円のお金、そして今回の補正額の4,300万円を使うのであれば、あとのこの基金の残金は幾らあるのかを教えてくださいと思っています。

それから、13ページにあります居宅介護サービスの給付金、それから施設介護サービスの給付金、1億1,900万円と同じように1億1,900万円、このように居宅介護サービスと施設介護サービスに大きなお金が要るわけであります。この内容を少し説明していただきたいと思います。

一つ、一番多いのは何に使うのか。例えば居宅サービスにおいては訪問介護、訪問看護、通所介護デイサービス、通所リハビリステーション等々10項目ぐらいあったとは思いますが

が、やはりその中で一番多いのは何なのか。

また、新しい新予防システムができて、特に訪問介護については、やはり家事代行型の訪問介護は生活機能を低下させる結果になった例もあるという反省から、やはり介護予防訪問介護、この見直すことについても、新しい予防介護給付についても国の方ではこのような改正もあるようであります。ですから、町においてもどのような考えを持っておられるのか、そして施設介護サービスについては何人の人が今サービスを受けておられるのか、この予算の中身を示して数を説明していただきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、12ページの基金の繰り入れの件でございます。

山田議員がおっしゃいましたように、決算のときに4,900万円というふうなことでお答えをさせていただきました。それから、9月に給付費に対します公費負担の精算ということで、550万円ほどの収入を計上させていただいたと思います。これは17年度予算でさせていただきました。トータル的には今現在基金保有額は5,536万9,169円でございます。必然として今基金でトータル5,520万1,000円というふうなことでございますので、わずかの金額しか残らないと、ほとんど基金はないということでございます。基金があれば幸いなのでございますが、このような状況であるということでございます。

次に、保険給付費につきましてでございます。この介護サービス等につきましては、全体の保険給付の金額を算出させていただきまして、施設サービス等いろいろのサービス、非常に多くございます。その中で一番多いサービスというふうな形で予算の科目として計上をさせていただいたわけでございます。実質的に今我々が調べました内容につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、介護給付費の状況でございます。

これにつきまして、居宅の部分につきまして対前年度と比較をいろいろさせていただいたわけでございます。説明のときにも9月期の金額と対前年度比をお示しさせていただいたと思います。対前年度でかなりのやはり件数的な伸びは示しております。23.何%とかというふうな状況で伸びを示しておるわけでございます。その中でも、特に在宅介護サービスの中でもやはり訪問介護サービス、これが本年度9月では324件でございました。前年の同じ9月期では279件というふうなことで、16.1%伸びております。最も多いのが通所介護、デイサービスでございます。これにつきましては9月期が180件に対しまして、前年度は131件と、37.4%も伸びておると。通所リハビリテーション、要するにデイサ

ービスでございます。これにつきましても9月期が152件に対しまして、前年度が123件と23.6%というふうな伸びを示しておるわけです。非常にデイサービスとかデイケアを利用されている方がふえてきていると。

特に軽度の方、今度18年4月からは新予防給付の方に移行されるわけですが、その方が大体認定者の48%を示しているというふうな状況でございます。そういうことで、議員もおっしゃいましたように本当に利用をされて重度化を抑制しているのかというふうなことで、今回そういうふうな形で新予防給付という形で、今までの既存のサービス以外に新たに高齢者の筋力トレーニング、それから口腔のサービスとか、それから栄養指導とか、そういう部分も新たなメニューとして追加されて、予防をやっていこうというふうな内容でございます。

それと、施設サービスにつきましては平成17年の9月の期では139人、これがお入りになっておるわけでございます。それに対しまして、前年度が136人というふうなことでございます。微増に伸びているということでございますけども、これにおきましても軽い方が退所されて今度重度の方が入ってこられるということになれば、費用的な単価が非常に変わってくるというふうなことで、ただ人数だけとか、やはり要介護の状態の人の内容によって費用負担も変わってくるというふうなことでございます。施設入所につきましても、当初介護保険ができました当時は施設入所が88人かぐらいでしたが、今139人というふうなことで、かなりの率で伸びてきているというふうなことでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 詳細については厚生委員会のでいたしますので、基本的な部分についてだけ質問をしておきたいと思えます。

ただいまも説明ありましたように、特に軽度の方のサービス受給がふえている、こういう状況は十分知っているわけなんですけれども、地方分権の中にあってやはり広陵町独自のやり方というものも模索をする余地が十分にあると思うんです。これはしばしば使わせてもらいますが、「地方議会人」で議員の方が毎月もらっている雑誌なんですけれども、こういう中でもそのときの厚生労働省老健局長の堤氏もおっしゃってたそうなんですけれども、介護保険は介護問題の一部を解決するにすぎないんだという趣旨の話をされて、あえて数量的に言えば地域の介護問題の50%は介護保険が対応をし、次の25%は市町村が地域の実情に合った独自の保健福祉事業で対応をし、残りの25%はNPOを含む地域住民の助け合いが支えるということであろうというふうに述べられたことについて、いろいろな評価のされて

いる言葉も載っているわけなんです、ですから本当にかがちがちに介護保険制度をしっかりと実施をしていくという考え方ではやっぱりいけないんじゃないかと思うわけなんです。とりわけ、来年度このように大変利用が大きく伸びているということが大きな要因で、またさらに高齢者の控除が廃止されて税金が値上げされる中で保険料が値上げをしていく、そしてまた広陵町特殊の事情があって値上げ幅が大きくなる、こういうことが大変今担当者の中でも懸念をされていると思うんですけども、こういう柔軟な対応を発想をする必要が今あるのではないかというふうに思うわけです。

ある自治体では利用料の6割を全部の方に対して自治体が負担をする、あるいはまた高額上乘せ分、高額サービス提供者に対しても介護保険を超えた高額の部分については委託方式で自治体が負担をしていく、こういうことで在宅を中心にした高齢者の手だてをされている自治体もあるわけなんです。これは特区を使っているとは書いてありませんでしたので、今の状況でもできる広陵町独自のやり方が幾つもあるんじゃないかならうか、そしてまた前回、前々回とか言ってますが、特区を使つての介護保険の柔軟な適用、こういうことも今検討をしていく必要があると思うんですが、こういう点についてやはり幅広く情報を収集して、そして今本当に担当課の方でも胸を痛めていただいていると思うんですが、次期の介護保険料が大変大幅値上げになるということに対して、そういう形でいろいろ知恵を絞っていただく必要があると思うんですが、そういう幅広い情報収集のもとにいろいろな柔軟な介護保険周辺事業も含めて対応をしていただける準備を、構えをつくっていただいているかどうか、この点について確認をしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ご質問いろいろいただきましてありがとうございます。

ご存じのように介護保険法が改正される大きな来年からの趣旨は、予防重視型のシステムの転換というふうなことでございます。当然この中にも新しく地域支援事業というふうなものも創設されます。そういうところでいかに高齢者の方が要介護認定にならないかというふうなことをやっていく、これがやはり保険料を抑制するというふうなことになってこようかと思えます。今いろいろとご提案いただきました独自性のものにつきましても、今第3期の策定委員会を開催しております。そのような中でも、我々としてはご提案もしていきたいとこのように思っております。

ただ、おっしゃってましたように今介護認定を受けて、サービスを受けておられる方が、介護保険の被保険者が5,000人以上おられるわけでございます。そのうちの15%の方

が言うたらサービスを受けておられると。そのサービスを受けておられる方に対してどれだけの独自のサービスをするのか、これは予算というものがございます。当然全体的なレベルでやはり何事も考えていかなければならないと、いろいろと今福祉施策の中では社会保障というふうなことで年金とか医療、いろいろなことを言われてます。自己負担も非常にふえてきている中でございます。また、子育ての支援とか、そういうところの予算もいろいろございます。そのような中で、総合的に考えて独自性を出していきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 12番議員！

12番議員 基本的に言いたかったのは、町独自のやり方にもっと柔軟な姿勢を示してほしいということなんです。先ほども言いましたように、あえて数字といえば高齢者対策の介護保険に該当する部分50%でいいんじゃないかと、残りの50%のうちの2分の1、25%は例えば広陵町独自の対応をしてフォローしていったらいいんじゃないかと、こういうような発言がありまして、そういう考えがあるということを理解してほしいなと思ったんですけども、例えば今度新しい介護保険制度になりますと、新予防給付も全部介護保険の予算の範囲内でやっていかなきゃいけないということになってくると、やはり大変介護保険が窮屈なんです。ですから、ある自治体ではそういう軽度なとこに独自の物差しをつくって、独自のデイサービスとか、ヘルパーさんの派遣とかしているということなんです。だから、そういう介護保険から外していく部分を広陵町でつくっていただいて、介護保険に大変大きな負担をかけないような介護保険会計に、そういうことも考えていくということを提案しているんです。

というのは、本当に介護保険に一般会計から繰り入れするのは今の状況ではできないんですけれども、先ほどの補正予算の中でも4,000万円の補正は簡単に組まれるわけですね。でも、介護保険で4,000万円あったら、どんなにたくさんの仕事ができるかということを考えていただきたいんです。今回の2期の方の介護保険で3,000万円で1人1カ月3000円の保険料の値下げ、3年間できたじゃありませんか。ですから、私は先ほどこういうようなことを繰り返さないで慎重にやってほしいということを町長にお願いいたしましたのは、福祉の方は意外とお金かからないでたくさんのサービスができるということなんです。今本当に高齢者の中だけではないと思うんですが、今貯金を持たない、貯金0の方が日本の中で大体23%、4人に1人がいると言われてるんです。その多くは高齢者だと言われてるんです。そして、生活保護世帯も100万世帯を超えたという、こういう貧富の差が拡

大する中でますます介護保険もサービス、今受けている方がだんだん受けにくくなるという状況も強くなって来るわけですから、ですから広陵町独自の対応できるという発想を、柔軟な発想をまずは持っていただく、このことが基本的な姿勢だと思いますので、重ねてこの点をお願いしたいと思うんです。後で一般質問もいたしますので、そのときにさらに質問したいと思います。町長の考え方だけ聞かせてください。

議 長 町長！

町 長 今松野さんの持論をおっしゃったところでございまして、町としては要る費用はこれは皆予算で支出をしなければいけないわけです。実態としては介護保険についてはこうした多額の費用負担が請求されているわけでございますので、この分については皆さんが負担をしなければいけないとこうなるわけでございます。結局はこうならないために、事前に健康な人を健康に生き続けていただこうと、そしてまた病気にもなっても介護度が軽く済むように、こうした行政も実は取り組んでいるわけございまして、苦しい人だけを助けているのではなくして、ひどくならないように健康対策、また予防対策を実施しているものでございます。何でも今日までは在宅福祉というよりも施設福祉が主流でございました。もう病気になれば病院へ行く、体が都合悪くなれば、介護しにくくなれば老人ホームに行くというような、そういう傾向にあったわけですが、今これは在宅福祉に戻されているわけですね。しかも、在宅で全てケアできればいいんですが、地域の力をしっかりとやっていただく広陵町の独自策をやっぱり考えていかなければいけないなと思っています。

現在社会福祉協議会で青い鳥というのをやっております。これも施設福祉であります、現在この体制では大赤字でございまして、もう少し考え直して、これらを私は取りやめをして在宅福祉に切りかえていこうと、これらの赤字分を在宅の人たちにもっと便宜を与えるようにしてはどうかと。役所が経営しているということについては奈良県下では二、三しかやっていないんですが、限度があります。これよりももっとしやすいような、広陵町民に喜んでいただけるような幅広い活動をしてはどうかと。単なる20人、30人を限度に大きなお金を使っているというのには問題があるのではないかということで、せんだってから協議を開始をしているところでございますので、どうぞこれからの私ども、また皆さん方との協議を重ねながら在宅福祉、これがメインでございまして、この方でとり進めていきたいと思っております。

議 長 8番議員！

8番議員 1点だけ聞いておきたいと思います。

前にあった村本の寮の寮の、あれが有料の老人ばかりのアパートですか、あるいは老人ホームですか、あれについては前のときには初めは町が全部負担、もしあつこで介護者が出たら全部町が負担せにゃあいかんと、よそから来た人もということになつとつて、それではぐあい悪いということいろいろ話し合いがあつたと思うんですけれども、それは現在はどういう法律的な取り扱いになつてるのかということですね。

もう現在入居されて、オープンされているのかどうか、その辺をお願いしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまご質問いただきました村本建設の社宅の件でございます。

今介護つき有料老人ホームというふうな形で来年の4月オープンというふうなことで、パンフレット等が今もう出されているかと思ひます。それはあくまでも住所地特例が来年4月から実施されるということで、入所を町は認めるということで意見書を県の方へ出ささせていただきます。ただ、県の方では十分それについて認可を出したかどうかは定かではございません。ただ、今在宅のサービス、ホームヘルプサービスとか、それから今後デイサービスとか、そういうことについてはもう12月からですから、事業を展開されているかどうか、その辺はまだちょっと定かではないんですけども、そういう申請の方もされております。これは近々、もう今既に実施されているかどうかちょっと確認はできませんけれども、されているというような状況でございます。ただ、有料老人ホームにつきましては4月からということでございます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よつて、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第92号、平成17年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 この賄い材料費の方なんですけれども、材料の仕入先、どんな状況なのかということをお聞きしたいと思います。

それから、地場産の品物を幾つか試験的に二、三、使っていただいているということをお聞きしたことあるかと思うんですけども、この地場産品の場合の価格についてはどうなのか、あるいはいろいろなメリット、デメリット、もし分析されていれば教えておいていただきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 仕入先の状況でございますが、仕入先の状況につきましては町内の八百屋さん、肉屋さん、魚屋さん、そういったところで仕入れております。

また、先ほどの地産地消の問題でございますが、現在試験的に導入をいたしております、10月24日はハウレンソウ、そして25日にはチンゲンサイ、11月2日にはネギ、16日はナス、そして12月7日にはチンゲンサイ、20日にはハウレンソウ、こういった広陵町でとれる野菜、そういったものを2,400人の児童に食べていただいております。

来年からにつきましては、また本格的な導入に向けて検討をしてみたいなあと考えているところでございます。

そして、この価格でございますが、丸広がその当日出荷いたしました平均値を出していただきまして、その価格と設定するとういうことを聞いております。詳しいことにつきましては、後ほどの一般質問もでございます。そういう中で出てまいりますので、また改めて答弁させていただくと。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第93号、香芝・広陵消防組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 1点だけお聞きしておきたいと思ひます。

広陵町の収入役が廃止になったことに伴う変更なんですけれども、これによって広陵町から組合に入る方が少なくなったというふうに認識するべきかと思ひますが、これによる若

干の発言力の低下とか、そういう懸念はあるのかなのか、それをお聞きしておきたいと思
います。

議 長 助役！

助 役 副収入役はもともと理事者側の立場でございまして、組合議員ではございませんで
したので、議会としては何らメンバーは変わってございません。理事者側の副収入役という
ことでございますので、理事者としては町長が副管理者として今まで同様組合の運営に携わ
っていただくということでございますので、何ら問題はないと認識いたしております。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま
せんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しまし
た。

議 長 次に日程5番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございまして、これにより発言していただきます。なお、議事進行の都
合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は会議規則に
より3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目
の質問は今までと同様ですが、2回目以後、複数の質問事項があるときは、質問通告書の順
序により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は前の
事項に戻ることはできないのでよろしくをお願いいたします。

まず坂口君の発言を許します。

9番議員 それではお疲れのこととございますので、目標を12時に置きまして行きたいと思
います。

まず第1番目の質問でございます。

私は大変今回のこの第1番目の質問、うれしいことが起きました。先週はちょっと窓ガラ
ス割ったりとか、暗いニュースがあったんですが、今回はこの障害者自立支援法成立による
町の取り組みはどうかということで、既に資料をお渡ししております。奈良新聞の資料でご
ざいまして、このような作文が出てきたところでございます。これはこのたび県下全国で6、

718編の中学生の作文の応募があったんですが、見事真美ヶ丘中学の2年生の宇高君とこの子が最優秀賞になったと、その他でも真美ヶ丘中学生、あと3名、合計4名が非常に立派な作品であるところのようになってきたところでございます。

この作文は一体どういうところが関係あるのか。ちょっとこの新聞の中ごろからこのように書いてございます。ことしの春からNPOの働きで私たちの住むニュータウンに何かの何とかという障害を持つ子供たちの家が立ち上がりましたと。この家でもスタッフの人たちが障害を持つ弟のために一生懸命取り組んでくれています。役場の人たちの思い、地域の人たちの理解、こんな温かい心に支えられているから、達郎も僕たちも安心して生活することができますと。もう少し進みますと、「人に優しい町・広陵町」、役場にはこんな横断幕がかかっています。少しずつこんな温かい町に近づいている気がします。これこそまさしく教育の勝利、私はよう言うんですけどね。なかなかこのような率直な作文は書けないところでございます。ここはやはり広陵の教育の町、広陵として安田教育長を初めとして教育委員会の並々ならぬご指導力のたまものと町長のやさしい町、広陵町が、この地元の中学生の子どもにも身の中にじんじんとしみ渡ってきたとこのような願いがこの作文に正直にとらわれているところでございます。このように地域の人たちの理解、また役場の人たちが一生懸命この地域の福祉に取り組んでいる中、私はこの文章を読むことによって実感を得たところでございます。

この作文のメインでございます、弟が知的障害を持っておるというところでございます。今回自立支援法というものが成立をし、実施に向けられて各対策を今行政は考えているところでもあります。私も障害を持つ人たちとよく懇談会をしますと、非常に一つ心配な点がある。それは今まで自立支援法というのが成立しました。この中身が大きく変わろうとしています。今までの使用量、今使っている量とか使用方法、これがどうなるのか、大変保護者の方は心配しているところでございます。この自立支援法でも国が関係する仕事、あるいは町独自が町独自にするような仕事、このように分けられているところでございます。今までの活動の中で町独自に移管される、例えば移動介護とか、それいろいろあるんですけど、町独自でやりなさいと、国は国庫補助とかというのはそういうのは基準の額しか見いへん、後は町が独自にいろいろやりなさいとこういうふうに移管される活動の内容も出てまいります。国から町に移管された途端、福祉の後退などあったら、これはこういうことは許されるものでございませぬ。ここの教育の町、広陵としてふさわしい、また障害者教育に対してふさわしい、またそれらあたりの願いが町民から子供まで全てこのような願いが通じてくる、このような後退な

どは非常に保護者の方も心配しているところでございます。

関係先とのヒアリング、いろんな親の会とか、保護者とかされているとは聞いております。どうか、この辺の障害者自立支援法、来年からもう施行でございますので、この辺の進みぐあいはどうでしょうか、町独自、こここそ福祉の町、広陵町、また来年もこの作文で最優秀賞ということで日本一、私は多分なると思いますよ。その方のすばらしい教育が進んでいます。この辺の進みぐあいはどうでしょうかというのが一つ。

広陵町には作業所が2つあるんですが、1つはすみれ作業所、これちょっと建物、屋根も非常に傷んできていると、ちょっと修理が必要ではないかな、私もそのように思っておりますが、来年度の予算にはどのように盛り込まれているのか、この辺についてもちょっとどう反映しているのか聞きたいと思います。以上が障害者自立支援法についてでございます。

2番目、いよいよ介護保険でございます。介護保険、今改正、要するに5年に1度いろいろかえて、3年ごとに経過を見直しましょうと、来年の4月から改正とこういうことでございます。改正の進みぐあいの内容はどうかということでございます。

先ほどのもちっと話し出ておりました。町内にあっこ、村本と有料老人ホーム、オープンっちゅうのは、見学してくださいっちゅうことでオープンっちゅうことでありまして、私も早速見せてもらいに行ったところであります。来年4月からこの有料老人ホーム、人が入ってくるやろうと、このようなことも言っておられました。また、有料老人ホームはほかにもこの広陵の中に計画をしているんよというふうなうわさも聞くんでありますわ。ああ、そうかなあといいところでございます。町外から高齢者の方のみが移住してくる、こういうことになってくるのでございます。広陵町、確かに今は若い世代やというふうな広陵町でありました。真美ヶ丘ニュータウン、若い世代どんどん家建って入ってくるということですが、じわじわと高齢者の方も、これはもう高齢化率、自動的に上がってきます。細かい話を言えば、高齢者来りゃあ祝い金も要るし、いろいろもろもろの費用も要るしとこういうことになるんですわ。

今見直し、来年の改正ということで見直し、進められているところでございます。このように入ってきて、要介護度の状態などの変化はどうか。いつまでもいつまでも若い広陵町や広陵町やと思うとると、ひょっとこの辺からちょっとじわりじわりと変わってくるんじゃないのかなとこういうふうな見方をしております。変化があるのかどうか、変化はどうか、見通しはどうか。

このような変化があれば、当然介護保険料も払ってもらう人がふえてきますね。払っても

らわなあきませんですね。来年度見通しの介護保険料もどうなのかということで、今私ちょっとわかりませんので、どのようになっているのか、ちょっと試算はどうなのか、この辺についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

当然来年から先ほども出てました新予防給付なんちゅうのが出てましたからね。こういうのも当然振り分けも今進んでいると思います。どのような割合で新予防給付の方に持っているのか、その対策はどうなのか、新予防給付、収入はどうしたらいいのか。この辺についてはちょっとお聞かせ願いたいと思います。

3番目、少子・高齢化社会、これも広陵も来ました。合併の考えはどうなのか、これもちょっとお聞きしたいと思います。

本町もじわりじわりと高齢化が進んできております。団塊の世代、私が団塊の世代ですね。昭和24年生まれ。あと4年たったら60歳になる。このような世代でございます。真美ヶ丘ニュータウンも今どんどんと定年の方が毎年毎年ふえております。大幅に退職を迎えます。なると、そうするとたちまち住民税、町民税が年々縮小、ニュータウンの税金の払う主力っちゅうのは町民税なんです。固定資産税もありますけど、大多数は広陵町の町民税が大多数あります。年間固定資産税と住民税合わせたら、大体100万円近く払って、平均1戸につきですよ。1軒あったら100万円ぐらい固定資産税と住民税、町民税で払っているような感じがするところがございます。この団塊が退職、二、三年たったらごそっと減っちゃうと、こういうふうなことになるてきます。高齢対策に支出する費用も年々増加してくる。千里ニュータウンの例を見るまでもなく、急上昇しておるんですわね。これは団地の宿命です。今ごみも、消防も、し尿も、国保病院も、また下水も、これは町単独では措置できない。町だけでは措置できない。町だけではできない。このようになってきてます。一見広陵町は単独で行けるように思ってもらえます。実際はもう合併が進んでるんですよ、実態は、人間なり。役場の広陵町の人間は少ない、役場職員少ないと。実際はその間に挟まっている人間が物すごく多い。ということで、単独では進めない。いつまでも単独で行くのかと、こういうこともなっていくます。

本町単独での限界もそろそろ見えてくるのではないだろうか。一部事務組合って、それこそあれですわ、合併せんと形をとっているだけの話ですね。合併なども視野は入れるべきなのではないか、いつまでもいつまでもそういうふうな共同で、あたかも単独で行けるがごとく、こういうようなこともいかなものでございましょうかということでございます。広陵町単独でもう既にはできないと、こういうふうなことになってきているのでございます。も

う実績はそういうようになっております。この辺について、ちょっと合併の考えはどうかということ考えて聞かせていただきたい。

当然合併となると大幅な、我々がリストラになると、こういうふうな身につまされることも出てまいります。この辺も先のこのままでいいのか、広陵町単独で行くのか、行けるのか、こういうのが出てますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

12時まで時間がありませんので、この辺で終わりたいと思います。だんだん議員さんも少なくなってきた、お客さんも帰ってもうて、ちょっと早くやりたいと思います。人、大丈夫かな、これ。

議 長 ただいまの質問に対し、町長答弁をお願いします。 町長！

町 長 坂口議員のご質問にお答えをしたいと思います。

3点ございますが、1番の障害者自立支援法成立による町の取り組みはどうかというお尋ねでございます。去る10月31日に障害者自立支援法が成立し、基本的には平成18年4月から施行されますが、項目によっては10月にずれ込み、全面施行されることとなっており、これに向けて諸準備を実施する運びであります。利用者負担1割の見直しとあわせ、支援費サービスはサービス体系が介護給付と訓練等給付に位置づけられ、各種新サービスに移行することとなります。しかしながら、現在は暫定案であることから、再度の整理統合や名称変更を踏まえて、具体的には本年12月末に示される予定の政省令の公布をもって確定するものと認識いたしております。

なお、現行の移動介護は移動支援として市町村が実施する地域生活支援事業に包括される見通しであります。このことから、本町のサービス利用の実態を勘案し、利用者優位の考え方に立って、福祉の後退とならぬよう、県を初めとする関係機関と調整してまいりたいと存じます。

また、すみれ作業所の施設修理が必要なものについては、18年度予算において所要の措置を講じてまいります。

2番でございますが、介護保険法改正の進みぐあいの内容はどうかというお尋ねでございます。

介護サービスの基盤整備につきましては、介護保険事業計画等策定委員会において将来を見据えた計画的な整備と法改正によって創設される各種サービスの見込みを踏まえつつ、負担の公平にも配慮した保険料設定等のご意見をいただき、これを踏まえ現在審議を重ねていただいております。

10月末現在の高齢化率は15.34%であり、高齢者の転入によって相応の上昇を見るわけではありますが、要介護度の分布につきましては住所地特例の適用を受けることから、転入そのものによって左右されるものではございません。現在要支援が93人、要介護1が338人、要介護2が123人、要介護3が142人、要介護4が100人、要介護5が91人、合計887人の認定者となっておりますものが、平成18年度においては新予防給付対象として374人、現行の介護給付対象として621人の合計995人となり、以下同様に19年度は新予防給付対象412人、介護給付対象633人、20年度は新予防給付対象が438人、介護給付対象が660人となる推計状況でございます。

また、事業主体の移行で計画されている他の施設につきましては介護老人保健施設2施設であることから、住所の移動は発生いたしません、実際問題として住宅サービスの限界等から施設入所の依存度も高く、総合的な給付の伸びに配慮して保険料は全国平均の4,300円には至らぬものの、現在のところ4,000円を超過する見通しであります。

3番でございますが、少子・高齢社会の到来と合併の考え、お聞きでございます。

合併問題につきましては少子・高齢化のみならず、生活圏の拡大、行政の広域化、住民ニーズの多様化への対応と実行段階に入った地方分権の成果を上げるためにも、合併の可否にかかわらず、より一層の財政の効率化を図る必要があると考えています。

また、広域処理による運営効果が期待できるような事業については、今後も考慮する必要があると思っております。

なお、枠組みにつきましては、県指導型合併論もありますが、以前から申し上げておりますとおり、葛城広域行政事務組合の構成自治体であります大和高田市、香芝市、御所市、葛城市、さらには橿原市を中心とした大都市構想についても県知事を初め県当局に、そして各首長にも積極的に話しかけ、協議を重ねているところでございます。以上のとおりでございます。

議 長 9番議員！

9番議員 1番についてでございます。

これ、12月末に省庁の改正についてのいろんな原案出てくると、案という出てくる、現在進行中とこういうことでございますが、私が一番心配していますのは、町に行った途端、そんなもん国からお金くれんから町ではでけへんわとか、そういう弱気の返事が出てくるんかなと思うところ、福祉の後退はならないようにする、非常に力強いお答えをちょうだいしたところでございます。当然これ1割負担とか入ってくるんですけどね、これはもう国全

体が、私が問題にするのは国全体が変えたことにどうのこうのって、それはいろんな助成とかあるんですよ。これはさておき、町独自になった途端、もうこれはもうちょっとやめですとか、ちょっともう減しますって、これは非常に保護者の方とか利用者の方からくると何でやねんと、広陵町は確かに教育の町、広陵と福祉の町、広陵のはずやったと。私たちニュータウンに住んでる者かて、高い税金払うてんのはこれは福祉の町、広陵、先ほどちょっと作文発表させてもらいました。広陵、教育の町、広陵ということで皆さん方が移り住んできているところでございます。

この1番の質問は、具体では12月末になって、出てこないんですが、先ほど私が一番聞きたかったのが、町長みずからの決意によって福祉の後退は許さない、私が町長している間は大丈夫やとこういうような力強い報告を受けましたので、この辺で1番の大きなことを聞けたので、まずこれでよしということにしておきたいと思えます。

すみれ作業所、これについては18年度予算で十分考えてやろう、まことにありがたいお返事でございます。私もこう早速すみれ作業所の方にも報告をして、大丈夫やと、町長がこのような力強い宣言をしたぞと、こういうようなことで、私も鼻が高々と。この問題、私に任せてくださいとこのように私も言うてきたところでございますので、これも非常にいい回答をいただいたかなとこのように考えておるのでございます。

きょうはちょっと時間もないので、この1番は大きな数字で、大きな大計で進んでいただきたいと思えます。あと詳細になったら、これは物すごい詳細、物すごい細かいんですわ。そのとき、担当部局とまた親の方もおらっしゃいますので、またよろしく対応をお願いしたいと思えます。もう内容、この支援法っちゅうのはもう物すごい千差万別、いっぱいです。国がする事業、地方がする事業、国が補助出して地方がする事業、ある以上はもう国出せへんから、勝手に地方やりなさい、非常に細かい問題、名前の名称変更からいっぱい入ってきます。それについては、詳細についてはまた担当部局とお願いしたいということで、今回で第1番目の質問、まずこのように回答いただいて、これは今回で結構でございます。

2番目、介護保険、先ほど聞きまして、私もちょっと最初言うたら、ちょっとあと2点聞きたい点があります。

1点は新予防給付、これが今まで聞きなれない言葉が入ってきたところでございますね。来年4月から新予防給付を行いますよと、先ほど数字上げてもらいました。新予防給付の方に入ってくるのは374人、18年度ですよ。で、今までどおりしている人が621人とこのような数字も聞いたところでございます。この新予防給付、これにするに当たってはその

サービスの提供体制の確立、この辺が非常に大事なことになってくるのでございますね。今までのサービスより新しいことしますからね。この辺の業者の指導とか、当局の指導はどうなっているのかと、あるいはその見込み量っちゅうんですね、ちゃんとこなせますよと、こんだけの人が新予防給付になってこなせないと、そのような体制はどうなっているのか、先ほど青い鳥の話も出たんですけど、しっかりやれっちゅうのが出たんですが、当然新予防給付もされなあきません。いずれにしても人数は374人、一遍に新予防給付体制をとらなあきません。この辺について体制はどうか、あるいは指導がどうかというのが一つ。

あと頭の痛い問題、介護保険料、全国平均4,300円ぐらいになるのではないかと。しかるに、当地はちょっと安くて4,000円、1月ですけど。これが平均の保険料になるのではないかとこのようなことをお聞きしました。これも先ほどの一番最初の、うちは若くって、余り元気なお年寄り多いので、この辺ももうちょっと安くなるんちゃうかなというふうなことも考えられておりました。これ新予防給付に力入れることによって介護度が進まなくなります。かえっては、これが保険料にはね返ってくる。あるいは、この新予防給付以前の町独自の健康づくり、いろんな対策があります。これに力を入れることによって、この保険料も安く設定できるのではないかと、この2点について、そのような考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、新予防給付というふうなことでございます。

このにつきましては十分議員さんにご存じと思うわけでございますけども、本来要支援とか要介護1といった軽度の要介護認定者が非常に急増してきたと。これは全国的なこと、本町もそうでございます。認定者の48%の方が軽度の方でございます。こういうことで、軽度の方が必ずしも今のサービスを受けて改善されているかどうかというふうなことで非常に疑問があるというふうなことで、国の方では新しくこの制度を創設して、重度化を防いでいこうと。対象者が374人というふうなことでございます。これにつきましては現在の要支援、この方が新予防給付では要支援1、要介護1の方のうち認知症とか末期がんの方について除いた部分、これを今度は新予防給付の要支援2というふうなことでトータル的に人数をこういうふうにして試算をさせていただいたということでございます。これにつきましても、国の示しております数値に基づいて算出をしておるわけでございます。

それと、給付の問題ではございます。

保険料につきましては、これにつきましても国の基準ベースで算出をして3年間で40億円

というふうな試算をしておるわけでございます。これにつきまして、今後当然新予防給付とか、こういう部分も見据えて国の数値設定がされて算出したということでございます。ただ、今現在介護報酬の単価が決まっておりません。この辺の単価によって若干の数字の見直しができるのではないなあとこのようには思っておるわけでございます。いろいろと保険料を引き下げ方法というのもご意見は認定審査会でもいろいろ意見をいただくというふうなことには思っておりますけれども、基金の積み立ては全くないというふうな状況で、非常に厳しい状況で保険料の設定というふうなことでございます。ただ、保険料の給付の状況につきましては、非常に全国レベルの基準に費用負担がなってきたというふうなことでご理解はしていただきたいと、このように思っておるところでございます。

議 長 9 番議員！

9 番議員 新予防給付、軽い方ということで人数がこのぐらい予想されるということですが、あとこれをこの新予防給付、今広陵の中で全部これをこなす体制、この新予防、三百七十何人。当然よそへも行くと思うんですが。こなす体制っちゅうのはもうどうでしょうかね。大体そういうのとか、先ほど青い鳥とか出たんですけどね。体制はどのように進んで、あるいは指導とか、あるいはいろんな資料を渡すとか、そういうようなことはもう大体進んでいるんですか、どうでしょう。

とにかく4月1日からスタートと。一番困るのは利用者が今まで使ってたよと、ほんで今まで使っているの、今度新予防給付になったら使えなくなりますよ、こういう使い方なありませんよと、この説明が非常に難しんですわ。今まで要支援、わし例えばデイサービスへ行った、いや、今度はこんなんだめですよ、次は筋トレしなさいとか、非常に説明が難しくなってきましたので、その辺の体制はどうなのかということを知りたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 補正予算の方でもご説明させていただいたと思いますけれども、この新予防給付につきましては地域包括支援センター、この中で保健師を中心としてケアプランを策定して、実施していきたいと。当然その中には新たなサービスといいまして、筋力トレーニングとか、それから口腔のケアとか等々の業務はございます。それは今までのサービス、既存のサービスに新たに加えるというふうなことで、当然必要なサービスについては十分プランを立てるときにはサービスを利用される方とお話をしながら、やはり健康になっていただきたい、要介護になっていただくのをできるだけ重度化を防ぐというふうなことでございますので、そ

の辺については十分にお話をしてプランを立てていきたいとこのように思っておるところで
ございます。（9番議員「はい、わかりました。」）

議 長 9番議員！

9番議員 3番目、私が言いたいのは、広陵町単独で行こうが、合併で行こうが、効率化を進
めて収入をふやさないことには、先ほどの介護保険じゃないですが、支出はどんどんふえて
くる、収入はそれに追いつかないというのが一番いけないということでございます。

そのためには今後も財政の効率化あるいは運営の効率化、あるいはむだなとこないか、そ
ういうようなことも考慮を願ひまして、今町長いてる間なかなか合併、私しますっちゃうの
はなかなか聞こえにくいんですが、そのような大きな問題はこの財政をうまく効率化してい
くかということの問題でございますので、先ほどの町長の考えを聞きましたので、今回はこ
の程度ということで、私は来年のいわゆる支援費と介護保険に全力を尽くして、先ほどの発
表させてもらうた作文、中学生のこんなすばらしい中学生もいるんですよ、広陵町の中学に
は。そういうことを皆様方、行政の皆様方、また議員の皆様方にも知っていただいて、広陵
町のまちづくりに励みたいと思いますので、時間も来ました、私の質問はこれで終わりたい
と思います。ありがとうございました。

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。午後1時30分から再開いたします。

(A.M. 11:50 休憩)

(P.M. 1:32 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、山田君の発言を許します。

1番議員 では、12月の定例会の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、平成18年度予算編成についてであります。

18年度予算を編成する基本的な姿勢はと。

16年度決算を見て思うことは、歳入歳出のバランスはとれており、財政の均衡が保たれ
ているように見える。16年度決算において4億6,189万6,000円の黒字決算にな
っている。実質収支であります。実質収支比率は実質収支割る標準財政規模で6.0%とな
っているが、3から5程度が好ましいと考えているわけであります。単年度収支は16年度
の実質収支から15年度の実質収支を引いた額で、16年度の実質的な黒字か赤字の状況を
明らかにするもので、5,432万円の黒字であったのであります。財政力指数は0.59

8であり、1に近いほど財政力が強いと判断されるわけであります。経常収支比率は93.7%を示して、町の財政構造の弾力性を把握することができ、町の財政状況を判断するのに重要であるわけであります。この数値を見ると、財政構造の弾力性が失われている状態ではないのか。隣の上牧町はこの経常収支比率が16年度、101.6%と支出が収入を超え、このままでは平成19年度には財政再建団体に転落する可能性が高いと言われ、こうした中、助役、収入役を廃止をして財政再建に努めると決められたそうであります。また、職員の調整手当も廃止し、いろいろな手を打っておられるようであります。

公債費率、この数値が高いと投資的経費に回せる一般財源の余地が少なくなってしまいます。21.4%を示しています。地方債現在高も145億1,643万9,000円と多くなっている。その借金の返済金に使う比率も非常に大きい。将来の財政運営に支障を来すことにもなるのであります。次に、公債費負担比率21.0%を示して、公債費に充当される一般財源の総額に占める割合で示され、財政の硬直化が懸念されるわけであります。全国平均では17.7%であるわけでありますが、広陵町は21%を示しているのであります。また、起債制限比率は14.4%を示している。町においても増加傾向にある。こうして16年度の決算カードを見てみると、地方債現在高、債務負担行為額を合計すると、183億4,468万4,000円で、16年度決算の歳出総額96億3,000万円の約2倍弱にもなる金額であるわけであります。

こうした財政状況の中で18年度予算を取り組むわけであるが、平岡町長の基本姿勢が何かを尋ねるのであります。

ロとして、18年度新規事業はどんな事業を考えているのか、具体的に説明を求めたいと思っています。

ハにつきましては、私は9月度定例会の一般質問で予算編成過程の公開、透明化について積極的に取り組むようお願いいたしました。広陵町においても各種事業のスクラップ・アンド・ビルド、言いかえれば既存事業の見直しと新規事業創設を一体的に行い、支出の増大を抑えることにもなり、また町の財政を考えると健全化に向けた一段の取り組みが迫られているのであります。

12月度定例会で訴えたいことは、新規事業と大きな制度改正を伴う事業など、町民生活に直接影響を及ぼす大きい内容のもので、その目的や効果、事業費等、来年の1月ぐらゐをめどに予算編成途中に公開して、パブリックコメント、いわゆる町民の意見を広く募集し、よりよい事業にするために賛成また反対、それとももっとこうすればいいのに等、多くの意

見を取り入れ、それを公表し、予算編成作業に生かしてみることを提案したいと思っています。

これまで、町民から予算が決まってから発表されても、意見が反映されないといった声があることは理事者側も十分承知のことであると思っています。町の財政も地方債現在高、債務負担行為額の合計、先ほども言いましたが164億8,116万円に膨らんだほか、経常収支比率、財政の弾力性のなさを示す指標も93.7%を示し、上昇して、年々悪化しているわけであります。厳しい財政事情の中より、税金の使い方について町民と行政がともに責任を持って考えていこうという協働のまちづくりにもつながっていくと確信しているのであります。その考えはないのかを町長に尋ねたいと思っています。

次に、大きな2番であります。介護保険の第1号被保険者に係る保険料についてであります。

こととして介護保険制度ができて6年目を迎え、2005年6月に改正介護保険法は2004年介護保険制度を実施以来初の大きな改正案であります。改正のポイントは1つ、介護予防サービス、新予防給付の創設、2つ、地域包括支援センターの新設置、3つ、在宅と施設間のサービス利用者の負担公平化のため、施設の居住費、食費を保険対象から除き、原則自己負担制の導入、4つ目、通所中心のショートステイ等を組み合わせた小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護等の地域密着型サービスの創設、5つ、サービスの質的向上のため、事業者の情報開示と徹底、業者指定6年とケアマネジャーの資格5年の更新制導入と研修の義務化、こうした改正のもと、新しい介護保険制度はスタートしたのであります。

広陵町も地域に密着したより質の高いサービスを供給していくことが強く求められるのであります。5年経過する中で問題点を上げるならば、施設志向の高まりがあります。これは要介護者本人の希望ならそれでいいわけでありますが、ほとんどは家族の希望であります。在宅介護者がいる家庭と施設に預けている家庭では、家庭の不安が余りにも違います。しかも施設の負担の方が安いようでは、できるだけ居宅で支援するという介護保険制度とは少し違うのではないかと、どんなに介護は在宅でと叫んでも無理ではないのか。要介護者がふえるのは町でも全国統計と同じように要支援、要介護度1、つまり軽度のところであります。この改正で新予防給付の創設を設けることは当然だと考えているわけであります。

この制度をどう維持していくか、これが大きな問題であります。介護費用も年々給付額も上がり、抑制も必要ではないかと思っているのであります。私たち団塊の世代がどのような老後を送ることができるのか、そのときまでにこの介護保険を維持する持続可能ないい制度

に育てなくてはならないわけであります。この世に生まれた以上、だれもが老い、死を迎えることは避けられないわけであります。それを考えれば、制度維持のために今の40歳以上から納めている年齢を下げ、若い人にも負担を求めるべきとの声もあるようであります。みんなで負担し、障害を持っても安心して暮らせる制度にと思う一人であります。

本題に入りますが、保険料について尋ねるわけでありますが、町が政令で定める算定基準に従って3年に1度設定する、それが来年第3期を迎えるに当たり、保険料の算出に当たっての留意点は何か。

1つ、3年間を通じた適正な額を見込む必要があります。支出額については特に要介護数の伸び、介護サービス量の増加等による給付費の伸びを適正に見込む必要があると思っています。

2つ目には、過去の実績等から判断して、必ずしも100%の保険料徴収率の確保が見込めないと思っております。収納率はどう見ているのか。

ロとして、保険料設定の弾力化についてであります。

町の保険料率の設定は現在の5段階が基本とされています。低所得者への配慮等の特別の必要がある場合には、町の判断により必要額を確保できる範囲で設定することができると言われておりますが、町の考え方について問うわけであります。

1つは、各段階の基準額に対する割合の変更についてはどうか、2つ、基準所得額、境界所得の変更についてはどうか、3つ、6区分の保険料率の設定については、この3つの分についての考え方を尋ねるのであります。

大きな3番であります。自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置、救命講習の普及促進をと。

日本では毎日100人近くが命を落とす心臓突然死に救命の道が広がっています。厚生労働省が2004年7月に示した指針で心停止患者の心臓に電気ショックを与えて救命するAED、いわゆる自動体外式除細動器の使用を医師や救急救命士、航空機の乗務員だけではなく救命の現場に偶然居合わせた一般人にも使用を認めたことを受け、各地の公共施設や空港、スポーツ施設などへのAED設置が進んでいるのであります。心臓突然死の多くは血管が詰まるなどして心臓の心室が細かく震え、体に血液が送り出せなくなる心室細動が原因とされるわけであります。AEDとは心室細動を起こした人に電気ショックを与えて心臓の動きを正常に戻す装置のことです。半年間にわたって開かれ、2,200万人が入場した愛知万博ではこのAEDが威力を発揮し、6月には心肺停止状態に陥った男性を現場に居合わせた来

場者が会場内のAEDを使用して救命し話題となり、テレビ等でも報道していたのであります。報道によれば、期間中には5人が心停止で倒れ、うち4人が電気ショックなどで一命を取りとめたという。会場内には約100台のAEDが設置され、約3,000人の万博のスタッフも講習を受け、まさかのときに備えたようであります。

操作は驚くほど簡単で、本体とコードでつながった2つの電極パットをそれぞれ患者の右肩と左脇腹に張り、電源ボタンをするとAEDが音声で順を追って説明してくれるわけであり、電気ショックが必要かどうか装置が心電図を測定して自動的に判断する。心室細動の特徴を検知したときだけ作動する仕組みで安心であります。心室細動は早い段階で電気ショックを与えれば回復するが、それが1分おくれるごとに救命率は7%から10%ずつ下がるようであります。10分を過ぎると救命は難しくなるという。発生から3分以内にAEDが使用された場合、74%が救命に成功するとの報告もあるようであります。それだけに迅速な対応が何よりも大切であります。

救急隊も除細動器を備えてはいるが、現在119番通報から救急車の到着まで平均6分かかる。このことを考えれば、AEDの設置場所そのものが生死を分けることにもなる。例えば救命効果が高いとされる3分から5分以内に除細動を行うようにするには、おおむね半径100メートルごとにAEDを設置する必要があると言われてるのであります。

また、一般の人に使えるようになってといっても、その使い方やその存在自体を知らない、救命率の向上にもつながらない。愛知万博ではところどころに設置されたAEDのボックスを消火栓と勘違いした人もいたようであります。さらなる周知徹底が欠かせないわけであり、多くの方がAEDに接する機会をつくるのが大切であります。AEDは初心者でも使えるようにできてはおりますが、やはり救命講習を受けておくことが望ましい。なぜならAEDは心肺蘇生法と組み合わせることで効果がより確実になるものであります。AEDが届くまでの間人工呼吸や心臓マッサージを行えば、心肺停止に陥った人をかなり確実に助けることができるというのであります。

AEDの設置、使用に関する普及、啓発のため、救命講習の実施を促進してもらいたいと思っておりますが、町の考えを聞くのであります。

次に、4番目であります。広陵中学校において仕事のプロに学ぶ職場体験学習についてであります。SEARCH FOR TOMORROW、未来に向かって自分探し、広陵中学校仕事のプロに学ぶ職場体験学習についてであります。

広陵中学校では2年生を対象にSEARCH FOR TOMORROW、未来に向かっ

での自分探しと題して仕事のプロに学ぶ職場体験学習をスタートさせます。学校を出て実際の職場で働くことは、学校や家庭では得られないわくわく、どきどきの連続で驚き、出会いと戸惑い、発見もあると思います。そのことはきっと自分自身を見つめ直す機会となり、子供たちに豊かな人間性や社会性をはぐくんでくれるものと考えています。

事業者の皆様におかれましても、この子供たちに職場体験の場を提供してください。職場体験期間は平成18年2月8日水曜日、9日木曜日の2日間、体験生徒数は182名、事業所ごとに受け入れ人数を相談させていただきます。体験内容は中学生の学習活動であることを配慮して、事業者で決めてください。広陵町の未来を担う子供たちにこんな力や体験を、そして1つ、働くことの喜びや厳しさ、社会のルールやマナー、2つ、郷土広陵町で育ち、郷土を愛する気持ち、3つ、自分の将来や生き方を考える力、この3つをテーマにした職場体験学習をやろうとされているのであります。2002年度より始まった総合的学習の時間を利用して、学習内容、方法とも学校の独自性に任され、広陵中学校ではこの内容でやろうとしておられるわけであります。

教育委員会としてはどのような指導性で臨まれているのか、また教職員に向けた指導資料を作成し、職場体験学習効果を上げるために指導、助言、総合的学習のための予算の配置と学校長のリーダーシップが不可欠でもあり、学校が創意工夫しながら総合的な学習の時間を円滑に実施できるよう、校長と連携を取る必要があるが、どう指導しているのかを伺うのであります。

それとも100%学校に任せて、学校では何か作成されているのかを、それも伺いたいと思っております。

また、広陵町には2つの中学校があるわけでありますが、広陵中学校ではこうしたSEARCH FOR TOMORROW、この職場体験学習についてやられようとしておりますが、もう一つの真美ヶ丘中学校ではこの総合的学習は同じような職場体験学習は考えておられるのか、またほかのことを考えておられるのかをお尋ねするのであります。以上であります。

議 長 ただいまの質問に対し、町長答弁お願いいたします。 町長！

町 長 ただいまの山田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めの平成18年度予算編成について基本姿勢はどうか、どんな事業を考えているのか、また町民の声を広く聞いているのかどうか、それを公表し予算編成に生かしてみる提案をしたいということがございます。続けて回答をしていきたいと思っております。

まず、平成18年度予算編成方針でございます。

国の方針、地方財政計画等未定ではありますが、国においては三位一体の改革等、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005の閣議決定の内容を踏まえて、昨年度に引き続き歳出改革路線を堅持し、従来にも増して歳出全般にわたる徹底した見直しを行うとされたところであります。

本町におきましても税収は伸び悩み、交付税が年々減少をし、特に平成16年度に大幅な地方交付税の減額が財政運営に大きな打撃を受け、財政状況は深刻な状況となっております。こうしたことから、職員の意識改革への士気を高め、先進地に学びながら、知的財産として大きく成長をさせ、各部局単位で事務事業評価を行い、事務事業の抜本的な見直しを図るとともに、行政改革推進委員会の意見も考慮した予算編成方針としたところであります。

次に、新規事業についてのお尋ねでございますが、主な主要事業としては、新清掃センター周辺対策事業としまして広陵東部地区のまちづくり交付金事業、現在環境調査等を行っておりますが、公共施設におけるアスベスト対策工事、AEDの設置、その他農産物の直売所の計画、真美ヶ丘第一小学校プールの改修の設計、幼保一元化に向けての研究など、平成18年度予算で検討してまいりたいと考えています。

次に、予算編成前に住民の意見を求め、予算編成に反映してはとのご提案ですが、当然のことながら行政全般について常日ごろから住民の皆さんから寄せられましたご意見、ご要望等を反映しております。また、審議会、協議会等を通じてもご意見をいただいているところであります。さらに、今後はインターネットのホームページ等にも財政状況、財務情報等を詳しく掲載し、ご意見も賜ってまいりたいと存じます。

次、2番目でございます。介護保険の第1号被保険者に係る保険料について、保険料の算定基準についての留意点は何かというご質問でございます。

保険料の算定につきましては、ご指摘のようにどれぐらいの人数の方がどんなサービスをどれだけ利用されるかという推計による給付総額の試算にほかなりません。18年度要介護認定者の伸びは10月末現在の887人から、介護予防事業等の実施を視野に入れて12%増の995人と見込み、以降は事業効果を踏まえて各年度5%程度の増加で推移すると仮定いたしております。全国の給付では、平成12年度から6年目の17年度にして1.9倍の6.8兆円を要する大幅な伸びを示しており、本町においての17年度決算見込みは国の伸びをさらに上回る2.5倍程度の11億3,400万円となる見通しでございます。18年度から3年間の3期計画期間においては、利用者の増加に伴うサービス量の伸び等で3年ト

一タールで40億円程度の給付になると見込んでおります。収納率におきましても収納対策を推進することにより、実質98.6%以上を確保したいと考えております。

次、介護保険の第1号被保険者に係る保険料の保険料算定の弾力化など、町の考え方についてのご質問でございます。

保険料段階の考え方につきましては、これもご指摘のとおり、国の示す基準の範囲の中で弾力的な設定が可能となるわけでございます。考慮し得る変更点を列挙いただいております。特に第1号被保険者の負担の公平を念頭に置いて、熟慮してまいりたいと存じます。

ご存じいただいておりますとおり、保険料の改定とあわせてサービス種類を含めた大幅な改正が実施されることにかんがみ、近隣の動向も踏まえて公平、中立の観点から、現行保険料第2段階の保険料率の細分化と本人課税層である保険料第5段階の基準所得金額200万円を境とした段階に留意し、6段階区分の基準を適用するのが最も理解が得られるものと認識いたしております。継続して介護保険事業計画等策定委員会で審議いただくこととなりますことを申し添えます。

質問の3でございます。自動体外式除細動器、AEDでございますが、設置をせよ、また救命講習の普及促進をご提案いただいております。

答弁として、AED、自動体外除細動器であります。この重要性につきましてはご質問にもあるように、心疾患により突然に心臓がとまった人の命を救うためには心肺蘇生を行うとともに、心臓への除細動、電気ショックであります。速やかに行うことが生存率の向上に大変重要であります。AEDは簡単に安心して操作ができるように設計された機器で、傷病者の状態によりどういう操作をすべきかを音声メッセージで指示してくれるもので、安全性についても十分に確保されており、その使用については現場に居合わせただれもがAEDを用いて除細動を行うことが認められ、各種のイベント会場や公共施設への設置が普及しているところであります。

本町におきましても主要な公共施設に常備するよう、来年度予算化してまいりたいと考えております。

また、機器の操作につきましては、香芝・広陵消防組合において現在開催されているAEDを用いた応急手当の講習会に一人でも多く受講したい考えであります。

4番の職場体験学習については教育長が答弁をいたします。終わります。

議 長 教育長！

教育長 山田議員の質問にお答えいたします。

広陵中学校で行われる仕事のプロに学ぶ職業体験学習についてであります。

職業体験学習は4月に示す教育方針から地域に信頼される学校づくりの中で具体化したものと位置づけています。その手段として、開かれた学校の取り組みとして生徒自身が地域に出向き、プロの仕事から仕事の内容、厳しさ、とうとさ、コミュニケーション力、経済感覚等を学び、将来の進路決定の基盤になる学習をさせていただくものと考えております。具体的には町の商工会や関係機関のご協力のもと、期間は来年2月8日から2日間、受け入れ事業所53カ所、予定人員数226名、在籍生徒数は182名で、できる限り生徒の第1希望を優先していきたいと考えております。

開かれた学校の取り組みとして、本年度は学校行事から地域の連携を図るように指示いたしました。その具体的な方法としてネーミングは異なりますが、フリースクール参観、オープンスクール等実施しており、そのとき今日的な課題である安全、安心をどのように具体化するかも考え、PTA等の力もおかりしています。真美ヶ丘中学校もこの趣旨にのっとり、障害者へのボランティア活動、また夜の星の観察等も行っております。以上です。

議 長 1 番議員！

1 番議員 1番初めの予算編成の基本姿勢について、9月の定例会から、そして今回この定例会において、やはりもう今までのように3月度にずっと見て、ああ、こんなもんだったんかというような予算よりももっともっと今考えていることを前進させて、そして公開し、そして多くの町民から多くの意見をいただける、このような制度をしたいと思っいろいろなことを言わせていただきました。今町長の答弁の中にありましたように、インターネット等を使ってそういう意見もいただきたいと、そういうことも言われました。また、この大きな施策についても幼保一元化、そしてAEDのこの体制を整える、そしてごみ対策の周辺対策についての事業も進めると等々話がありました。これについても、やはりこうした財政も大変厳しい中でありますので、これをきちっと公開して、よりよい広陵町をつくっていただければうれしいなと思っております。

それから次に、やはり総務部長にお聞きしたいと思っております。

やはり今壇上で言わせていただいたように、大変この決算カード見ましても非常に厳しい、本当に余裕がないと。上牧町においてはこの経常収支比率が101を超えて、やはりそうした中で助役、収入役も来年度からやめようではないかと。本当に財政に対する危機感がいろんなところで見えるわけであります。いわゆる職員についての調整手当の廃止、そしていろんな掃除のところも職員がやっておられるという姿を聞き、見ると、大変ああいう状態であ

りますので厳しいのかなど。広陵町においてもやはりこの経常収支を見ましても、先ほど言いましたように93.7%を示しているわけです。こういうことを見ると、大変財政の硬直がもう余裕もない状況である中で、もう一度やはり考え得る基本的な考えを出すべきではないか、また将来にわたる実質的な財政負担の点検も必要ではないかと。

借金の本当の実態は、やはりこの債務負担行為と地方債の現在高であると思っています。先ほども言いましたように、やはり将来にわたる実質的な財政負担は地方債現在高プラス債務負担行為現在高引く積立金の現在高を引いた残りが、この数値があるわけでありますが、地方債現在高は今言いましたように145億1,643万9,000円、債務負担行為現在高は38億2,824万5,000円、これを足して積立金の現在高を引きますと、164億8,116万円のやはりこうした借金があるということは紛れもない事実であります。その上に立った基本的な姿勢をつくらなくてはなかなか厳しいのではないかと考えています。

やはりいろんなことは町長になってやりたいと思っておるわけでありますが、またこの新清掃センターに多大な費用もかかるわけでありますので、この辺をきちっと見つめていかないと、後世に大きな汚点を残し、借金だけが残ってしまうのではないかと心配しているわけでありますが、総務部長にお尋ねしたいわけでありますが、この決算カードのこの数値、先ほど述べましたけれども、これをどう思っておられるのか、まずどう考えておられるのか、まずその点を一点聞かせていただきたいと思っているのであります。

つまり、家計で言えば毎月毎月の収入と支出はどうやらバランスがとれているようであります。この広陵町の決算を見ても、黒字が出てる。これはバランスがとれているように見えるわけでありますが、やはり住宅ローンに加え、さらにローンで購入した車もあるようで、ローン残高がだんだんふえているような状況ではないのか。これからも新清掃センター関連で非常に財政負担がふえることは必然であります。広陵町も今後一層の行財政需要の増加、多様化が予測される中、財政運営の健全性の確保が危ぶまれるおそれがあるわけで、より一層の総合的な観点から行財政運営を進める必要があると思うのであります。

これからの将来の運営をどうやるのか、この決算カードを見て、どう将来の運営をされるか、これをまずお聞かせいただきたいと思っています。総務部長でも町長でも結構です。

議 長 総務部長！

総務部長 現在の財政状況から将来にわたる財政状況はどうかというふうな観点で、決算カードを用いた中で数値を実際にお申し述べをいただいて、そしてその数値についてはどういう見解、将来にわたる財政計画についてはどうかというふうなご質問についてお答えをしたい

というふうに思うわけでございます。

おっしゃっていただきましたように、当然経常収支比率、そして公債費率、そしてまた公債費の負担比率についてもご指摘を賜りました。そして、地方債の現在高といわゆる債務負担行為額を合わせますと188億円程度の1年の予算計上の2倍にもなる、そうした返済金を抱えておるわけでございます。こうした中で、当然国の断行とともに、地方につきましても地方分権といった形で税源を移譲されることなく、地方は地方としての個性あるまちづくりをどのようにすればいいかというふうなことにつきまして、財源とともにその精査をしていく必要があるなというふうに感じておるところでございます。

やはり財政計画の中期財政計画もこの議会でお渡しをさせていただきたいというふうに予定をしておるわけでございますが、11月に調整をさせていただきました広陵町の財政計画に基づいて少しお話をさせていただくならば、いみじくも広陵町は中学校の建設時代に赤字財政に陥ったケースが1回、そして昭和46年でございますが、中央体育館の建設した折に赤字財政になった年度がございます。そして、今回の財政計画を見てまいりますと、ついに3回目の赤字財政になっていく姿が当然数字的に出ているわけでございます。こうしたことを食いとめるためには、1年の赤字財政を食いとめるには1年で解消ができるというふうな言われ方をしておるわけですが、2カ年続くと4年、3カ年続くと9年というふうな感じで赤字の財政を再建するにはかかるというふうなスタンスで財政の硬直化を来すというふうな懸念もございます。

そうした関係で、今後の財政計画の中で一番数字的に苦しくというふうなことで見てまいりますと、平成19年、20年、このあたりが一番の財政計画でも財源不足を生じる年度ではなかろうかなというふうに思っております。その後、やや推移は好転を迎えるというふうに推測はするんですけども、景気の状態、その他いろんな形で国からの税源が移譲されないままになってまいりますと、2億9,000万円の16年度の地方交付税の落ち込みが肯定的に毎年財源不足を生じておるわけでございます。収支のバランスを端的に各年度申し上げますならば、4億円ないし5億円の数値が今後収入不足として財政に与える影響が、その財源不足でもって生じてくるであろうというふうな財政計画を持っております。

したがって、これを何とか食いとめるためには、やはり経費の節減を初め、事業の見直しをしていかなければ赤字財政に突入するというふうな状況でございますので、当然今年度の町長の方針でもあります5年5億円、そしてまた5年50人削減計画とともに、行政改革推進協議会でもそういったことも踏まえて中間答申をいただいております。

ので、それらを十分見詰め直し、そして歳出の徹底した切り詰め、そして収入の確保、これにつきましても税以外に住民の皆さん方にご負担をいただくことの、間近に控えておる負担していただく、そういった増額改正案というふうなものも持っております。したがって、広陵町の財政そのものを理解していただきながら、負担していただくところは負担していただくというふうな観点で財政の健全化に努めてまいりたい。このような思いでおるわけでございます。どうかよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 1 番議員！

1 番議員 3 回目に町長にお尋ねしたいと思います。

私なりにこの 18 年度を展望してみると、今総務部長が言いましたように厳しい財政状況の中であることはもう双方とも承知の上であります。こうして展望してみると、新清掃センター関連事業、下水道料金の改定、介護保険の第 1 号保険料の見直し、ごみの有料化等、町民にとっては負担の大きい問題を抱えていることは間違いないと思っております。それだけに予算が決まって、条例が決まってから発表されても、町民の意見が反映されない部分もあるわけでありまして。

そこで、予算について町側の考えを町の広報に発表し、パブリックコメント、町民の意見を求める、厳しい情勢を知って共有することで町民の意識も役所も必ずよい方向に向かうと思っております。そういう考えはないのか、再度簡単で結構ですでお尋ねしたいと思っております。

議 長 町長！

町 長 今山田議員からご提案をいただいておりますが、いろんな事業会計を見直したり、改革に突っ込んで協議をさせていただいているところでございます。基本的にはこの歳入をいかにふやしていくか、また歳出をいかに抑えていくかであります。いずれの面からも検討を重ねているところでございまして、こうしたことから見てまいりますと、今ご指摘いただきましたように、来年度は介護保険、下水道料金、ごみの有料化、まさに現在のこのままの状態では極めて厳しい状況でございます。いずれ財政再建団体になるであろうという時期が来るならば、事前に財政の手を打つべきことは十分議員の皆さんと相談を申し上げて、そしてしかるべき改革をしなければいけないと思っております。

私は今笹井部長が申し上げましたように、他の町から見ますと広陵町はいい町やなあ、伸び盛りやなあ、どんどん新しい人、税金を多く負担する人、土地の高い、家の高いところへおいでをいただくんですから、広陵町は豊やなあ、人口 4 万、5 万、もう見えてある、市にな

るの間違いはない、合併せんとひとり頑張ってほしいと、何かそのようにおっしゃるんですが、私どもいち早く5カ年5億円とか、50人職員減らすとか、また収入役を廃止すると、収入役を置かないって何ちゅうことをするのや、そんな厳しいことをしてと、そうしたら我々どうなんねやというようなことを常に他の町からある意味では批判されておったのでございますが、私は進んで先にさせていただいておるところでございます。

隣の町の例もおっしゃいましたが、まさに隣の町の助役、収入役は昨年選ばれたお方でございます。しかし、町の様子を知って、もう早くは知っておられるんですけども、もう来年やめたいというかたい意向なことでお受けをいただいたようでございました。町の方で一生懸命やっぱり努力をされておる、再建団体になるの嫌やと、もっと努力しようというようなことをおっしゃっておられるわけでございます。

我が町はある意味では歳入を図るための大規模商業施設に来ていただく、また調整区域の開発を積極的にやっていたらこうということで、広範囲な調整区域内を緩和政策にのっつてふやすことにいたしました。ここに多くの人たちをおいでをいただく。活気ある、活性のある。そうなりますと、土地の評価もどんどん上がってまいりますし、固定資産税やお住まいをいただきますと住民税もお納めをいただくことになるわけでありますので、こうした歳入面の増加はもう大いに期待ができるところでございます。こんなことを住民の皆さんに町の姿勢をしっかりと訴えていきたいと思っております。

また、介護保険、下水、ごみにつきましても徐々にありますが、いろんな機会でお伝え、現在の料金体制では県下では低いんです、せめて県下では一番高い料金ではいかずしても、そこそこの料金でお納めをいただくように、いろんな機会を通じて職員にPRをするように指示をしているところでございます。住民の皆さんにも改革委員会の皆さんにもこのことを承知をしていただいて、早くすべきやというようなことをご理解をいただいているところでございます。何としても議会議員さんでお決めをいただくんですから、議会議員さんと会議にかける前に事前に協議を重ねていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長 1 番議員！

1 番議員 では、2つ目の介護保険を聞かせていただきます。

今期定例会においても、17年の介護給付費は11億1,716万9,000円が必要なわけで、今まであった介護給付費準備基金5,536万9,000円を使い果たしてしまったわけであります。非常に厳しい中身となっております。将来にわたる持続可能な制度をつく

るためにはそれなりの負担を求める必要も考えるわけであります。それにはどうすればよいかと考えているのか、これからの3年間の介護給付費の予想も持たれているわけでありますが、そうした試算を含めてどう料金設定をすればよいか、考えを聞かせていただきたいと思っています。まず2回目、お願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 料金設定につきましては町長が答弁を申し上げましたように、保険料の段階を今5段階でございます、これを細分化して6段階というふうな方法で徴収をしたいと。保険料を細分化することによって、所得の高い人に多くの負担をしていただくというのも一つの考え方であるわけなんですけども、余りの負担を求めるということもできないというふうなことで、いろいろの段階の割合というのは7段階とかいろいろはできますけども、国も示しているような6段階の方法で負担のお願いをしたいと。それと、新しい介護保険の改正によります地域支援事業等を充実させていって、介護予防に努めていきたいと。ただ、今の第3期だけの保険料がカバーできるというふうなのではなくて、やはり議員もおっしゃいましたように持続性のある制度であるというために、やはりこの年度に赤字を出さないというふうな保険料設定ということで住民の方には負担のお願いをしてまいりたいと、このようには思っておるところでございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 1番議員！

1番議員 先ほども見込まれる収納率についてはどうかとお尋ねしたところ、98.6%を確保したいと。やはりその数字は非常に高く結構なことだと思っておりますけど、9月の定例会においてはこの数値を見ますと92.44%だと、これをやはり6%近く収納率を上げるということについては、特にやはり今5段階でとってる1、2のところの人にとっては大変、今の状況では92.44%しかないものを98.6%を確保したいというのは結構な話ですけども、これはどうかなと。頑張っていたきたいなあと思っております。特別徴収のところですからね。まぜて、それが100で割っても、これで去年の決算では92.44%ですからね。普通徴収。それを2つ足して割ったかて、98になります。ならんやろう。時間がなから、置いときますけど、また頑張っていたきたいと思えます。

それから、来年度から要介護者の増加を防ぎ、あわせて保険料高騰も抑えるために予防重視型へモデルチェンジすることになったわけであります。ポイントはこの新予防給付と地域支援事業を創設し、それらをマネジメントする組織として地域包括支援センターを設置すること。これは民間じゃなくして自治体でやるということも発表もありましたし、また新予防

給付の対象となる要支援の範囲を拡大し、1と2の新しい区分を設けることになっているのですが、地域支援事業の利用料金は介護保険料のような1割負担と異なり、町が個々に定めた利用料金を支払うことになっておるようであります。

町はどのような料金設定を考えているのかお尋ねしておきたい。先ほど本会議でも多分答えがあったと思いますが、ひとつお願いしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今のご質問でございますが、今まだ政省令ができておりません。詳しい内容につきましてもまだわかっておりませんので、それができたら、できるだけ負担のない方法でサービス提供して介護予防に努めていきたいとこのように思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 1番議員！

1番議員 じゃあ、3番目のAEDの話、町長、どうかあっちやこっちの施設に設置していただければ結構なことかと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

中学校については、もちろん想定に入っているんですかね、学校に。

ある市では中学校の男子生徒が体力測定の時間中突然倒れ、一定時間内に20メートルを往復する持久力の走りを終えた直後、心肺停止の状態でも病院内に運ばれたが、2日後に亡くなったと。学校にAEDがあれば助かったかもしれないと。こうした事故を受け、同市は来年度から全小・中学校22校に配備する方針という。その影響を受け、隣の町では小・中学校はもちろん、体育館などに常備するというのでありますね。厚生労働省は病院外での心停止の発生件数は年間2万人から3万人と推計、今後高齢化の進展で疾患はさらに増加すると見ていると。AEDは心臓突然死を防ぐ最も有効な手段である。少年野球チームも今はもう必需品として、必需品として常に携帯して、その野球の練習のときに持っていつているということもあるようでありますね。そういうこともあります。

問題は、設置はしたが、AEDを扱える町民の増加が課題になると思っておるわけであり、先ほど答弁もありましたようにしっかりと香芝・広陵消防署と連携をしていただいて、しっかりやっていただきたいと思っています。

また、学校等の公共施設等についても、体育祭をやる行事についても、置いておく必要があると思っておりますが、準備する必要もあると思っているが、教育委員会の考えはどうか尋ねておきたいと思っています。時間がないですので簡単をお願いしたいと思います。

議 長 教育長！

教育長 今その器械については要望しておりますけども、私らの方といたしましてはそれを使う人の何ちゅうか、人材というのを育成を考えていかななくてはならんなどこのように思っております。以上です。

議長 1番議員！

1番議員 町長、大変厳しいですけども、人の命ですから、学校等も。1台大体30万円ぐらいですわ。高いですけどね。簡単なもので、私も見に行かせてもらいました。小さなものです。25センチ四方、山村さんとこの間消防署に行って、幅はこんなもので、もう持ち運びで簡単に音声で順番も言うてくれますし、簡単です。小さなものですから、ぜひとも命にかけて、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、中学校の体験学習について、やはり教育長は現役のときにこの職業体験学習を総合学習の時間ととらえてやられたとお聞きいたしました。ほんで、今は広陵町の教育委員会に籍を置き、違った立場でこの総合学習の時間を見られておられるようですが、もちろん中学校長のリーダーシップのもとに生徒、保護者、そして地域の営者の皆さんに協力していただいてやろうとしてるわけではありますが、教育委員会として特別体験学習効果を上げるために協力はしていないとのことでありますが、初めのことでありますので、教育長の経験を話し、そしてよい点、悪い点があると思うが、学校側に教える必要もあると考えるがどうかということでもあります。1つ目は。

教育長が現役のときのレポート収録を読んでもみると、先生の現役のころにおられました王寺町のこうしたものを見せていただきますと、やはり子供たちはなぜ働くかということ、働くことによってお金をもらうためだが、人間関係などのつながりもあると。ただ、働いているだけでは楽しくないので、働く生きがいを見つける。笑顔プラス言葉プラス心の3つをセットにすると。笑顔を見せるだけではなく、言葉をつける、そこに心を入れると気持ちは伝わっていることを教わったと。そして、働くことの大変さ、つらさ、体験をつかんだ。商売をしている人はたくさんのかんことを心がけて、できるだけお客様に喜んでもらうように思っていると。初めて売る立場になって、そのことに気がついたと。こういう職業体験学習でこうした機会は絶対に大切だと思うと。これがきっかけで自分も少し成長したかなあと思うと。これが子供たちの、生徒の抜粋でこれを読ませていただいて、私が感じたところ、抜粋させて読み上げたところでもあります。

保護者は、家族のものは喜んでいると。働くことの難しさや苦しさを社会人になってもよい体験にしてくれると思うと。地域に密着した取り組みがよかったと。こういう経験はなか

なかできるものではないと、またやってほしいという保護者の方。

それから、教員は1日目、子供たちにとって職場という全く新しい環境の中で飛び込んで緊張や不安、そして期待の入り交じった様子が見られ、また教師である私もこれでいいのかという不安でいっぱいでした。しかし、2日目には先生、これ結構楽しいとか、学校の勉強の方が楽やわという声や、その場の職員になりきって黙々と仕事をこなす姿、そして何よりも明るく生き生きと働いている様子を見ることができたと。実施してみてよかったと思ったと。体験内容や感じたことは生徒一人一人さまざまであったと思います。将来の進路、あるいは生きる目標を見つけることはとても大切なことで、だれしもいつかその壁に当たり、悩むことがあると思いますが、そのときこの体験学習は貴重な体験になると思うと先生方はおっしゃっています。

この体験学習について、学校だけで子供を育てるという考えではなく、地域全体で子供を受け入れ、教育をしていくという意味をきちんとやり、地域の教育力をもつくと思っておるのであります。中学校段階から経験できるとすれば、教育における協働社会の実現にもなる。また、不登校になっていた生徒もこの活動に参加し、学校に通えるようになったとの報告もあるようであります。

教育委員会としては何をこの職業体験学習に期待しているかをまず尋ねたいと思っています。

議 長 教育長！

教 育 長 今私の経験いたしました職業体験学習の結果なんですけども、これは広陵中学校だけにお話ししているのではなく、校長会を通じてすべての学校で開かれた学校という、その位置づけの中でやっていただきたいとこういうふうに思っております。特に、地域の力をやっぴりかりていきたい。ということは、やっぱり教育というのは学校だけではなく、その地域の力、特に今まで学校からなかなか情報が出なかったわけなんですけども、その情報を出す、また実際に学校にいる生徒たちが外に出ることによって、また違った意味での地域の方々のご協力を得られるんじゃないかなとこのように思っております。いろんなところで学校も、また生徒たちもつまずくところがあると思うんですけども、それは皆さん、長い目で温かく見守ってやっていただけるように、私の方からぜひお願いしておきたいなとこのように思います。以上です。

議 長 1番議員！

1番議員 こうしたこの機会をとらえて、適切な職業観や勤労観の育成を図る必要があると思

っております。ある学校長の話を聞くと、やはりこういう体験学習を通して、工業学校でしたけれども、やはり3けたの中途退学者があったと。こうした職場体験によって生き生きとした姿を見ると、中途退学者が1けた台になったと。また、先生も体験された後、お話を聞かせてもらいました。不登校の子供があるお花屋さんに行って、この体験学習をして、そしてまた学校へ通うようになった。こうした大きな体験はこの総合学習の時間を利用して頑張るしかないと思っています。これを通してやはり正社員とフリーターとの現状と将来にわたっての違いを教育すると。やはり今フリーターとか、アルバイト等は青年が多いわけですが、これを通して今の時間にこの正社員とフリーターとの現状はお話しして行ってほしいなあと思っておりますので、もう時間が来ましたんで終わりたいと思います。

議長 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。

14番議員 本当に山田君の後はやりにくいわ。こんな高度な質問で、わしは金のかからん、本当の軽い質問をさせていただきたい。1時間使わんなんな、こらあ。

それでは、議長のお許しを得ましたので、私の短い一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1問目の質問でございます。安全で安心な町を。行政の役割は？でございます。

安全、全と心ということにちょっとこだわって話をさせていただきたいなあと思うわけでございます。

今般、年少者に対する凶悪非道な殺人事件が続発をしております。広島県では小学1年生の女の子、これは逮捕済みでございますが、栃木県でも同じく1年生の女の子がともに殺害され、また長野県では5年生の男の子がいまだ行方不明で未解決であります。そして、またもや京都の宇治市では小学6年生のかわいい女の子が殺害をされ、事もあろうに信頼すべき学習塾の担任の講師が容疑者として逮捕されているというのが現状です。そして、昨年には我々の身近な近隣の奈良市においても、女の子の残忍きわまりない殺害事件がありました。今まさに社会のあらゆるところでたがが緩み、荒廃してモラルの低下が著しく、より殺伐な風潮になってきているように感じ、背筋が寒くなる思いをいたしておるわけでございます。

本町は今現在運よくと申しますか、幸いにして大事件が発生していませんが、しかし不審者の出没もあったと聞いております。また、事件の質は違いますが、過日の新聞報道された広陵中学の窓ガラスが割られ、それも2度にわたってであります。1名の成人者と8名の未成年者で、全員が本校の卒業生であったと聞いております。報道もされておりました。この

件は本当に急のことでございましたが、緊急に開かれました総務委員会で傍聴をさせていただきまして、詳しく説明を承ったわけでございます。学校、先生にも何ら恨み等はなく、まさに理由なき反抗とあったと聞いて、それゆえ非常に残念であります。理由があるのであれば、何とかなるほどということもあるかも知りませんが、そういう意味ではね。しかし、全くただのいたずらを超えた、それをいたずらで解決するような超えたような行動であったことは非常に残念だなあと私は思っております。

本町の町の形態、現状は人口増加中の真美ヶ丘地区、そして過疎化現象とも思われる農村地域、普通の町並みのいわゆる在来地域があり、人口密度、高齢化率、もちろん学校の児童・生徒数においても格差があり、きょうの今の日本のある面では縮図のような形態の町でないかなあと思っているわけでございます。それゆえ、今までのような悪質な類似するような事件の発生の可能性があるんじゃないかなあと心配をしております。

本町においても安全で安心なまちづくりは既に多岐にわたり取り組んでおられるわけでございます。その具体的な施策と経過と現況を分析をしていると思いますので、お尋ねをしていきたいと思っております。

特に、携帯電話等に不審者の情報メールの配信サービスを広陵町はやっております。その現況、効果等をお尋ねをいたしたいと思っております。

さきにも触れましたが、安全なまちづくりはハード面は行政でかなりな程度までつくられる、また達成をしていくことはできます。しかし安心、心ね、安心なまちづくりはソフトの面の占める割合がかなり大きいと思っております。それゆえ、さまざまな施策が考えられます。町民体育大会は町民の触れ合いの場の大きな広陵町の施策の行事の一つであります。しかし、個々の地域においては、人と人との触れ合いづくりである伝統行事、地方の祭り等の継続は口で言うのは簡単ですが、それに携わる者の意欲というのか、マンパワーというのか、エネルギーが大変不可欠であるように思います。これは私も地域の方でそのようなことに携わらせていただいておりますので実感をしているわけでございます。もちろん行政側が主導するのではなく、あくまでも助成、助力、そしてサポート役にとどまり、地域の人たちの主導で、それと行政と協働して、ともに働いていくことが人に優しい、人が優しいまちづくりの花を咲かせて、実のあることになっていくように私は思います。当局の考え、戦略があればお聞かせ願いたいと思っております。

次に、第2番目の質問でございます。

この質問、健民グラウンドの水はけ等の改良、そして拡張、そして東幼稚園跡地の活用の

計画を問うということでございますが、以前にも他の議員さんも聞いておられたように今思いついたわけですが、いまだそのままの状態のように思います。

町当局と体育協会の主催の町最大のイベントである町民のコミュニティーづくりの行事の町民体育大会、ことしは残念ながら雨が開会の寸前に降り続きましたので、中止されました。同じ降るのであれば、もうちょっと早く降ってくれたらゆっくり寝られたし、弁当もつくらなくてよかったわけですので、中途半端なときに降ったなというような考えで残念であったわけです。倍残念でした。そういうようなことに、グラウンドが水田となり、本当にもう水浸しどころか大変でしたね。それで私、ちょっと聞いてましたから、その後ちょっと確認に行かせていただきましたら、やはり水はけが悪いなあ、ところどころに水たまりも多くあるなあということも見させていただきました。以前よりグラウンドの使用をされている少年野球の人たちのお話もありまして聞いてましたので、同じ日に同じ時刻で少年野球とか同時に開催されるわけですけど、そのときによその健民グラウンドは使用可能になった。しかし、広陵町のグラウンドだけはだめでしたよというようなことで、どうなってますねんというような声も聞いておりますので、水はけが悪いなあということが実感されて、そういうような声も聞いたので、きょうこういう形で質問させていただいたわけでございます。

今までの整備の状況とか、対策をお聞きしたいなあと思うわけ。

それと、その隣の東幼稚園跡地の活用、グラウンドとのワンセットでいくのか、また違った形で計画されているのか、非常に有効活用すべきだなあと、遊休農地をもっと活用しなさいという流れもあるわけですので、たたき売れとか、それはできませんが、広陵町にとっての有効活用をちょっとお聞きしたいなあと思うわけございまして、私の1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 ただいまの質問に対し、町長答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま青木議員から2つのご質問がございました。

まず、安全で安心な町を、行政の役割はということでございます。

答弁として、相次ぐ幼児殺害事件がございまして、社会の子供の安全は決して人ごとではないという切実な思いがこみ上げてまいります。本町でも安全で安心なまちづくりに向かって、平成9年9月には条例化しておりますが、この中でもご指摘のように行政はサポート役として町の施策を掲げ、活動部隊としては高田警察を初め生活安全推進協議会、青少年健全育成協議会、交番連絡協議会及び大字自治会などの組織の協力体制を整えるとともに、町民の協働を願うものであります。

今回の事件で文部科学省は通学路の安全点検の実施通知を出されて出されておりますが、子供たちの身を守る一助としては防犯ブザーの携帯、PTA、保護者の活動としては買い物時のパトロール強化、一般町民の方々には散歩、ジョギング、犬の散歩時の下校時間に合わせた活動、ボランティア団体による自主的な巡回活動など考えられます。

本町では各種文化、体育関係などの県大会、全国大会において全国に広陵の名を発信し、優秀な成績をおさめられた児童・生徒、一般の方々に対し時期を定めて表彰をしております。こうした元気で優しい人々を励まし、育てているところであります。町に住むすべての人々が善良で心優しく、温かい気持ちで接して、迎えられるような町を、地域の人々すべての心の通うお力をおかりし、地域連帯しての安全と安心のまちづくりにつなげてまいりたいと思います。地域の力をさらに育成、取り組んでまいりたいと思います。

2番目の健民グラウンドの水はけ等、改良、そして拡張及び東幼稚園跡地の活用計画についてのご質問でございます。

お尋ねの健民運動場の水はけ等の改良でございますが、暗渠排水工事も施した中で、他市町村施設に比べますと特に水はけが悪いとは感じておりません。甲子園球場のようにはいきませんが、心がけをいたしたいと思います。

また、運動場の状態につきましてもサービス公社に委託をして、年間を通じて整備をしておりますので、常に良好な状態のもとで町民の皆さんにご利用をいただけるように努力をしております。

一方、旧東幼稚園跡地につきましては、現在健民運動場の利用者の駐車場としてご利用をいただいております。なお、今後においては、従来よりご質問のあります健民運動場の拡張計画にのっとり進めてまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 14番議員！

14番議員 ちょっと議長、お許し願いたいと思いますねけど、ちょっと質問の通告書と順序を変えて、健民グラウンドの件を先らせていただけて結構ですか。

議 長 はい、結構です。

14番議員 それではお許しいただきましたので、そのようにちょっと言わせていただきたいと思います。

まず健民グラウンドの件で、町長が他のグラウンドと比べて水はけはいいんだというようなお話でしたが、そうかなあと思うところもあるわけですから、町長、現実に同日、同時刻でのよそと同じ、会場は異なった大会がちょっちょつとあるらしいですわね。そのときのこと、

1回や2回でないわけで、そういうようなこともあって、そういうことも聞いてたということで、まず水はけについて、水はけだけがどうやなしに、全体をそういう形でとらえてあげておいてほしいなあということ。

そして、拡張というのか、そのことに関しましても、非常に必要以外の拡張もそれはおかしな話と思います。今言うておるように、人口がふえるのか、減るのかちゅうのでいろいろなことありましょ。そのことも含めて、局部的な見方じゃなしに、大局的に町政の一つの大きなグラウンドの形を持って、プランニングの一つとしての位置づけで活用なり、また東幼稚園の跡地の活用なりを知恵を出して、町長かなり知恵者と聞いてますので、ひとつそれを大いに、また我々もこういうので活用されたらどうやとか、いや、一時的にこういうことにまた使われたらどうやとか、先般は何かシルバー人材センターとの一時預かる、一時置き場としてとかというようなことも出てましたよって、臨機応変に、駐車場にずっと使われるということもないのであれば、物の行事のない、以外のときはそのような形ですので、大いにひとつ知恵を絞ってええアイデアで、また使用、活用をお願いしたいと思うわけでございます。それで、この質問はこれで結構でございます。答弁は結構でございます。

そこで、まず今通告書の最初の質問に入らせていただきます。

町長の答弁、今現在こうであり、ああでありということ、大いに承りまして、それで結構でございます。そこで今現在、この対策というのは当たり前、後手に回るわけですわね。事が起こってこうしようかと。起こる前にそうしようかちゅうのはなかなか行政は考えませんし、またそんな無理でっさなちゅうところがあるわけですよね。そやから、雨降ったよってに傘差そうかと。降る前に差すちゅうのはちょっともったいないのちゃうかというのが行政の一つのシステムだと私は思っております。

そういう意味で各地で他山の石ということで、大変そんな失礼な言い方もしりませんが、そういうような事件が勃発してますね。しかし、明日広陵町に起こったらどうすんねやと、大変やないかと、これは皆思うてんねん。せやけど起こらんやろうというのも、ちょっと私も思うてますねん。そのようなことがあって、しかし素地はあるんじゃないかなあと。特に今広陵町は今町長がおっしゃるように、一部では先ほども言いましたように人口の増加地帯、またいろんな意味での形態が入り交じっている、本当の国の一つの、昔は農村地帯やとか、何とか地帯やとかというの割ときちっとしてましたけど、そやけどそこで自営するとか、農業するとかでは生計を立てられないという現況がありまして、非常に入りまじっておるわけ、職業もね。そういう意味で含めまして、大変そのようで、広陵町の場合は特にいろんな各層

なりがおられる町であると。行政にとっては大変、行政がやるのにかなりいろんな品物を置かんなんと、もう甘党から辛党から、もう激辛までいかなんちゅうぐらいのメニューが必要な町だなあということは、当然町長はご理解しておられると思う、また職員さんもそれを知っての上で施策をとっていただいているなあとこう思っておりますので、そういう意味で。

そこで、私この間ちょっと幼稚園のお母さんに青木さん、通園路、通学路はあっこあっこ危険で、どこそこが危ないところいろいろ話は聞きますねん。どこでんのん、どこ通ってはりまんのん、いうたら工場あって、近いよって近回りしてこう行ったら危なかったんと、あっこ危険な地帯ですわ。いやあ、そうですか、それはそんなんあきません、やはり通園路、通学路というのは入園した、入学したときに学校でそういうことをして、こういうここですよと言うてもろうてるはずですけど、お母さんにとって自分の行きやすい近道が通園路であり、通学路というのはちょっとおかしいんじゃないですかと言うたわけですわ。そやけど、危険は危険って。しかし、ほんなら広めよう、どうしようということについてあるときに、ほんなら皆拡幅しようとか、信号をどうしようとか出てくる、そのときに地権者の方、家建ててる人がすべてああ、そりゃあ協力しまんがな、安全な道づくりのためやというて撤退してくれはったらええねんけど、塀も削ってくれはったらええのやけど、そうはいきませんから、今現在ある道での通学路と通園路に一番ベターなルートはこうであるという形で設定されているように思うので、それを守っていただいたらなあと。そこで起こった事故について、またいろんなことについては大変行政側においても、また地域の人においても責任の一つもあるんじゃないかなということでは言いましたんやけどね。どこまで理解をしていただけたかわかりません。

そういうのが、ある意味では自分にとって都合のええルートということが通学路であり、通園路であり、買い物の道だというような風潮が、ええ悪いは別にしてあるということも、我々の商売で言うお客さんに合わさんなんちゅうやつやね。まさにもうとんでもないヘアースタイルでも、お客さんが望まれたら受けんなんちゅう立場ですからね。その意味で、そのような程度ちゅうたら悪いけど、そのような認識の人たちが住民の中になんかおられますよということが、ちょっと一つ的一端が見えたように思います。そういうことでございますので、ある意味でその人も全部含めて、やっぱり子供にとって安全なまちづくりをやらんないかんということはこれ当然当たり前のことです。

そこで、広陵町が率先して、それから後に何ほかの自治体が出した携帯電話等に送る不審者情報のメール発信何とかというのありましたね。それ、うちの若嫁さんもちよっちょっ

とやっとなと思えますわ。そういうことで、そこでの効果があったんか、どういうことで不便があったんか、いろんなことがもう大分になりますから、出てきているように思いますし、それもちよっとお聞きしたいなあと思うわけでございます。

それと、この間ちよっと新聞読んでましたら、子供にとって安全な町はどうしようやといろいろ大所高所で書いてまして、そこで本町での不審者情報の伝達の一つの方法というのか、ルートというのか、決めっちゅうのか、それは一体どうなってんのかなあと思うて、いわゆる不審者情報っちゅうのが、おかしいおっさんいよって、何やズボン脱いだるでえっちゅうな情報がもし入ったとしたら、それはそれを見た人から学校なり教育委員会なり町なりにふりますと思います。それから、警察行くのか、どうや、こういうどういう形で周知させていくのかということのちよっともう一回この辺教えていただきたいなあと思うわけです。

それと、学校と警察との学校警察連絡協議会か何かあるわけですわな。広陵町はやってはるのか、どうですか、いわゆる学警連、学校と警察との連絡協議会、これが全国で九十何%の自治体がやっておるといので、これがあるよってにどうということはないねんけど、そういうような組織もある。ただ、形骸化はされてんのやないか、省庁が文部科学省と警察庁っちゅう関係もあって、多少の交換があれば、ただやったというだけの形骸化されているんじゃないかという意見もあるわけでございますが、そのようなこともちよっとお尋ねをして、そしてこの辺で2回目を終わりますわ。ひとつよろしく。

議 長 教育長！

教育長 通学路の件なんですけども、この間議員の方からもお尋ねありましたように、再度やっぱり幼、小・中の方にも通学路ということについてはもう一度再周知するように徹底していきたいと思っております。普通大体学期が始まったときには全員、また親にもこういうところを通してしてくださいということも言っているんですけども、時々、転入者についてもそういうことをやっているわけですけども、周知できないという実情があるのであれば、学期に1遍なり、そういうふうなことで再度点検していきたいとこのように思っております。

それから、不審者情報についてのお尋ねがありましたけども、今不審者が出た場合にはほとんどもう直接警察の方と同時に学校なり、また保護者を通じて学校なりに入ってきます。入ってきたときには、そのことを文章化いたしまして、それを回しながら文章で各学校の方にも流すと同時に、もう一つ昨年度からでき上がりました安心メールについて、安心メールでご希望の方には配信をしております。その人数なんですけど、受信された数なんですけども、実のところ今数は持っておりません。次の委員会の方でもお話しさせて、そのデータは

お出ししたいと思いますので、お待ち願いたいと思います。

それから、学校と警察の連携なんですけども、これはもう綿密にやっております、いろんな学校の情報なり、また警察の協力で関係機関との協力、またこれだけとは違いまして、今は家庭子供センター、昔の児童相談所なんですけども、そういうところ、それからまたリハビリセンター、そういうところも連携を取りながら、いろんなところとしながら子供の健全育成を考えているわけなんですけども、広陵町、いろんな意味で高田署との連携を強めていく中で、例えばこの間の11月17日ですか、有山楓さんのあのときも向こうの方からすべての小学校の方にも補導員の方、また健全育成協議会の方々、そういう方も出ていただいております。それから、大きな行事のときにはお互いに連絡を取り合いながらパトロール強化等も行っております。そういう形で、できるだけ私自身はそういう情報というのをオープンにしながら、皆様方にご理解を願いながら地域のやっぱり安全というものを守っていきたいと同時に、今議員が言われましたように広陵町だけが安全ということでは私は決して思っておりません。どこであっても今起こり得る状態が、この今の社会情勢だろうとこのように思っております。本当に皆様方のご協力もお願いしておきたいとこのように思っております。

学校と警察との連絡協議会、正式名はちょっと今忘れちゃったけども、これはやっております。特に中学校の方は大体1月かまた学期に数回、連絡協議会をつくりまして生徒指導の先生方とそれから警察の生活安全課ですか、そういうところの会合も定期的に開いております。いろんな学校の横の連携も取ると同時に、警察の横の連携も取っていただいております。以上です。

議 長 14番議員！

14番議員 一番大事なのは通学路と、犯罪の今ずうっと皆出てきていることで、報道の中で、やはり犯罪者においてもそんなもうずうっと、偶然にその子が会うたというのも本当は昔は多かったけど、今何かターゲットに絞ったような感じの犯罪が出てくるような感じですね。そこで登下校、集団下校、登校という形ですので、一番逆に言うたら下校時ちゅうのは大変厳しいかなあと、集団であるのは形やから、しかし子供ちゅうのはやはり道草もするやろうし、また仲のええ子ばっかしがちょっとこっちへ寄ろうかとか、どやとかというような形でおじちゃんとか行こうかちゅうようなもんやで、そういうように割とそんなにがちゃあとと言うても言うこと聞きませんわ。そういう意味で大変その辺が厳しいかなあと。そこを多分写真見たら大体かわいい子ですわな、言うたら悪いけど。そやから、その意味で大変

余計に気の毒だなあとこう思うわけですよ。そのややこしい言い方と違いますのやで、そういう意味でかわいいという意味。そういう意味で、ほんで俗に言うたらルートを確立することが守る側にとってもかなり効果的であるんじゃないかな。

しかし、通学路は絶対守ってほしいと。集団下校は絶対やれと。これは多少徹底する。これがやっぱりソフト面ですわな。それはそこらに全部監視カメラを置くというたらよろしいですけどね。しかし、それも盲点がありますし、死角があるわけですよ。そういう意味ではまずソフト面では子供に、子供が本当言うたら一声かけ運動とか、開かれた学校とか、いろいろあってんけど、これどうなっても何か急激にそっちの180度逆な形をとらないかんようになったことの現実です、現状ですから、その意味では現状が悪いねんから現状に合わさんな、防御していかないかんということもあって、その意味では通学路、下校のときは特に集団下校であり、ほんなら今言うような組織してて、いろんなボランティアも含めてその地域の人も守っていきましょう、そうやってきたらきちとした形で守られる。それから、もしも外れたことでの事件ということは逆に自己責任、親の責任も多少問われるぐらいにルールというものは社会の一つの形ですよということの教育の一つになると思いますのでね。

しかし、悲しいですのやで、本当は悲しいですねん。もう裸で歩いてても大丈夫というぐらいの町が一番いいわけですけど、それは今の時代はそういうわけにいきませんので、現況に合わせた対策をとろうと。悪いやつの中の中の中やったら悪いやつに対処していかんないかんし、善人者ばっかしのところであつたら、それはもう簡単にかぎもかけんと、もううわ一言うてた昔みたいにしてたらええわけや。そんな今違いますやろ。今言うてるようにな、構造建築のあの非常な不正、こんなこと絶対しよるはずがあらへん。そんなやつよらへん、ちゅうやつしよつたから、性善者ばっかしやということのを思うててんけど、そんなん、そういうようにまさに考えられないようなことが、またあつてはならんことがあるというのは、えらい世の中になりましたんやから、そういう意味でそこところを行政の一つのリーダーシップというのか、サポート、それに連なる、というのは先ほどちょっと山田君の質問でも団塊の世代、わしよりちょっと若い人やけど、非常に退職者もふえて、非常にある意味では財政的にも大変ですなけど、しかし聞くところ、うちらお客さんでもそんなお方おつて、青木さん、わしら今度もうあと定年後になったらどないしようかなあと思うてんねん、そやというて、これ仕事はえろ余り行けへんけど、ちょっと格好ええなあというような社会的な、ちょっと奉仕的に参画できるような仕事あらへんけえって、こんな案外言っていたく人もおりますので、そやからそういう人たちのちょっとプライドをくすぐったような、ある意

味で大いにその人たちの、まだ元気ですから、パチンコだって行こうかって言うてる人をちょっとこっちへ引っ張り上げるようにして、ちょっとそのような人たちの働く場というのか、活躍の場も強制的に与えるんやなしに、そういう人たちがおられるということで、現に我々大字においても役員さんをつくっていくとか、いろんな世話をしてもらう人を、今まではある意味では村の役員になることが非常なステータスのような感じのときもあったわけですから、今なかなかそうけ、そうけっちゃうて受けてくれないような状態もあるわけで、その辺でそこが行政としてもちょっとそのようなことでサポートのできる仕組みをお互いに考えていったらどうかなあとというように私は思うわけでございます。

そこで、簡単に言うたら、先ほども触れましたが、地方祭であり、うちで南の場合はだんじりがあり、またこの9日には戎神社のあれもあり、いろいろ割と行事のあるところで、そこで私はびっくりしたのは、うちらも家がどんどん建って行って転入者がふえてます。そのとき、普通そんなこと皆頼んだら嫌がらはんのかなあと思うてましてんけど、新しい人ね。ところが、そないして参画していただいたら、ええなあ、わしらもうそなんんあれへんで、大阪から来てんけど、こんなんありまんのか、人と人のあれでっていう形で、また戎さんでも福娘いませんよ、しかしそれでもええなあところ言うてくれはる人があるわけですよって。いわゆる間口を広げたらにゃあいかなわな。よそ者みたいなあかんあかん、転入、どこのやつみたい入れたらあかんとかというような時代はもう過ぎてますから。そういう意味を含めて、そのような雰囲気のあるまちづくり、町長が言う、人がやさしい、人にやさしい、これやろうと思うたら、それしかあらへんがな。あめやるよってんのう、何するよってんのうって、そなんんではいかしませんから、そこんところはちょっと皆さん協力願ったら、何ぼ町長ひとりで走り回ってもできませんので、その辺をどう解釈されてんのか。ほんとでっせ、そこをちょっと、ばちっときょう聞かせてください。

議 長 教育長！

教 育 長 下校時のことについて、今やっていることをお話しさせていただきたいと思いますが、今小学校の場合、下校は学年単位で行ってたんが多かったわけですが、私この間実際に見に行ったときには、本当に時間の間もない中で、例えば1年生と5年生が曜日によってはほとんど同じ時刻帰るときがあるわけですから、1つの学年じゃなく、学年がうまく組み合わせるんであれば、学校の縦割りのそういう下校方法を考えてくれと、こういうことを、今広陵町はいいシステムをつくっていただきまして、パソコンで私の方から打って出してますと、いつ、何時何分に読んだということで返ってくるようになっておりますので、

そういうことも利用させていただいております。また、学校の方では老人会等にも働きかけていただきまして、こういう時間に帰るということで、犬の散歩等行くときにはそういう時間に合わせていただきたいとこういうようなことも考えてやっていただいております。それから、朝もそうなんですけども、この間中学校のときも私のとこちょっと現場見に行ったときだったんですけども、ちょうど犬の散歩に、その人とお会いいたしました。私がぼかんと立っているのではかなと思われたんでしょうね。お話しさせていただくと、犬の散歩があったわけですけど、そのときにもおっしゃっていただいたのはこういう理由でここに立ってるんだっちゅうたら、うん、それやったら私の方もまた犬を散歩する人をたくさん一緒におられるので、そういう子供の登校時間にでもまたさせていただこうと。いろんなことを工夫すれば、また我々教育委員会からも、また学校からもこちらの方から出向いていき、実際の形の中で話していけば、いろんな協力を得られるんじゃないかな、そういう可能性を今思っておりますので、具体的にもまた考えていきたいと思っております。以上です。

議 長 14番議員！もうほんまはあかんねんて。（14番議員「3回目や。」）いや、もう4回目や、4回目ですよ。

以上で青木君の一般質問は終了いたしました。 町長！

町 長 多くの青木議員おしゃべりをいただいて、町の状況、町長の思いはどうかというご質問がございました。

町を活性させるということがありますが、皆さんと一緒に大いに活性をしているところでございますが、ある意味では財政上極めて厳しい状況であるけれども、やっぱり夢を持っていただくためには、この町にはこんなすごい夢がある、また夢の持てる、そんな町に育てていかなければいけないと思います。それがためにはやはりおっしゃるように伝統行事、地域にはいろんな催しがあるわけですが、それは新旧住民と一緒にやるということが一番いいことだと思いますね。また町の特産、いろんな特産品等もございますが、そうした町の特産性を生かしたまちづくりを日々考えているわけです。他の市町村もどんどんやっているところへしっかり出向きまして勉強させていただきながら、皆さんと一緒に考えをいい方向に進めてまいりたいと思っておりますので、大変貴重なご意見たくさん聞かせていただきまして、これからも一生懸命頑張っていきたいと思っております。

議 長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。3時30分まで休憩いたします。

(P.M. 3 : 15 休憩)

(P.M. 3 : 36再開)

議長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、八代君の発言を許します。

11番議員 議長のご許可をいただきましたので、11番の八代でございます。よろしくお願いいたします。

先日来ちょっと風邪がみですんで、私賢うございますんで、風邪を引かない方がうらやましいでございます。

きょうは指定管理者制度、これに絞って質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

平成15年の9月地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理制度が改められました。従来地方公共団体と公共的団体に限って認められておりました管理委託の対象が、広く民間法人や民間団体にも認められることになりました。こうして、これまでの設置者である広陵町、地方公共団体と受託者となる公共的団体、当町でいえば施設管理サービス公社とか、福祉協議会とか、いろいろあると思いますけども、このような団体と管理委託契約をして管理をしてきた方式が変わりまして、地方公共団体が管理をゆだねる法人、これは民間営利法人、株式会社とか有限会社とか、あるいはNPO等に公の施設の管理権をゆだねるという指定管理者制度が導入されました。公の施設の管理方式がこのように改められましたのは、行政サービスへの民間の活力の導入や民営化の流れに沿うものであり、小泉首相が言う、民間でできることは民間でというキャッチフレーズを公の施設の管理面で具体化したということではないかと思えます。

従来の管理委託制度から指定管理者制度への切りかえについては、法律の施行後3年以内とされております。したがって、来年の9月ということになります。まだ9カ月ほど猶予期間があります。全国の都道府県や市町村では、大変な財政難の中で経費削減や民間のノウハウを生かした住民サービスの向上、PFIの導入等に関連して切りかえが進みつつあります。しかし、この新しい制度は細かい基準や手続その他の内容を国が法令とか通達とか指導とかで決めるのではなく、つまり全国画一的に決めるのではなく、それぞれの地方公共団体のもう自主的な判断に任せると、あるいはその良識に任せるという方法をとっております。したがって、地方公共団体の中には国がモデルや条例のマニュアルを示さないために戸惑っているとか、不満を持っているとか、試行錯誤をしている状況にあります。私はこの指定管理者制度の検討を通じて、公の施設は何のために存在するのか、だれのために存在する

のかという基本的な問いかけから検討することが必要であろうかと思っております。

最近、社会経済情勢により行政サービスへの住民のニーズは非常に多様化しております。民間法人やNPOのような公共団体等以外のものであっても、地方公共団体にかわって公の施設の管理を行い得る能力を十分有すると認められるものが増加している状況にあります。民間法人の有する能力や経験、知識等を活用することが有効だと考えられます。このことが本制度が制定をされた背景にあると私は思います。

そこで、最初の質問をいたします。

1番、広陵町としては指定管理者制度に対してどんな認識を持っているのか。

それに関しまして、私は住民サービスを低下させずに、そして財政支出を削減するためには非常に有効な方法とか手段のように考えますが、その点についてどう考えておられるのか。

もし採用をするとしますと、指定管理者制度の導入のためには条例の制定とか、事業者の公募とか、幾多のプロセスを経ることが必要であります。その準備状況はどうか。これが1番目の質問の1、2、3でございます。

2番もそれに関連しまして、次の4点をお伺いいたします。

総務省は16年6月1日の時点で各地方公共団体における指定管理者制度の導入状況の調査が行われ、その結果が昨年12月27日、1年前ですね、公表されました。この調査結果を見ると、おととしの9月に法律が制定されて、去年の6月ですから9カ月しか経過しておりませんが、既にこの制度を導入した自治体は393団体ございます。府県で10団体、政令指定都市で9団体、一般市町村で374団体でありまして、その当時の総団体数の12.3%に当たります。そして、指定管理者制度が導入された施設は1,550施設であります。そして、その指定を受けた管理団体は841団体であります。これは先ほど言いましたように、9カ月しかたっておりません。去年の6月の調査時点でそうですから、今現在それから1年半たっております。もう少しさかのぼって、そうすればことしの6月時点ではどのぐらいなのか。

自治体の数も町村合併で急速に減っておりますので、ただその資料は私は持っておりませんので、もし理事者の方においてこれ以後新しい調査資料がございましたら教えていただければありがたい、このように思います。

2番目の質問でございます。

指定管理者制度を実施しようと思えば、先ほど申しましたように条例の制定とか、事業計画の提出、候補者の選定あるいは議会の議決、そして管理者の指定、協定締結等々か

なりのプロセスがあります。若干取り組みが、もしやるとしたら取り組みが遅いように思いますが、それがどうなっておるんか。つまりやる気がないからやってないんだというのか、検討しているのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

それから、本制度の導入する施設としましてはレクリエーション、スポーツ施設、2番目には産業振興施設、あるいは基盤施設、基盤施設といいますのは公園とか水道施設等々であります。そして文教施設、図書館等であります。あるいは社会福祉施設等がその対象になると思います。本町におきましても図書館、公園あるいはサン・ワーク、グリーンパレス、さわやかホール等々ございます。その辺具体的な検討をされておられるのかどうか。

それから、町長は事あるごとに5年5億円50人の削減ということをおっしゃっておられますが、この中にはこの制度の採用による削減目標、入っているように思わないんですが、その点はどうなのか。この辺をお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

議 長 ただいまの質問に対し、町長答弁お願いいたします。 町長！

町 長 ただいまの八代議員のご質問にお答えをしたいと思います。

指定管理者制度に対応する認識はということで3つ問われています。

まず初めの1番、公共施設の管理運営については、従来は自治体の直営か公共団体、公共的団体、自治体の出資法人の管理委託に限られてきましたが、平成15年の地方自治法の改正により、公共施設の設置の目的を損なうことなく、住民サービスの向上と経費の縮減を目的として、新たに民間の能力を活用することのできる指定管理者制度が創設されたものであります。八代議員お述べのとおりでございます。

ご意見にもありますように、究極は可能なことは民間に任せることであることは十分承知しておりますが、多様化する住民ニーズに効率的に対応をし、住民サービスの向上を図るため、最も適するものに公共施設の管理をゆだねるとというのが法律の趣旨であると考えます。このため、従来の管理受託者や新たな民間事業者も含め、幅広い視点から最も適したものを指定することが必要であると考えています。

2番でございますが、ご意見のとおり、指定管理者の目的は住民サービスを低下させずに財政支出を削減することにあります。しかしながら、多種多様の公共施設を管理していく中で施設の目的、利用頻度、集客力、収益性などの条件がそれぞれ異なるため、本町の施設においてどのような方策が有効に適応できるものかを十分に見きわめる必要があると思われま

す。

私は何でも民間にということには異論を持っております。公の職務は、これだけは民間に

任せてはならない、公がしなければならないということもあると思うのであります。今社会を震撼させている建築確認検査業務、姉齒とかE R Iとか何とか言っていますが、これらは国の責任において審査しなければいけない、これは民間委託のことでございますが、国民の安心、安全を損なうことになるからでございます。その結果、行政責任として生じたと思えます、莫大な公費負担が生じておるわけでございます、当然やはり国の責任があると思えます。このようなことにならないように、指定管理者、民間委託、こうしたことについては慎重に考えてまいりたいと思っております。

3番の指定管理者制度導入に至る準備状況であります、行政改革推進委員会からの中間提言を見据え、現在役場内に設置しております行政改革推進体制の検討部会において、公共施設の適正配置と管理運営の見直しの項目の中で細部の検討に着手しております。この中で指定管理者制度の導入に係る方針、基準、手続、範囲等について検討を行った上で、手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、2番でございますが、指定管理者制度の各自治体の導入状況はどうかということで3つお尋ねをいただいております。

そのうちの1番、指定管理者制度の各自治体の導入状況については、平成16年以降新たな調査資料は入手しておりませんが、過日報道機関が本年11月1日現在で実施した各都道府県及び政令指定都市等に対するアンケート調査によりますと、調査対象95自治体で制度の適用を決めたものは1万3,549施設で、うち過半数の6,509施設の指定管理者が決定したとの結果があります。県内の状況については、各自治体からのインターネットでの公表をしているものについて情報を収集したところ、現在県内市町村では全1,026施設のうち、5市2町1村1事務組合で70施設において導入されています。

2番でございますが、実施に関しては、法に期限とされる平成18年9月までに施設の設置条例の改正とともに指定管理者を決定することになっています。

3番でございますが、5カ年5億円の財政支出の削減目標と本制度実施による財政支出削減との関連におきましては、現時点での削減数値目標額には反映しておりません。指定管理者制度導入についての具体的手続とともに試算をいたしたいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 11番議員！

11番議員 非常に積極的なんか、消極的なんか、ちょっと判断に私は苦しんでおります。各種多様な施設が広陵町にもありますので、全部が全部公の施設を直営から管理者制度に移行

をするのは、それは当然町長のおっしゃることが妥当だと思いますけれども、しかし先ほど申しましたように法施行後わずか9カ月あるいは現在におきましても、相当な公共団体がかなりの数の施設をそれによって運営していると、こういう事実はやはり大きな事実だと私は思います。

そこで、ひとつ最初の質問でございました広陵町の認識とか、それから町長の判断あるいは1番目の質問については、これから質問することはございませんので、2番目の質問についてももうひっくるめて申し上げます。

先ほど町長の手元に指定管理者制度を採用しました事例を2件お渡ししておきました。それは非常に大きな施設の管理と非常に小さな施設の管理を指定管理者制度でやっているとございまして。

非常に大きな施設の管理と申しますのは、これはついおとついの産経新聞の1面トップに大阪舞州のスポーツ4施設の管理をスポーツ会社ミズノ、恐らく運動具つくっているミズノの関連やと思いますが、ミズノに委託をしたと。そして、昨年度の財政支出7億円を2億8,000万円に減額できると、率に60%の減額でございまして。詳細は新聞に出ておりますので、ついおとついの新聞ですからまた見ていただければいいと思います。

それから次に、非常に小さな施設について申し上げますと、これは過日山本議長と正・副議長の視察に行ったときに、たまたまこれも立ち寄った施設で見聞したものでございまして、山中湖村の図書館でございまして。この図書館は広陵町の図書館より蔵書数においては非常に小さいのであります。それでも管理が2,200万円かかってたと。つまり地方公共団体が直営というんですか、じかに運営しておりました。それをNPO団体に指定したわけですね。1,500万円での委託であります。つまり30%の削減になったわけであります。しかも、この場合は住民サービスは低下しない、先ほどの大阪市もそうですが、前提は住民サービスを低下させないというのが前提にありましてやっていると。この図書館の場合、広陵と同じく週休で5時ごろまでやったんですが、委託した後現在の図書館の休館日は月1日あります。そして、夜の9時まで開館してると。広陵町の場合も図書館の開館時間を5時から延ばしてくれないかという要望がこの議会の質問にも出たかと思いますが、住民サービスを低下させないで、そしていや、むしろ向上させて、しかも財政支出は減らしたと、こういう一例でございまして。

じゃあ何でできるんかといいますと、やはり運営の効率化であります。自治体が一生懸命やっているのは当然でございましてけれども、新たな運営のノウハウの検討、合理化の検討、

そして職員のサービスをそしたらこの図書館、2,200万円から1,500万円に3割減って、職員の給料が3割も減ったかという、若干の減少はあったに聞いておりますけども、3割も賃金は減っておりません。大阪市の場合も、恐らくこれは大手のミズノの系列でありますから、こんだけ減らしたからというて給与はそんな大幅にカットをされることはまずないと思います。

時間もありませんからあれですけども、この図書館はどうやって運営したかといいますと、図書館の運営の業務の一番大きなシェアを占めております本の貸出事務と返却事務のコンピューター化であります。端末機程度のコンピューターに本の裏にバーコードをつけまして、本の背中を入れて置くと、もちろんカードは今の図書館でもカードをもらっておりますけど、まずその登録カードを入れまして、そして本の背中をひっつけて、バーコード、下にやりますと、それで貸出事務は完了であります。そうしましたら、例えば何の手続もせんとそれを館外に持ち出そうとしますと、その出口通過するところにその施設がありまして、ぶーっという大きな音が鳴るわけです。したがって、無断持ち出し、無許可持ち出しはできないんです。そして、返却は同じようにそれを同じような別のコンピューターになります、銀行のATMと同じように並べて置いてあるわけですが、同じようにそこで返済をすればいい。ただ返却の場合だけは、住民が勝手にまた書架へ入れますと正規の場所に入りませんので、返却が済んだ後は手近なこの書架に置いといて、後で図書館の職員がそれを所定の場所に戻すと。こうすることによって、貸し出しと返却の事務は2人で済んでいると。そうしますと、広陵町の図書館へ行かれたらわかりますように、かなりの人数がそれに従事しております。したがって、減った人数を時差出勤すれば、開館時間の延長は可能だと。

それから、もうコンピューター化して、盗難とか万引き、万引きちゅうの該当しないですね、無断持ち出しがないのかといいますと、年間でわずか数冊だと。つまり、今図書館に私もよく行きますが、本が無断で持ち出されました、返してくださいとか、そういうのが時々あるんです。そういうことが非常に少なくなると。

もちろん図書館はこれは営利事業と違いますから、収入は0です。しかし、民営化すれば、この指定団体を採用すれば若干の収益の上げることは可能なんです。そこはどのようにするかといいますと、図書館をその山中湖村の情報発信センターとして利用をしておるわけです。そのように住民に、あるいは住民以外にも啓発をしておるわけですね。情報発信センター、例えばそこで一つの例を挙げますと、例えば町内の100軒、200軒がレストランとか食堂がございますね。それなんかのメニューをファイルに入れて並べておくと。そうす

ると、住民やら観光客はそれ見て、ラーメン食うんならどこの店がええかとか、イタリア料理はどこがええかとか、そのメニューを見て判断すると。そしたら、その飲食店から幾ばくかのお金をもらおうと。例えば、何ぼか聞かなかったですけど、月1,000円もらっても100軒あれば月10万円で年間120万円になる、こういう計算になりますね。そうすることによって、何かあれば、もちろんこれは飲食店ですけど、それ以外でもそういうような施設をコーナー設けてやれば、住民はそこへ来て情報をとりに来ると。その他収益事業も町の直営であればできないこと、例えば広陵町の図書館も館内にも部屋もありますし、前にもかなりのスペースがあります、それから図書館の真ん前にも相当なスペースの駐車場もありますから、広陵町の情報発信センターとして人がたくさん来る、年間日本一やというぐらい人が来るわけです。もうそういう意味で、その活用方法によって収益、つまり収入0の施設が相当なお金を生むということを考慮すれば、指定管理者に委託する場合、それを含めてやれば財政支出が検討をされるんじゃないかなと思います。

また、先ほど町長も言われましたけども、広陵町行政革新に対する提言で3ページ、公共施設の適正配置と管理運営の見直し、ここで先ほど町長言われたように、指定管理者制度の採用をすれば財政支出が減るんじゃないかと、例えばここに書いてある数字をそのまま読みますと、サン・ワーク、勤労者総合福祉センターは人件費を含んで7,269万7,798円、ふるさと会館グリーンパレスは5,457万9,679円、2つ合わせましたら、これだけで約1億2,700万円何がしになりますが、これが10%であれば1,270万円ありますし、20%であれば2,500万円。ほかにもいろんな施設があります。サン・ワークにつきましては町の単独施設になってからいろいろ運営、私もたまたまこれは議会からの理事をしておりますけども、いろんな運営方法を今検討しておられますけども、しかし検討されてもう2年ちょっとになるわけですが、まだこういうことをやりますというようなことは聞いておりません。そういう意味で、この指定管理者制度を積極的に活用されると、ほかにも施設もあります。できない施設もありますけども、この辺を含めてやっていただきたい。

それから、ここに勤めておられる職員さん、あるいはプロパーで採用される職員さん、それらの方々の待遇に関しては、これは町長はそれを念頭に置かれて非常に難しいと言われたかと思いますが、これはまた先ほど青木議員がおっしゃいましたように、これは玉突き人事になるかもわかりませんが、教育学校施設に対する保安の人員に充てるとか、いろんな面で人員の適正配置、何もきょう言うて、あしたから全員するわけじゃなしに、数年あ

るいはかけてやってもいいわけですので、ひとつ十分な検討をしてそういう点をお願いしたい。これが2回目の質問です。よろしくお願いいたします。

議 長 町長！

町 長 先進事例を含めていろいろ平素からご研究をいただき、またきょうご発表をいただいたこと、本当にありがとうございます。

本町には、私は指定管理者にゆだねるというのか、そしたら効果が上がると思われる問題な施設は先ほど言われましたが、私はそう思っていないわけです。お荷物施設とは思っておりません。それはきょうまで議員各位やまた先輩の多くの皆さん方が頑張っていたおかげさまでこうして引き継いできておるわけでございまして、常にその都度経営改善を、そして知恵を加えていただいて運営できたのではないのでしょうかと、そういうように自画自賛しているところでございます。しかし、この状況で甘んじているわけではありません。さらなる住民サービスの向上に向かって常に法の趣旨を生かすように、今職員で一生懸命、もう2年とおっしゃっていますが、常に考えを進めているところでございまして、何としても来年度中にはその答えを出して実現できるように、皆さんと協議できるように進めてまいりたいと思います。

議 長 11番議員！

11番議員 時々町長、引っかかることをおっしゃるわけです。例えば私は先ほど例に挙げた2つの施設を、お荷物のような施設だと申し上げた覚えはございません。図書館におきましても、私はもうしょっちゅう行くわけですが、非常に参加している方も多し、非常に有効な、あるいは私は高田の図書館も、それから香芝の図書館にもカードを持っておりまして、広陵町で書庫整理で2週間ほど休まれたときはそっちへ行って借りてきたりするわけです。したがって、サン・ワークにおきましても、サン・ワークにつきましては若干、ここはこうしたらなという希望というんは、意見はありますけども、2つの施設、職員さんの待遇すべても含めてお荷物と言った覚えは毛頭ありませんので、これはひとつ町長意識を変えていただきたい。ただ、もうちょっとすればもっといい方があるんじゃないかなと、そういう意味で町長もそれは十分検討するとおっしゃっておりますので、ちょっとその点はひとつよろしく。私のこれ、返答は要りませんので。以上です。

議 長 以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日本行われなかった一般質問につきましては、14日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 4 : 09延会)

平成17年12月14日広陵町議会
第4回定例会会議録（3日目）

平成17年12月14日広陵町議会第4回定例会（3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
16番	竹村博司		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

15番 笹井正隆

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
健康福祉部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

議 長 まず日程1番、一般質問を行います。

12日の一般質問に続きまして、これより松野君の発言を許します。

12番議員 では、一般質問をいたします。

まず最初に、1番アスベスト対策についてです。

これは前の9月議会にも質問いたしました。そのときの答弁についても食い違いがあるということが明らかになりました。私どもの方も直接たつみやさんの方伺いまして、いろいろと状況をお聞きしてきたところですが、小さい企業ということで、そういう対応はできないということでお困りの状況でした。私は、本当に町の方が主導的にこのアスベスト問題については対策をとっていただかなければ解決できない、こういう立場で再度質問をするところです。

まず1番、住民説明会の開催の具体化をどうなっているのか教えていただきたいと思えます。2番目、住民の健康調査を実施してください。3番目、住民の健康診断に補助をしてください。4番、公共施設のアスベスト使用状況の公表と対策を明らかにしていただきたい。5番目、広範囲のアスベスト使用が明らかになり、町民全体に不安があります。町民全体へのアスベストの学習会等も開催していただきたい。この5点をとりあえずご答弁お願いいたします。

2番目、介護保険についてです。

広陵町は、2期目の介護保険のときには町長の努力の中で近隣自治体に比べても大変保険料が安く、また値下げをしていただいた、こういう実績を持っているわけなんですけれども、一方で3期目になりますと大変利用が大幅にふえている。それとあわせて、控除が各種、高齢者の基礎控除が廃止されていくという方向、あわせて広陵町の先ほどの特種事情がありまして、大変大幅な異例なほどの値上げになる、こういうことが予測されているわけですが、それに対してこのような急激な値上げは広陵町独自の状況であるというふうに判断せざるを得ませんので、例えばこれは一例ですから、これがすべてということを行っているわけでもありませんが、特区申請をして値上げ緩和措置の検討をしていただきたい。この料金の緩和措置は、国の方が大変急激な値上げになるだろうということを予定して国自体もやっているんですけれども、やはりさらにそれに加えて広陵町もそういう緩和措置が必要なのではないかと。例えば特区申請して一般会計から少し、一定介護保険の方に費用を充てていただく、繰り入れをしていただく、こういうことは考えられないか。3年目で予定の金額にする、これはやむを得ないということにいたしましても、1年目、2年目に対して徐々に値上げをしていくという形で、例えば1年目は1,000円補助、2年目は500円補助としていけば急激な値上げは緩和されるわけです。こういう点についてお考えいただけないのか、ご答弁をお願いします。

2番目、青い鳥のデイサービスの料金なんですけれども、これにつきましてはこの10月から食費全額自己負担、施設費全額自己負担、ホテルコスト導入されまして、それに合わせて値上げをされたわけなんですけれども、広陵町内のデイサービス民間でやっているところは値上げをしていない状況、あるいはまた隣の葛城市の當麻の方なんですけど、ゆうあいステーションでも安いです。広陵町900円と大変な値上げをされたわけなんですけれども、これはやはり努力の中で値上げしないでもできるということが多くのところ、施設において実施をされておりますので、この点についてお願いしたいと思います。

3番目が、畿央大学周辺の環境対策なんですけど、これは中3丁目に公園をという、こういう要望を一貫してお願いしてきたわけなんですけど、このたび中3丁目の住民の方から大変畿央大学の学生が中3丁目に入り込んできて子供に対する不安が大きいので、公園はやめてほしい、こういう逆の声が出てきたんです。これは本当に情けない、大変重大な問題だというふうに認識をせざるを得ません。中3丁目の皆さんは公園は欲しいけれども、今の状況では不安、これが大部分の声なんです。その不安をまず取り除くということが、今大きな課題です。この点について、具体的に住民の方も畿央大学に要望されております。一定の誠実な対

応もしていただいているんですが、その周辺に学生がやってきて喫煙場所となっている、たむろ場所となっている、またバイクで乗り回す、こういう実態についての対策はとられていないのが実情です。これについて、広陵町としても相互関係あるわけですから、地域の住民のためにもきちっと指導をお願いしていただきたいと思います。

4番目、リフォーム助成制度の改善なんですけど、これにつきましては手続がかなり時間がかかるということで、もう業者の方もなかなかそれについては仕事の予定が立たないという状況も出てまいりますので、手続を簡素化して本当に仕事をやりやすいような環境をつくってほしいということがあります。手続の簡素化をお願いしたいと思います。

ほんで、2番目は、これ広陵町は滋賀県では対象になっているようですが、広陵町ではふろがまとか流し台、トイレ、便器などにもリフォームのときにリフォームの対象にならないので、工事費だけです。例えばトイレ、私の家も改装、リフォームしたことあるんですけども、便器外されたらほんのわずかなんです、工事費でいったら。です。ので、利用者の立場からいけば本当にそんなに値打ちのあるものじゃないなということになれば、せっかく設けた利用が促進されませんし、そういうことは目的が達成されないということになります。ので、ふろがま、流し台、トイレなどはいろいろなランクがありますから、基本的な金額を決めておいて、そこを超えた分はご自分で負担していただくけれども、ある程度普通の分まではその金額リフォームの対象に入れていく、こういう改善が必要だと思いますので、この点についてお願いしたいと思います。

5番目、高田川の堤防に照明をとということですが、少しついているところもあるんですけども、県道、町道いろいろややこしい分がありますが、ここについてはとりわけ六道山から中学校までは中学校の通学路になっているんです。もう本当に中学生なんかちょっと遅くなったり、クラブで遅くなったりしたら夜暗くなってから帰ってくることになってしまいますので、結果的に。暗くなる前にとということでクラブ活動も努力されているようには聞いていますけれども、また散歩をする人も多いわけですが、この高田川の堤防にきちっと防犯灯なり街路灯なりをつけていただくのは当然だと思うんです。一部ついてるところあるんですけども、これは高田土木の方では町の方が必要だということで県の方に要望があれば許可はいたしますということですので、必要かどうかは町の判断にゆだねられていますので、この点についてご答弁をお願いします。

6つ目、委員会での研修成果ですが、この前山村委員長が報告されたように、本当に委員長もいい研修をさせていただきましてありがとうございます。

そういう中で、師勝町での回想法の実施、これについても本当に経費もかからないし、これ一つで全部よくなるということは全然考えられないんです。やれることを幾つか重ねてやっていくことによって成果が出てくると思いますので、その一つとしても回想法を実施していただく、経費もほとんどかからないという中でどうかということ。

それから2番目、これは長泉町なんですが、子供育成課ということで、本当これびっくりしたんですが、保育園も乳幼児医療費の無料化の問題も全部教育委員会が子供育成課ということで全部一括して見ているので、非常にスムーズに子供に対する見方、子育て支援ができていっているように思うんです。町長も幼・保一元化ということもだれか答弁の中でおっしゃっておられました、まずこういう組織改革をしたらどうかというふうに思います。また、後でまた委員長もご質問されると思いますが、医療費の完全無料化の中で本当に子育て支援、大きな成果を上げている、いろいろな複合的にやっているわけですけども、こういうまたほかにも各委員会の中で委員会報告、視察の報告を聞いておりますと、本当にいい勉強をなさってきてるなというふうに思うんです。ですから、やはりせっかくお金を使って議会の議員が研修に行くわけですから、そういう研修についてやっぱり理事者としてもきちっと受けとめて、本当にこれが広陵町で導入できるか、した方がいいのかどうかということの一つずつ検討を重ねて議会の方に報告いただきたいと思います。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し、町長答弁お願いいたします。 町長！

町 長 松野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、初めのアスベスト対策についてでございます、5項目のご質問がございました。順を追ってご説明を申し上げます。

アスベストの問題につきましては、本年6月末から7月にかけ、アスベスト製品を製造していたメーカーから製造工場労働者及び工場周辺住民に肺がんや中皮腫による死亡事例など、健康被害が発生しているという報告をされ、社会問題として大きく取り上げられたところであります。本町においても1社が平成6年12月までアスベストボードの加工を操業されておりましたので、アスベストに関する相談窓口を設置し、住民の不安解消に努めているところであります。

ご質問のアスベスト対策の地元住民説明会の開催については、町としては事業者とともに説明会を開催いたしたく準備を進めています。時期等については現在検討をいたしており、準備が整い次第開催する方向であります。

健康調査につきましては、国においては周辺住民も含め新しく法整備をなされる見込みで

あります。アスベスト新法の制定に当たっては、国、県等において幅広い調査、データ収集など行われると予測いたしております。町としても積極的に協力してまいりたいと考えているところです。

次に、健康診断に対する補助についても、新法の整備内容を十分に検討しながら対処すべきと判断しています。公共施設のアスベスト使用状況の効用と対策につきましては、現在公共施設におけるアスベスト使用状況やアスベスト含有量調査を終えたところであり、調査の結果、基準値以上のアスベストが含有されている公共施設も一部ありますので、引き続き空気中における飛散調査を行うべく準備を進めているところです。その調査結果が出ましたら公表を行い、調査結果に応じた適切な措置をとりたいと考えております。

また、町民全体への学習会の実施につきましては、住民の不安解消に留意しながら適切な時期を選んで慎重に取り組みたいと考えております。

次に、2番目の質問でございますが、介護保険についてでございます。

広陵町は保険料の急激な値上げになる見込みであると、特区を申請して緩和措置の検討をせよということでございますが、答弁として保険料につきましては、金額のみを比較いたしますと第1期計画期間は月額2,842円、15年度からの2期計画期間の3年間は保健福祉事業を廃止し、介護給付費準備基金の充当によって月額2,500円といたしました。

第3期計画期間となる18年度から3年間は、現在も給付の伸びが著しく、高齢化の波による要介護認定申請者の増加等を踏まえて将来を見据えた介護保険事業の健全な運営を図らねばなりません。具体的な金額の見通しは、坂口議員のご質問にもお答えしたとおりであります。税制改正に伴う激変緩和措置も検討されていることから、急激な高騰を抑制する趣旨の特区申請のご提案でございますが、現行の介護保険制度下では中期財政計画のフレームの中で容認される次元のものではございませんが、あらゆる角度で、そして先進自治体を学び検討をいたしたいと思っております。

2番目の青い鳥のデイサービス料金の値下げをというご提案でございます。

介護保険事業所青い鳥であります。利用料金につきましては介護保険法に伴う介護報酬分とデイサービスにおける食費がありますが、介護報酬分につきましては国の基準どおりいただいております。食費につきましては利用者との契約に基づきいただくことになっております。今回のご質問の趣旨は後者の食費についてのものでありますので、それについてご説明を申し上げます。

前回の9月議会で答弁させていただきましたが、介護保険法の改正に伴いデイサービスセ

ンターにおける食費の食事提供加算390円の保険給付が10月1日から廃止されました。これに対する取り扱いにつきましては、近隣の通所介護事業所の動向等を参考に種々検討を行った結果、心苦しいところではありますが、他の事業所では徴収されている場合がある日用品費、教養娯楽費、おやつ代をこちらでは引き続き徴収しないこととし、食費については現在の必要経費相当分として受益者負担の原則に基づきやむなく保険給付の廃止分をご負担いただくことで決定するに至りました。ご質問では値下げのことを申し上げられているようですが、今のところその予定はございません。

以上の経緯をお含みの上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

現在、厳しい事業所の経営であります。施設の将来計画、町の在宅福祉の考え方などを検討しているところであります。

3番目の質問でございます。畿央大学周辺の環境対策を申されております。学生のマナー徹底させて大学に指導を強く求めるべきということでございます。

答弁として、本町は大学のある町として若者が向上心を持って一生懸命頑張っている姿は誇り得るものであると感じているところであります。ただ、学生の交友関係にある一部の者が地域の迷惑行為を行っていると同っておりますが、まことに遺憾であります。現在、大学側と対応策について協議をしているところでございます。今後とも、大学と地域が協調し合うまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

4番目でございます。リフォームの助成制度の改善をとということで、手続の簡素化をお申し出なさっております。

答弁として、現在32件の申請をいただき、既に22件の方に商品券の交付をいたしております。簡素化につきましては、申請の提出があれば早急に申請者宅に伺い、リフォーム箇所を確認を行い、承認通知をいたしております。その後、工事着手となるわけですが、この間5日から7日を要しておりますが、できる限り迅速に事務を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、ふろがま、流し台、トイレ、便器にも上限を設けて補助対象にしてはとのご質問でございます。

実施から既に5カ月が経過いたしており、その間ふろがま等につきましては7件の申請があり、対象外としております。申請者には詳しく説明して理解をいただいております。これらは冷暖房機と同じく備品と考えておりますことから、今後も対象の考えはございません。

5番目でございます。高田川の堤防に照明をとということでございます。

高田川の堤防の照明であります、県と協議をした内容については河川管理上支障のない場合は許可できると回答を得ています。しかしながら、堤防付近の住民の方への配慮も考えなければなりませんので、今後は地元大字ともよく協議を重ねながら設置については慎重に検討いたしたいと考えます。

次に、委員会での研修成果について実施、検討をということでございます。師勝町での回想法の実施を申されているのであります。

答弁として、高齢者の認知症対策としての回想法は、地域ケアの中で一定の成果を上げており、本町といたしましてはさらに生活の質を高めることを目的として、次期の介護保険で創設される予防重視型施策における地域支援事業としての位置づけとなる介護予防特定高齢者事業及び一般高齢者事業で予防対策にも重点を置いた認知症関係事業を実施してまいりたいと考えております。介護保険事業計画等策定委員会にも、具体的な事業として従前山村議員からご質問のあった音楽療法も含めて提案させていただく予定であります。

最後の質問でございますが、委員会での研修成果の子供育成課を教育委員会に設置、医療費や保育園も含めて子供にかかわることすべて担当する課の設置という要望でございます。

答弁といたしまして、子供たちに関する問題については数カ所にわたる課で担当しておりますが、行政改革等も考慮すれば現状では十分でないと考えております。しかし、議員がおっしゃっておられることも一つの方法であると考えますが、我々はいつも問題意識を持ってそれぞれの分野で頑張っておられるところでございます。以上のとおりでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 まず、1番のアスベストの問題なんですけれども、アスベストがたつみやさんの方で、小さい企業ですから対応が十分できないのは、これはやむを得ないと思うんです。ですから、それをやっぱり町も応援して一緒に取り組んでいただくという基本姿勢はお持ちいただいているようなので、その基本姿勢に沿って今後お願いしたいんですが、きょう県の方も前たつみやさんの工場があったところを調査に入るということをお聞きしております。3カ所ほど沢の方で埋め立ててはるんです、アスベストの廃材みたいなものを過去から。そういうものに対する水質とか、そういう調査もこれは県の方が必要であればするというようなことも聞いております。ただ、建物についてはこれはたつみやさんだけに限らなくってあちこちあるだろうというふうに思うんですが、そのアスベストの材料そのものを使った建物が広陵町にどこにどんだけあるのかという実態把握、これは国の方もそういうふうに把握せよということ言っているとと思うんですけれども、その実態把握をどのようにしていただけるのかと

ということと、そしてそれを把握した上で対策、すぐに全部壊すとか、そういうことは個人の財産の問題もありますので、そういうことを言うわけじゃありませんけれども、それをやっぱり使用者に自覚していただいて、何らかの対策をやっぱり提案していくということが必要なので、その点。

それと、これはとりわけもし火事になったときなんかは消防署員の方にも大変影響が与える問題ですので、今その実態把握して、それから消防、香芝、広陵消防とか、自警団の方に対しては、自警団ですか、消防団の方に対してはやっぱり防じんマスクをやっぱり設置していく、配付していくということが緊急にこれ国の方でもやっぱり推進しようという方向を出しておりますので、この整備をしていただきたいんですが、この点についてどのようにお考えいただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、説明会については実施していく方向で言っていたんですが、めどとしてはいつぐらいでしょうか。私の方もほかのグループの方でアスベストに対する勉強会、沢の方でされたときにも本当に大きな不安の声出てたんです。ですから、早急にやっぱりしていただく。ほんで、やっぱり皆さん住民の方も遠慮なさっておられますので、表立ってなかなか出てこないと思いますので、その辺は本当に住民の方が不安をあおるってということじゃなくって、安心できるような対策をとっていくということできつごろまでぐらいめどにしているのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、予算の方も前の山田議員の答弁の中で来年度の予算にアスベスト対策も町長ご説明いただいてたと思うんですが、この具体的な予算の内容についてもお聞きをしたいと思います。

それから、国の方が法整備進めているのは知っているんですけども、やっぱり十分な検討の方向ではないようです。言うたら対象の疾病ですけども、それも肺がんと中皮腫ぐらいに絞ってしまいそうな、そんな状況も聞いているんですけども、ですから健康調査等も法整備されてからじゃなくて積極的に広陵町で進めながら補助とか負担は、これは基本的には企業と国が全額負担すべきだと思っているんですけども、そういう要望を積極的に出してほしいんです。これは幾つかの自治体で既にそういうことをしています。

それから、アスベストの除去する工事に対しても自治体がやっぱり負担を、戸建てだったら2分の1、30万円限度とか10万円限度とかいろいろありますが、アスベストの除去あるいは調査費用について自治体独自で負担しているところも出てきているんですけども、除去工事とか調査、自分の自宅にアスベストを使ってるかどうか、その辺も大変大きな不安、

一番大きな不安がそこにあるみたいですので、そういう費用に対しての補助をしているところがあるんですが、これも積極的に広陵町で推進しながらやっぱり国の方にそういう負担対策を求めていくということを行っていただきたいんですが、この点についてもお聞きしておきたいと思います。以上、2回目をお願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 松野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町内のアスベスト使用の実態について把握をしているのかというお尋ねでございますが、個人の家屋あるいは個人の企業、店舗、倉庫、こういったところについては町としては把握をできていないのが現状でございます。ただ、国等のいろいろな報道の中で一般家庭にも相当数のアスベスト製品というものが使用されているということについては、これはもう実態として事実でございます。ただ、ご理解をいただきたいのは過去におきましてはアスベストの含有量の多い、いわゆる吹きつけアスベストが使われていた時期がございます。昭和55年以降はそういう含有量の高い、いわゆる60%、70%、あるいは30%といったものについては使用が禁止されておりますので、それ以後の建物についてはそういう使用のされ方はしておらないと。黙視の状態でも広陵町内の方がよく行くような半公共的な店舗あるいは公共施設等ではそういう使用されている施設はございません。これは後ほどまたご説明をいたしますけれども、公共施設についてもそういう実態はございません。

それと、住民の方への説明会の実施をできるだけ早くというご要望でございます。私どもといたしましても、住民の方ができるだけ不安をお持ちにならないように正しい情報を早くお伝えしてまいりたいと考えているところですので、たつみやさんとも十分調査をした上でちゃんとした説明のできる体制が整い次第実施したいと考えております。めどといたしましては早いにこしたことはないんですけれども、本年度中には実施をしたいと考えております。

それと、消防署あるいは消防団の方の活動に際してのマスクという問題がございますが、これは松野議員のご質問の趣旨を十分確認した上で、消防署とも協議をしながら対策を講じていくべきかなあと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、健康調査等について町でやはり率先してやっていくべきだというご提案かと思っております。ただ、たつみやさんにおきましても何回か折衝する中で、いわゆる因果関係ということもございますので、企業とすれば実際やっていた事業の内容と、そして周辺への影響、これらについては当時の届け出制度の中で調査もされ、安全対策をとってこられたということは確認ができていますけれども、その数値の保存責任が3年というような当時の実態で

ございまして、今のところその資料はないというようなことでございますので、やはりそういうデータももう一度精査してくださいというようにお願いをしているところです。それらがわかりました段階で検討してまいりたいと考えております。

それと、除去について個人家屋をも含めて補助の方向で検討したらどうかということでございますけれども、冒頭に申しましたように公共施設の中にもアスベスト製品が使用されている施設がございます。これはことしの7月末から8月にかけて設計図書あるいは仕様書等からアスベストの使用がされている施設をピックアップしていただき、その使用の状態について現場におきまして町の建築関係技師の黙視で確認をさせていただいたと。

そしてまた、使用されているという部分につきましては、どの程度含まれているのかという調査も実施させていただきました。先ほど、町長の答弁でも申されましたが、9つの施設で調査をさせていただきました。そのうち、いわゆる基準にありますアスベストの含有量1%以上含まれていると思われる施設が3カ所ございます。大体2%あるいは5%といった数値でございますが、3カ所ございます。現在、環境調査と申しまして、いわゆる空気中に浮遊をしているアスベスト繊維の密度といいますか、濃度といいますか、その調査を今実施させていただいております。答弁書を町長と協議、調整する中ではまだ着手しておりませんでしたので、今後実施する予定という答弁をいたしましたけれども、実は9日から調査に入らせていただいております。その調査は、約10日間で完了すると考えております。9つの施設すべてで調査をしております。含有量の基準以下の施設についても調査をしております。その結果は、早ければ年内に報告されると思っておりますので、その結果についてはまたしかるべき時期にご報告をしたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 12番議員！

12番議員 消防署の防じんマスクなんですけど、これは国の方の消防庁の方が各都道府県通じて配置することを言っておりますので、消防署だけじゃなくってやっぱり自警団の方でつくってはる消防団の方、広陵町の。そちらの方についてもやっぱり対応すべきだというふうに思いますので、重ねてこの点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに、町としてはアスベストの商店とか、あるいは工場とかないということなんですけど、例えば先ほど言いましたように前のたつみやさんの工場、あそこは外側の壁面はアスベスト材で建物をつくってはるんです。だから、そういうところがまだあるのではなかろうかというふうに思うんですが、そういうところについてやっぱり把握をして、やっぱりそれな

りの対応を相談していくと、所有者と。このことが大事だし、そういう情報を消防署にもや
っぱり周知しておく、ここの問題が大事だと思いますので、重ねてお願いしたいと思います。

それと、あとこのつつみやさん本当に小企業ですので、対応大変なんですけれども、ある
自治体では中小企業に対するそういう対策の費用に対する融資を利息補てんするとか、融資
枠設けるとか、そういう形で措置しているところも幾つかできてきておりますので、もしそ
ういような要望があればぜひこういう対応もするというで相談して進めていただきたい
いんですが、この点についてもお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 消防団についてのお話でございます。

早速、消防の役員会等で消防署の対応策と同様について協議をしてみたいというふう
に考えます。以上でございます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 商店、工場等々の調査についてご質問いただきましたけども、私の認識では
例えば野小屋、倉庫、あるいはそれ以外の倉庫にも波型スレートというのがよく使われてお
ります。あれも何%かのそういうものが含まれたアスベスト製品であると。ただ、固化され
ております、いわゆる固められて使用をしている建材がほとんどでございます。国が一番心
配してる、あるいは我々として一番心配をするのはいわゆる先ほど申しましたようにアスベ
スト含有の割合が7割、6割あるいは3割といったような、いわゆる骨材に直接吹きつけを
しているようなものがあるのかどうかと。これにつきましては、現在町内にはないというよ
うに考えております。その辺のところでもよろしくお聞きしたいと思います。

それと、つつみやさんのいわゆる中小企業ということでの融資の方法についても検討して
はどうかというご提案でございます。今後、その辺のところも研究をしながらつつみやさん
と十分相談してみたいと思いますので、よろしくお聞きします。

議 長 12番議員！

12番議員 では、介護保険について質問をさせていただきます。

2番目の青い鳥の方は寺前議員も項目を上げておりますので、2番目は寺前議員の方に譲
りたいと思います。

①番目の方なんですけども、これ中・長期財政計画、12月議会に出すっておっしゃって
いただいてたと思うんですけども、その辺が出てきてないんです。そういう中で、介護保
険の方だけじゃないんですけども、行革の中ではこの5年間、6年間ですか、22年度まで

に合わせて10億円ほどの経費削減をするという計画だけが出てるんですけども、これはどこまで削減するのが妥当なのかとか、そういう計画がない中でこういう行革審の10億円の削減が出てくるのは、私はとても考え方として理解しにくいんですが、そういう計画があって初めて例えば介護保険の方に一般会計からこれだけぐらいは頑張れるという数字が出てくると思うんです。私は、一方的な、大変一方的な試算なんですけども、3年目には4,000円余りになると、保険料、そういう試算が出てくる見通しなんで、1,500円の値上げなるんです、1カ月に。そうすると、本当に大きい値上げになるので、例えば1年目は3,000円にして、2年目が3,500円にして、3年目はもうやむを得ず涙をのんで4,000円の予定どおりにするというところに試算いたしましたら、大体従前の経験からも9,000万円ぐらいでできるんです。ですので、それは私の試算ですからもうちょっと小幅になってもやむを得ないと思うんですけども、そういう具体的な数字を検討していく時期だと思うんですが、再度その点。

それからもう一つは、山田議員が質問の中で施設への人が行くのはもう避けられないというて、もう抑えることはできないということをおっしゃっていましたがけれども、しかし例えば長野県の泰阜村では在宅が本当に多いんです。そうすると、医療費も少なくなるし、介護保険の施設の方も少なくなるんですけど、これはなぜ実現できてるかというのと、例えば在宅を推進するために十分なサービスするんです。それで、人数非常に少ないんですけど、10人ぐらいが100万円以上在宅でサービスやってるんです。介護保険だったら大幅に出してまいりますので、それ全額自己負担だったら施設へ入らなきゃしょうがない。だけれども、その出た分については小さい村ですが、全額村の方が負担していくということで頑張った結果、在宅がふえて医療費はもう県でも一番少なく抑えられているというような状況があるそうなんです。ですから、在宅へ誘導するということは町の施策によってできるし、そういう中で介護保険料も国保料も値下げすることができると思うんですけども、例えばそういう施策あるいは一般会計での対策、例えば軽度のところを町独自の物差しをつくって、それでヘルパー派遣したり、デイサービスしたり、そういう対策してるところもあるんです。ですから、保険料を値上げしないためのやっぱり具体的な施策を今早急につくるべきだと思うんですけども、この点がお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、施設に関する問題で介護保険の策定委員会の2回目のときに出していただいたというか、提出された資料なんですけれども、この中で施設整備、有料老人ホーム等サービスに関する考察というところで、既存施設が大和園、竹取の丘、グリーンプラザ南郷

がありまして、実質的には南4丁目のエリシオン真美ヶ丘が承認するという事になれば、もう大体ほぼ施設は充足するというので、今2件ほど要望があるらしいんですけど、サニーライフ奈良と何とかコーポレーションかな、違う、違う、ちょっとごめんなさい、何かあるそうなんですけど、資料によりますと。そういうところについてはもう基盤整備が十分なので、これ以上は人口規模に比して過大なサービス提供基盤だと言わざるを得ない状況ということを書いてあるんですが、古寺の方に老健施設が建つということもこの前も町長からもお聞きしたんですけども、そしたらその位置づけはどうなのか。私もお聞きしたときには策定委員会の方ではわからないと、把握してないということだったんですが、それだけ許可するととても特例的なだれもが推測するような状況ができてしまうと思うんですが、これについては全協での説明も全然ない中で、ほかの場合はいろいろ最近本当に情報開示というか、事前にいろんなミキハウスのこともこういう経過ですよとか、いろいろと今度店が、店舗が来ますよとか、いろいろ情報公開していただいていたなと思ってるんですが、なぜその古寺の方についてはご説明いただけていないのか、その実態についてと考え方についてもお聞きしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ご質問いただきましたことにお答えを申し上げます。

まず、保険料の緩和の件でございます。これにつきましては、現在保険料が月額基準額が2,500円、これが4,000円程度ということで1.6倍というふうなことでございます。全国的に見ますと、全国平均が3,300円、これが4,300円と1.3倍の基準になっていくと。我々も非常に、1.6倍ということで非常に危惧しておるわけでございますけども、近隣の市町村にいろいろと確認をいたしましたら、近隣の市町村もやはり4,000円程度の保険料になるというふうな状況の情報を得ておるところでございます。それで、我々といたしましても2期のときに準備基金を活用して保険料を引き下げをさせていただいたわけでございます。しかし、今回の補正予算でも申し上げましたように、基金がもう全くゼロというふうな状況になると。これが活用できないということで、非常に残念に思っておるわけでございます。それで、山田議員に申し上げましたように保険料の段階を、ここで今ホテルコストのところ負担の6段階になっております。当然、国の方も6段階以上の段階を持ちなさいということでございます。そういう段階の内容の中で低所得者にできるだけ引き上げ幅を低くし、所得のある人に少々お願いをしながら高額な保険料をお支払いしていただくというふうなことでおるわけでございます。

ご存じのように、第1階層につきましては保険料の基準額の2分の1を負担していただいております。一番高い人が保険料の1.5倍というふうなことでございます。この辺の調整をして考えていきたいと。これは策定委員会の中でいろいろとご審議していただきたいと、このように思っています。

おっしゃいました一般会計からの繰り入れということでございます。これが介護保険法の制度の中では国の3原則というふうなことで、一般財源の繰り入れということが法的に認められていないということで、我々も非常に厳しい状況になっておるわけでございます。しかし、保険給付の算定の中ではやはり3年間で40億円と。これはもうどうしても変えることのできない、そして被保数の伸びを見ましてどうしても4,000円というふうなことでなってくるので、保険料の段階を細分化してお願いするしかない。

おっしゃってました各年度ごとに保険料を設定してはというふうなことでございますが、今介護保険法の中ではそういうような設定はなされてない。あくまでも介護保険の考え方としては3年間で保険料を設定する。1年目については一応黒字の出るような保険料になるわけで、2年目がプラマイゼロと、3年目はやはり厳しい状況でマイナス、だから1年目の黒字をもって、そして赤字のならないような設定というふうなことでございますが、その点だけご理解をお願いしたいと思えます。

それと、いろいろな介護保険以外の一般会計の施策というふうなことでおっしゃっておられます。いろいろな市町村でされておるわけでございます。本町におきましてもいろいろな施策をしてまいりました。食の自立とか、それから緊急通報の体制、軽度生活支援、筋力トレーニング、家具転倒防止の事業等、他の市町村にない事業もしてきているわけでございます。今後もそういうことについては地域支援事業という新たな事業がございますので、その中で保険給付が伸びないように進めてまいりたい。そして、第4期にはそれほどの上がらないような保険料を設定していきたいと。やはり持続する制度でなければならないというふうにご考えておりますので、またいろいろとご意見がございましたらお申し出いただきましてご協議させていただきたいと思えますので、どうかよろしく願いしときます。

施設の件につきましては、坂口議員の方に申しあげましたように、現在介護つき有料老人ホーム1件ございました。大日本印刷の件につきましては、町といたしましては今第3期の事業の中では同じ施設というふうなことで認めてはおらないというふうなことで回答はさせていただきます。

今、老健施設で2件の申請というんですか、申し出があります。それは古寺の地区のとこ

ると、それから大塚の方の地区もあります。これについて意見書を出してほしいというふうなことで再三申し入れがあるわけでございます。この施設につきましても住所地特例とかというふうなことでございまして、今後町といたしましても施設というものもやはり特別養護老人ホームについては非常に難しいですけれども、老健施設ということで必要な施設であろうというふうな認識はしております。こういうことにつきましても、次の策定委員会にでも内容は話をさせていただきたいと、このようには思っておるわけでございます。済みません。大日本土木の社員寮でございます。これにつきましては、同じ介護つき老人ホームでございますので、町としては今のところ受け入れはできませんというふうなことで回答させていただいておるわけでございます。そういうところでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 介護保険の策定委員会の方に出していただいた、あるいは説明していただいた中では特養もある、老健もある、デイケアハウスもある、有料老人ホームもできる、出そろったんでこれ以上は必要ないだろうということだったと思うんですけども、そういう点でやはり適切かどうかという判断は非常にきちとしないといけないわけですが、まだ施設も全体的には足りないと言われてる中で広陵町がどこまで受け入れるかということは、数字も出していただいてきちとしないといけないと思うんですけども、ただ古寺の方は大分工事というか、調査とか地盤の方進んできてるようなんですけども、全然全協でも説明会なかったですし、それと前も心配していたように、やっぱりこれこそ特区をつくって広陵町できちと判断できる、申請、そういうことの特区申請が今早急に必要だと思うんですけども、老健ばかりいっぱいできていってどうなのかという問題も出てくるんです。ですので、そういう点でとりわけこの1件はもうこれ以上有料老人ホームは要らないけど、あとはいいんだというのはとても整合性が合わないと思うんです。そういう点で再度簡単に結構ですので、お願いしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 あくまでも施設につきましては最終の許認可というのですか、これにつきましては県の方の判断になってくるわけでございます。県の計画に基づいてされるわけでありまして、今要望されてるところについて、そしたら広陵町が必要でないというふうなことの意見が出せるかどうかということになろうと思います。町としても、将来的に見ますとやはりそういう施設も必要になってくるだろうというふうな考え方でおるわけですが。ただ、第3期のときにそういう事業が出てくるというふうなことは、後半にそういうことが開設というふ

うなこともあり得るとは思いますけども、すぐにそういう施設が2施設もできるような現状ではないと。これは随時県の方でその内容、この中南部地区でどのような計画をしていくかというのは県の方で、今県の方もそういう施設の計画をされておるということでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 この件につきましては、前回も特区、稲城市のような規制する特区をつくったらどうかということで資料も町長の方にお持ちさせていただきましたし、町長の方も大変関心を示していただいていたと思いますので、やっぱりこの点について今再度きちっと検討していただきたいということを加えてお願いしておきたいと思います。

次、あと4とか5につきましてはちょっと省きます。

ただ、3の畿央大学の方なんですけど、住民の方も具体的な要望を持って話に入っておられるわけなんですけれども、ちょっと待ってね。そういう中で、畿央大学が健康増進法で全面的に敷地内を禁煙にした結果、周りでたばこを吸うようになったんです。それについては指導するとかいろいろ言っておられるんですけど、やっぱりこれは指導だけでは解決できないと思うんです。ですので、やはりこの点については一定の喫煙スペース設けられるような方法、それを検討してもらわなきゃいけないと思うんです。

それと、そしたら健康増進法に抵触するので、その辺はどうするかという、それをやめるかどうかということも含めてやってもらわなアカンし、それと北側の中3丁目の方の北側の出入り口については、基本的には生徒の出入り口想定したわけじゃないんです、自動車の出入り口として想定されてたんで、南の正門の方から生徒は入ってもらおうと、裏からは出入りさせない、これをきちっとやっぱり徹底してもらおうということが解決の一つの手かかりになるんです。

住民の方は、北側のところにガードマンを置いてほしいというふうに要望されてるんですけども、そういう要望をしていただきたいんですが、どうですか。そういうことをして初めて本当に安心できるまちづくりできるんですが、具体的ところで再度お願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 畿央大学の関連して質問をいただいております。

畿央大学の方でも当然地域の住民の方々のいわゆる要望に対してその都度対応をしていただいております。

先日、11月21日にも地元住民の方と大学側と話し合いを持たれておるわけでございます。この内容の中ではやはりバイクの騒音に対しての要望、そしてたばこ、喫煙に対する要

望、そしておっしゃっていただいております守衛室の設置、そういったものについても要望がなされております。特に、騒音につきましても早速大学側としてその旨生徒指導を、学生指導をやったというふうなことを言うておられます。そして、現在北側からいわゆるバイクについての駐車場への入り口があるんでございますけれども、来春から現在工事をやっておる関係で、専用駐輪場としては来春から東側からいわゆる設ける説明をしたというふうにも伺っております。

それから、たばこの問題につきましても学校内での喫煙を禁止したことから、そうしたことを要望が出ておるわけですがけれども、大学としても健康を保持する観点の学部という観点でも禁煙についての指導もやっておる。そして、たばこのポイ捨てなどは絶対にしないというふうな観点で、いわゆるマナーについて当然だという指導を行っていただいております。

そして、守衛室の設置に関しては、現在としては予定はないというふうな観点で聞いておりますけれども、来春の工事完成までの間、東門については学生指導の面からも通行が安定するまでの間、整理員を置くことも検討しておると。

議 長 12番議員！

12番議員 最後言いますけど、畿央大学が当初町に説明あった定員の870名か90名なんですけど、それをまたさらに学部を新しく設けて人数ふやすんです。そうすると、そういう学生がもっとふえてくる。そういう計画変更に対して町の方に相談なくされているという実態があるんですけども、そういう点についてもやっぱりきちっと計画変更の場合は町と相談してくれということをお願いしたいんですが、その点の認識と、それからさっき喫煙に対して北の方に警備員を置いて欲しい、この要望をしてくれるか、この2点だけお願いします。

議 長 助役！

助 役 ただいまのご質問の点につきましては、もう時間がございませんので、また委員会等機会を通じてご報告申し上げたいと思います。

議 長 しばらく休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

(A.M. 11:04 休憩)

(A.M. 11:17 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、山村君の発言を許します。

3番議員 3番山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

1年の世相をあらわすことしの漢字に「愛」が選ばれました。黒田清子さん、慶樹さんの結婚や愛・地球博、卓球の福原愛さんなどの活躍など明るい話題のほか、相次ぐ児童殺害事件で愛のある世の中をと願う声も含まれています。各地で子供を守る対策がとられているにもかかわらず、連続して幼いとうとい命が奪われる凶悪な事件が起きました。学校や地域で子供たちが安心して暮らせるよう、私たち大人が全力で取り組んでいかなければならないと思っております。私も、議員として大好きな広陵町で安心・安全なまちづくりを目指して全力で働いてまいりますので、町当局の皆様、先輩議員の皆様、どうかご指導をよろしくお願い申し上げます。

まず、1番目の小・中学生の薬教育についてでございますが、医薬品販売の規制緩和が進む中、学校薬剤師たちが小・中学校に出向いて出張授業を行い、じかに児童・生徒たちに薬の効果や副作用、薬の正しい使い方を教える薬教育を実施してはいかがでしょうか。

2番目に、広陵町の子育て支援についてお聞きします。

今、我が国においては子供を産み育てにくい社会が急速に進行しています。厚生労働省の統計によれば、2004年度の出生率は111万人、合計特殊出生率は過去最低だった前年に並ぶ1.29だったことがわかりました。小数点以下第4位まで見ると1.2888で前年の1.2905より低下しております。少子化対策を最優先課題に位置づける必要があります。その取り組みの視点としては、子供の幸せや子育ての安心が最優先で確保されるものでなければなりません。広陵町の子育て支援の取り組みについてお聞かせください。

また、町で実施している教育委員会、図書館、健康福祉課等それぞれが取り組んでくださっている子育て支援事業などの子育て情報を集めた冊子を作成して、母子手帳交付時に渡していただければ初めてご出産される方が子育てするのに役立つと思いますが、いかがでしょうか。

3番目に、内部障害者への理解と支援の取り組みについて質問いたします。

内部障害者とは、身体内部に障害を持つ人のことで、内臓機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けた人のことです。心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸の機能障害と人免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6つの障害があります。2001年8月の身体障害者・障害児実態調査によりますと、全国で約85万人、身体障害者全体の26.2%を占めて

います。広陵町でも253人の方がおられます。しかし、聴覚障害や視覚障害に比べて内部障害については社会的認知が低く、その言葉すら知られていないのが現状です。外見からはわからない、見えない障害であるゆえに、社会の無理解の中でさまざまな困難に直面しています。障害者用の駐車スペースを利用したら警備員から注意を受けたり、電車やバスの優先席に腰かけたら周囲から冷たい目で見られたり、誤解に基づくつらい思いを数多くの方が経験されています。

こうした現実を変えたいと、昨年4月に内部障害者、内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会を結成し、内部障害者の存在を視覚的に示すハート・プラスマーク、これがマークなんですけれども、身体内部を意味するハートマークに思いやりの心プラスを作成しました。人にやさしい、人がやさしい広陵町として広報紙へこのハート・プラスマークを掲載し、理解を呼びかけてはいかがでしょうか。

4番目に女性の健康支援センター開設についてですが、県立医大で本年4月から女性専門外来が開設しました。男性医師には訴えにくい、理解してもらえない女性特有の健康上の悩みや不安の軽減に助言し、病気の早期発見を図ることを目的に、女性健康相談窓口を設置してはいかがでしょうか。

厚生労働省は、17年度予算の中で生涯を通じた女性の健康支援を上げています。一家の太陽の存在である女性の健康は、家族の健康、地域の健康につながると思います。女性の健康相談、健康情報の発信拠点として女性の健康支援センターの開設をお願いします。

5番目に、食育条例の制定についてですが、本年6月に食育基本法が成立しました。この法律が制定された目的は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することにあります。世界一の長寿社会を実現してきた我が国では、その主な理由はバランスのよい日本型食生活によるものが大きいと考えられてきました。ところが、近年朝食を食べない子供は約20%で年々ふえています。大人の死因で多いのは生活習慣病、10%の子供が肥満、10代女性の70%がダイエット願望など、私たちの食生活はさまざまな問題を抱えています。

出雲市では、まだ全国でも数少ない食育のまちづくり条例を制定し、健康増進、地産地消、製造、流通、環境、生涯学習、学校教育、食文化などの幅広い分野で健康で豊かな生活をはぐくめるよう、食育の視点からの総合的なまちづくりの推進に取り組まれています。広陵町ではいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議 長 ただいま質問に対し、町長答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 答えを申し上げます。

大好きな広陵町というように申されまして、心にじんと来ました。郷土愛に燃えた山村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

答弁として、1番の小学生への薬教育は教育長がお答えをいたします。

2番の子育て支援についてでございますが、次世代育成支援対策推進法に基づき、さまざまな分野での子育て支援のための取り組みを集約した広陵町次世代育成支援行動計画を平成17年3月に策定いたしました。現在、延長保育、一時保育事業などの保育事業に加え、なかよし広場を目標年度に先行して行うなど、各種事業を総合的に実施しております。

また、21年度までの事業目標として掲げた休日保育事業、乳幼児健康支援一時預かり事業や地域子育て支援センター事業を新たに推進してまいります。

各課にまたがる子育て情報をまとめた冊子の作成につきましては、毎年事務事業の制度改正等が行われることから、改定に経費がかさむことが危惧されます。今後、次世代育成支援行動計画推進委員会で研究、検討してまいりますとともに、子育て支援情報の提供として必要な時期に必要な情報が得られるよう、広報での周知やホームページの充実などPRに努めてまいります。

3番の内部障害者への理解と支援をとということでございますが、答弁としてご提案の外見ではわからない内部障害、内部疾患者についてはハンディキャップのあるご本人及びご家族の気持ちにも配慮し、自発的な社会生活の中で認識されるように機会をとらえて広報紙への掲載も視野に入れてハート・プラスマークのPRを行ってまいりたいと考えます。

4番の女性の健康支援センター開設についてでございます。

女性の持つ健康問題は、思春期に始まり結婚、妊娠、出産、夫婦関係、更年期の悩み等々広範囲にわたります。広陵町では週2回の心の電話相談を初め保健師による随時の電話相談等の相談窓口を開設しており、相談内容によっては関係機関や町内婦人科医受診を勧奨するほか、奈良県が県立奈良病院で毎週水曜日午後予約制で実施しております女性保健医療相談の紹介や助産師職能団体の相談窓口等を情報提供しております。

有職女性については、男女雇用機会均等法に基づき厚生労働省委託による日本産婦人科医会の電話健康相談が行われています。

また、保健推進員71人を初めきょうまでに勤めていただいた方々に健康事業等の啓発にご協力をいただいているところであり、健康維持のための情報提供の推進を図っており、ご

提案いただきました女性の健康支援センター開設につきましては、今後関係機関と連携を取りながら研究してまいります。

5 番目でございます。食育条例の制定についてのご提案でございます。

食育の推進に当たっては、子供の成長に即した望ましい食事や学校給食での地産地消の実施のほか、町民全体の健康づくり、環境の整備等福祉、保健衛生、教育、農政、商工等関連する部門が役割を調整し、推進していく必要があります。

保健事業においては、母子保健事業の中で栄養相談への取り組み、成人の生活習慣病予防については今年度策定を行っております健康増進計画に位置づけ、バランスガイドの活用やボランティアによる啓発活動を推進していく予定でございます。

また、昨年度策定いたしました次世代育成支援行動計画の中でも食育の推進を掲げ、心身とも健全な児童の育成のため、家庭と連携して規則正しい食習慣の定着と児童自身が食生活の大切さについての認識を高める学習など、その取り組みを行ってまいり所存であります。

条例制定につきましては、現在国において食育推進基本計画検討委員会が食育基本計画案を策定中であり、この策定を受け、食育推進会議において平成18年3月末をめどに食育推進基本計画が決定される予定であります。国、県の基本計画をもとに、幅広い内容であります食育について関係部課による検討会等を設置して進めてまいります。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 山村議員の質問にお答えいたします。

小・中学生の薬教育についてでございます。

薬教育とは、自分で自分の体を守るために薬の正しい使い方、例えば薬の飲み合わせや薬の飲み方等を各小・中学校に出向き、児童や生徒たちにわかりやすく指導していくことと考えております。今後は、学校長や関係者にご相談し、例えば総合的な学習の時間を利用し健康教育の分野で医師、歯科医、薬剤師等にゲストティーチャーとしてお願いして実施したいと、このように考えております。以上でございます。

議 長 3 番議員！

3 番議員 1 番目の薬教育につきましては、もう早速実施していただけるとのお返事をいただき感謝しております。

愛知県で既にもう取り組まれているところがありまして、学校薬剤師がもう県内の1, 200 人の方々に配布して小・中学校での出張事業をそのテキストを活用されているそうです。

このテキストをもとに薬の目的を初め効果や副作用、さらにはたばこの有害性などをカラー
スライドを用いてわかりやすく開設されています。子供たちは、授業後の感想文に体にいい
薬も飲み過ぎると副作用が起こることがわかったとか、店で売っている風邪薬や頭痛薬にも
副作用があることにびっくりした。たばこの本当の怖さを知っておじいちゃんに吸うのをや
めてほしいなど強く思ったなど、率直な感想を寄せております。

この薬剤師会の副会長である薬を正しく服用するという事は、自分の体を本当に大事に
するという事、このことを子供たちに伝えたいとお話しされておりました、本当に子供た
ちの健康についても気軽に今薬局がふえまして手に入るという状況になっておりますので、
ぜひその副作用とか、また飲み方の指導を徹底していただければと思いますので、どうかよ
ろしくお願い申し上げます。

もうこれは本当に恥ずかしいようなお話なんですけど、実は我が家でそういうことが現実に
起こりまして、次男が体調が悪いということで市販の風邪薬をずっと飲み続けておりました、
余りにも長引くと思って血液検査を行いましたら筋肉破壊するような数値が出ているという
ことで、薬をやめて1週間後の血液検査を見たらびたっとやっぱりそういう症状がなくなっ
てたという事例も身近で感じておりますので、ぜひお取り組みをよろしくお願い申し上げま
す。

続きまして、2番目の子育て支援についてでございますが、町長が行っていただきました
ことしの施政方針にもありました乳幼児健康支援一時預かり事業の実施とか、また児童虐待
ネットワークの組織の立ち上げっていうのも入っておりましたが、どこまで進んでいるのか
お聞かせ願いたいと思います。

また、厚生委員会で視察に行かせていただいた長泉町でもそうでしたけれども、今子育て
とか、子供子育てに関する行政窓口を一本化する自治体が広がっています。松野議員の質問
にもありましたけれども、例えば東京の世田谷区では子供子育て支援策を全国的な取り組み
としてより強力的に実施できるよう区の各部に分散していた子供子育てに係る課を1カ所
に集め、子供家庭支援課、児童課、保育課からなる子供部を発足させた。この取り組みによ
って一つの事業を立ち上げるのに各課の調整がスムーズにいき、予算も一括して立案でき
るようになった。現在、区を挙げて推進しているのが世田谷区子供計画、出生前から青年期ま
で行政、地域、家庭にあって取り組むべき子供、子育ての支援策を総合的にまとめてある。
その取り組みの中で子供の出生前から授乳期にわたって助産師や保健師、ヘルパーなどが子
育て家庭に訪問し妊産婦の健康や子供への接し方などについても支援するのがさんさんサポ

一ト、訪問で虐待に気づいたら速やかに関係機関と調整することになっている。こうした取り組みも子供部の設立によってほとんどが部内の調整で実現することができたという取り組みもあります。いろんな課にわたっておりますので、相談される方もいろんなところに窓口で相談に行かないといけない場合もありますし、またせっかく町で取り組んでくださっていることが情報として部長同士とか、横の連携が取れてない場合もあったりとか、こういうことって本当にこれから検討していただけるように、またお願いしたいと思います。もう本当に事業の効率化とか、住民サービスの向上のためにまた今後ご検討をよろしく申し上げます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ご質問いただきました乳児健康支援一時預かりと、病後児保育というふうに我々は申し上げております。これにつきましては、今そういうニーズはないんですけども、近隣の市町村で、保育所の方で実施されておられるところで委託契約でお願いしたいと、このように考えておるわけでございます。

3月に次世代の行動計画策定いたしましたして、既に延長保育、今まで7時であったのを8時まで2つの園で実施しております。それから、一時保育につきましても現在1園で、私立でございまして、していただいております。緊急の場合には公立の保育所でも対応したいと、このようには思っておるわけでございます。

現在、いろいろな事業、各課にわたっておるわけでございます。いろいろ進めておるわけでございます。特に、児童虐待のネットワークというふうなことでご質問をいただきました。現在、健康福祉課におきまして要綱等を作成しております。近々早急にやはり組織づくりをしていきたいと。この辺のメンバーを、各今次世代の庁内の職員の会議がございまして、検討会がございまして、そこでも諮って早急に進めていきたいというふうな思いを持っております。18年度には新規事業としてそういう会議は絶対に開催したいと、このような思いで今進めておるところでございまして。

それから、いろいろと次世代のご質問をいただいております。子育て支援事業については非常に充実を求める声があるわけでございます。これをすべて行政で実施することは、財政的にも非常に負担が大きいというふうなことで、現在地域の子供は地域の宝というふうなことで、地域で子育てを支援していただきたいというふうな思いを持っております。高齢者の方につきましてはいろいろシルバー人材センターもございまして、そういうところで子育て支援の事業をお願いしたい。また、住民同士で子育てを助ける地域サポート、こういうふうな制度も考えていきたい。これにつきましても、地域の福祉の中核であ

ります社会福祉協議会、こういうところで支援スタッフのそういう人材センターというふうなものも設けております。こういうところでいろいろ協議しながら構築をしていきたいと、このように思っております。今後とも、議員の皆様のご協力もお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長 3番議員！

3番議員 済みません。今、本当に私がしていただきたいと思ってたこのファミリー・サポート・センター事業のことについて部長お答えして下さったんですけども、ぜひシルバー人材センターを活用している自治体も現にございます。この間の事件のときもいつもおばあちゃんが迎えに行ってたのに、その日はたまたまおばあちゃんの都合が悪くて迎えに行けなかったときに事件に遭われたっていうことあって、もう本当に悔やんでも悔やみ切れないう状態ですけど、そんなときにちょっと気軽に行ってっていう、頼めるところがあれば本当にいいのになって思っております。

また、ぜひ早急をお願いしたいのは、子育てをそうやって地域で応援して下さるボランティアっていうのを育成していただきたいと思っております。

社協にも登録されてる方もいらっしゃると思うんですけども、そのファミリーサポートを応援して下さる登録者が、もちろん有償にもなると思うんですけども、登録して下さる方が多ければ利用者のニーズにこたえやすくなると思うんです。ぜひ社協でそういうボランティアを育成していただけるまず支援ていうか、そういう政策を手を打っていただけたらって、早急に。そうやってして、みんなで、地域で子育てをしていただくと孤独な育児をなくして安心して子育てする社会をつくることができると思うんです。

人は心に不安を持っていると攻撃を生む。人に優しくしてもらおうと不安を乗り越えられる。優しい人のそばにいると人は優しくなれる。優しさは笑顔となる。お母さんの笑顔が一番だと思います。その笑顔をつくれる環境を広陵町でもぜひつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 健康福祉部参与！

健康福祉部参与 ボランティアにつきましては、ことしの4月に全戸配布のチラシを入れまして、募集を行いました。約30名の方がボランティアの申し込みをされまして、それぞれ必要の都度お願をしております。ただ、以前から町内にはそういうボランティアのグループがありますが、それぞれ横のつながりがございませんので、社協としましてはまずそういうグループの横のつながりをつくるためのまず組織づくりを今後していきたいというふうに考

えております。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 その連絡協議会の件なんだろうと思うんですが、もうこれは本当に私になったときからお願いしてると思います。今の松井局長の前からもお願いしてましたが、本当になかなかできないっていうのはなぜなのかなっていうのは自分の中で思っておりました。どうか早急にこういうことお願いしたいと思います。

3番目のハート・プラスマークのPRを取り組んでいただくということでありがとうございます。広報紙に掲載していただけるときに、できたら切り取ってそういう内部障害者の方がケースに入れて必要とされる方が掲示用として切り取って使っていただけるようにしていただけるような配慮がしていただけたらありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまのご質問でございます。

役所の窓口にもそういうマークの設置をして住民の心遣いを窓口から広げていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。

本当にいつも前向きに取り組んでいただきまして、ただなかなか前にもしていただいた耳マーク、このハート・プラスもなかなか認識が広がらないので、また広報紙にこういうマークはこういう意味で置かれてますということもご理解がいただけるように紹介をしていただけるようにご配慮をまたよろしく願いいたします。

本当に私たちも目で判断できなくても身体内部に障害を持って苦しんでいる人がいるっていうことを念頭に置いて行動していきたいと思っております。私たち自身もよく電車でペースメーカー埋め込んでの方がいらっしゃるので、携帯電話の電源をお切りくださいという放送が入りますけれども、ほんでそういうことにも配慮しながら私たち自身からもこの配慮をしていきたいと思っております。

続きまして、4番目の女性健康支援センターについてでございます。

私も、県立医大の女性専門外来に視察に行かせていただいたら大変本当に好評で、もうゆっくりと30分時間をとって先生がお話を聞いてくださるって。やっぱりこういうことってというのは大事なことなんだなって思います。

東京都の北区では、こういう自分の健康についての悩みや不安を女性がいつでも気軽に安

心して相談できる女性の健康支援センターを10月に設置されました。やっぱり婦人科疾患とか更年期障害、思春期、妊娠、避妊、産後の精神的な悩みなどの相談に女性の保健師が対応してくださって、電話相談とともに面接相談も月1回応じてくださっているそうです。また、このほか女性の婦人科医師などを講師に招いて女性の健康支援講演会を開催したり、健康づくりに役立つ情報を幅広く提供するなど女性の健康づくりをサポートしてくださっている状態があるんですけども、ぜひ今広陵町でもそうやって保健師さんとかが相談に応じてくださってるってお答えいただいたんですけども、やっぱりそういうこともぜひ啓発っていうか、こういういつでも相談に受け付けるんですよとか、ここに相談してくださいっていうことをまた住民の方に周知徹底していただけたらいいのになって思っております。

その女性の健康のことについてですが、今本当に日本人の死亡原因の1位はがんで、年間総志望者数のうち約3人に1人ががんでなくなっている計算になっている中でもまた近年増加しているのが乳がんなんです。広陵町でもマンモグラフィーの導入をさせていただいております。厚生労働省も今年度予算で女性の生涯を通じた健康支援策の一環として女性のがん緊急対策に62億円を計上して乳がんの発見に効果を発揮するマンモグラフィー、乳房エックス線検査の250台の緊急整備と撮影技師や読影医師養成のための研修、乳がん、子宮がん、骨粗しょう症検診の受診率向上のための啓発普及活動を推進していくようになっております。

広陵町のマンモグラフィー非常に好評だと聞いておりますが、受診状況はいかがでしょう。本当にその受けた方からわざわざお電話をいただいて、わかりにくい初期の小っちゃながんだったのを、触診ではわからなかったのをマンモで発見できたって、もう本当にこういうことを多くの方に受診を進めたいって、また言っていてくださいっていうことをお電話をいただいた事例もございます。検診の受診率アップとか、健康づくりの推進をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ご質問いただきました各いろいろな機関で女性の問題についての啓発、また相談業務が行われてます。広報等につきまして、いろいろな機関の周知をさせていただいて、ご利用していただくように努めてまいりたいと思ひます。

マンモグラフにつきましては、特に女性の乳がんにつきましては大変罹患率、死亡率も増加しているというふうな状況でございます。本町の場合は平成16年度に、これ山田議員の一般質問だったと思ひますけども、集団で他の市町村に先駆けて実施をさせていただきました。現在は、集団と個別のがん検診をさせていただいておるわけでございます。

受診率につきましては、現在集団につきましては6月の月に2回行いました。このときに148名の方が受診されました。11月にも2回しました。まだ実績数値は出ておりませんが、同じ人数ぐらいということで300人の女性が受診していただいたと思います。

それから、個別につきましては国保中央病院、それから平成記念病院、東朋香芝、3病院で個別で受診をしていただいております。現在、9月末で63名の方が個別で受診されたというふうな報告を受けております。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。本当に女性の笑顔の輝く広陵町を目指してお取り組みしていただきありがとうございます。今後もどうかよろしく申し上げます。

最後の食育条例のことですが、出雲市、本当に全国的にも珍しい食育を通してのまちづくりということで、今の議会で食育のまちづくり条例を制定されております。この取り組みの中で本当に食育のまちづくり、まず懇話会っていうのを開いてくださって、その委員さんたちとともに食育の取り組みについて話し合われております。もうさまざまな分野の方々が参加してくださって、いろんな角度からの食育についての取り組みを検討して下さっているって、やっぱり広陵町でも本当にこういう検討会、また懇話会などを設置して、今ご答弁いただいたように設置していただけるということですので、また推進をよろしく願いいたします。

広陵町では農業いきいき特区っていう、して農業の後継者の育成とか、また農業の振興について取り組まれるようになりました。やっぱり豊かな農地もあるこの広陵町で広陵町ならではの食育っていうのを推進していただけますようお願いして、もうご答弁は結構でございますが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で山村君の一般質問は終了いたしました。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午後1時30分から再開いたします。

(A.M. 11:55 休憩)

(P.M. 1:32 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、松浦君の発言を許します。

2番議員 議長のお許しをいただきまして、2番議員松浦敏信が質問させていただきます。

残りもうあと半月でことしも終わりになります。ところが、事件はまだまだ残っております。

す。

さて、最近テレビ、新聞紙上でトップニュースとして報道されている大きな話題、そして人々を不安に陥れていると。今もニュースでやっておりますように、姉齒一級建築士の偽造設計の問題、人の道から外れた非人道的な行為、このような状態を、状況をつくり上げた社会の仕組みを見るようで、これが現代の社会の実態をあらわしているように感じてなりません。

一級建築士登録で30万人の登録者がおる中で、耐震関係では1万人弱ということです。奈良県でも郡山、奈良市の方にも疑問視のある建物が出ております。1万人の耐震設計士の中に我が家の息子も1人入っております。今、それでかなり頑張っておるようなことでございます。このような事情への中で大事な大きな問題は、金に執着し、心は二の次の問題と軽んじられている現代、人の幸せの条件には第1に健康、第2に愛情、第3に経済です。この世の中は反対に経済が一番トップに来ております。人の幸せを踏みにじるようなこの現代の社会、その中に踏み込んでいるのがテレビニュースでも今やっておりますように悪徳業者は正直に、まじめに生きてる庶民の中へ土足のままで入り込み、物事の善悪を問われると何かと言いわけを掲げ責任の転嫁に努力する……その反面、一番困っているのはだれやと思います。住民の私たちです。

その中で、人生に夢を持ち、明るい楽しい家庭をはぐくもうとする、30年長いローンを組んだ人々の夢は一瞬に壊され、ああ、悲しいことだ。最終的には業者、国に責任を押しつけるように全国すべて国民に負担がかかってくる。政治家の本当に悪いところですよ。今後、このようなことを起こさないように、起きても補償のできるように頑張っていきたいと思えます。

これからの問題は青木議員が12日の質問に述べられたように、同じ考えで同感です。一方では広島、栃木、地元奈良県平群町、京都、女子小学生の殺人事件、こんな痛々しいことは二度と起こさしてはならない。罪は目的もなく、無差別に行われている。結果は精神情緒の不安を原因にした形で罪が終わっているように思えてなりません。このように人間関係が希薄になっている今の世の中に生きることには不安を感じています。

今まで前段を述べましたが、地元で発生している小さくて大変大きな問題としてお尋ねします。

1点目、ペット、犬、猫の飼い主に生活環境に対する住民への義務と心の持ち方、姿勢について。

要するに人の迷惑等を考えて動物を飼っているのか、町長はどのように感じますか。

第2点目、昼夜の異常騒音操業と産廃の放置、ビニール、マルチの野焼き、工場小屋からの漂う異臭についても対処する考えを。

昼夜作業のため安眠妨害であり、健康上の問題である。町の対応は行政からの指導があっても続けてその行為があった場合の対処は。

第3点目、行政における質問、依頼の対処のあり方。

住民の一人が今やグループの活動にその会が本当にスムーズに動くように、運ぶように土地の整地や道路補修の申請を町へ依頼をしても事に対する返答ははいはいと軽い、実行はなかなか重く、これは山村議員も先ほどの質問の中にもありましたが、やはり返事は軽いが実行力は本当に重いと。これが町行政かと町の姿勢に住民の間から落胆されている。町民からの税金をいただき行政が成り立っていく、町民の信頼回復に全力をお願いしたいと思いません。

これで第1問目の質問は終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、町長答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。

耐震偽装事件を初め昨今の事件などを述べられたわけですが、非常に残念な事犯でございます。松浦議員さんとともによき社会づくりに頑張っていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

まず初めのペット飼育、ふん等の処理についてでございますが、答弁はご質問の犬、猫等ペットに係るふんの始末につきましては、住民の方々から苦情の電話などがあることは現実でございます。そのことから、各公園や道路等の公共物において注意を促す立て看板の設置や再三にわたり町の広報紙による周知啓発を行っております。しかしながら、後を絶たないというのが現状でございますが、ビニール袋、スコップ等を持って散歩される方もふえていくことも事実です。しかし、そういうマナーを守られていない方々もいることは非常に残念であり、悲しいことであると思っております。引き続き、飼い主の方々に対し周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

2番の住宅街での騒音、悪臭でございます。

深夜作業による騒音の苦情に対しては、担当者が直接指導を行っていますが、当初は完全な対応をしていただけない状況でした。今は周辺の住民の方も直接面談をされ、深夜操業の停止や周辺環境の美化についても要請されて以降は徐々に改善されているようです。今後も

周辺住宅の迷惑とならないよう、適切な指導を図ってまいりますので、どうぞよろしく願
いいたします。

また、野焼きや悪臭対策についても広報紙等により周知を図っています。引き続き住みよ
い環境を築いていくため、日々努めてまいります。

3番でございます。行政における質問、依頼時の対処のあり方でございますが、各個人、
団体、グループからの行政に対する要望、質問、依頼につきましては、常に言葉遣いや態度
について相手の立場を尊重し、適切柔軟に対応するよう心得させておりますが、事業実現に
は幾多の問題解決が必要な場合も考えられますので、ご理解いただきたいと存じます。今後、
いろんな分野における多くのご要望に対し、公平、公正を念頭に優しさを持ってご相談申し
上げ、適切に対応するよう努めてまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 2番議員！

2番議員 どうもありがとうございました。

1番目のペットの飼い方でございますが、田んぼのあぜ道や人の家の玄関にふんをさせて
います。これは今町長の説明のあったように、町の方へもいろいろとあると思いますが、先
般笠地区の住民から苦情の訴えがあり、町の方へはたびたび電話を入れているが、何の対処
もないと言ってこられました。ところが、私の方からお願いして、これは町の職員さん早速
出向いてくれました。そして、立て看板を立てていただきました。ありがとうございます。
ところが、心のない散歩者というんか、犬の散歩する人がその看板を直ちに曲げるとい
うんか、壊してしまっ、私のお願いするのはそういう人に対するペナルティーというのはでき
ないと思うけども、それをやめさすというのは町民全体が啓発運動にしてはどうかと思
います。やはりそれ以上がない場合には、例えば飲酒運転でも30万円という罰金というこ
とで、かなり飲酒は減っております。そして、飲食店は困っていると思いますが、ほいで犬の方
に対して、またペットの飼い方について本当に心のない人がかなり多いです。先ほどもおっ
しゃったようにスコップと袋は持って歩いております。ところが、見てなかったらとって
る人は少ないです。ほいで、やはり新しい新興住宅には誤解されたいきませんが、やはり農
振地の方へかなり出向いてきて、そのままほうっていると。そやから、自分の家のぐるり
を犬の散歩に使ったらいいんですけども、そういうことは全然しなくて他人の迷惑は何も
してないということです。これに対して、また町の方から一つ啓発運動という形で考えて
いただけないでしょうか。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 松浦議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり、私も犬の散歩をすることがございます。大変悲しい、寂しい思いになることがございます。これから今までもそうでございますけれども、広報で再三啓発活動しております。また、ことしの夏にはこういう回覧で町内のご家庭に全戸に回覧をいただいて呼びかけております。今後もマナーの向上にうまく機能してもらえよう展開をしてみたいと思います。

あわせて、ご提案ありましたペナルティーについても検討してみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 2番議員！

2番議員 第2点目の昼夜操業の問題なんですけども、これは町へ申請をし、町の方からも行き、ところが11月26日に廃棄物汚染のところで段ボールが燃えて警察の調書もとっていただいて、そういう形がやはり犬と同様そういうことを再三指導を受けていても行う人がおります。これについても普通警察まで入っておりますので、その点また考えていただきたいと思えます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 正相地内における深夜操業、周辺の住民の方々から寄せられました要望書、町長に対して要望が出されてから担当者の方で再三現場を訪ね要請をしてみいました。ただいま松浦議員のお話の中にもありましたように、11月26日の朝にぼやが出て、いわゆるごみとかそういうものを敷地内に放置されておるという実態の中で、どうやら不審火ではないかということで警察が調査をされました。それを機として住民の方といわゆる事業者とが面談をされて住民の苦悩について事業者も理解が進んだということで、以後今日まで深夜の操業はなくなったということで住民の方も少し安心をいただいております。今後もそういうことのないように、住民の生活、健康に害することのないように担当として努めてまいりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

議 長 2番議員！

2番議員 3点の問題なんですけど、これは過去にも、先ほど山村議員の名前も上げましたが、答えは結構なんですけども、これからは住民の意見に対する要望、回答は実行のできるできないはかかわらず、事情説明を明確に依頼者に説明し、職員としてその場しのぎの答えではないように一つ考えていただきたいと思えます。

この私の3つの質問は、本当に地域の人たちが住民において大きな切ない訴えであるとい

うことをもう一度大きな声でお願いしておきます。終わります。

議長 以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

次に、乾君の発言を許します。

10番議員 山本議長のお許しを得て登壇しました10番乾浩之です。今回は、4項目12点の質問を通告しておきましたので、ご答弁よろしくをお願いします。

1項目めは、広陵町都市計画マスタープランに係る事柄です。

まず1点目、広陵町まちづくり、3つの目標として成熟都市、環境都市、生活都市の3つが記載されていますが、二兎を追うもの一兎を得ずのことわざにもありますように、また中学2年生の素朴な意見にもありましたような自然豊かな田園都市に目標を一つに設定されてはどうかと考えますが、町長のお考えを聞きたい。

次に2点目、私は平成16年4月に町会議員に当選させていただきました。それまでは町政のことや町からの広報に関心も少なく、勉強不足を強く反省しています現在です。2年前のことを聞くのは少し心苦しいのですが、2点目、平成15年に開催されました広陵町まちづくりの広聴会への出席者人数や公述者人数、それからまちづくりについて意見提出を求められたときの意見提出者人数を聞きたい。

3点目、平岡町長は町行政の基本理念として人にやさしい、人がやさしい元気なまちづくりをスローガンに日夜町政に取り組んでいます。その具体策の一つとして町広報紙や広報に記載した難しい行政用語については米印や括弧やその内容の要約、既刊の場合は広報何々号何ページなどを付記して発行する企画のあるかなしを聞きたい。

なお、スローガンに関連して長年設定されていた助役室がどんな理由でなくなったのかも聞きたい。

次に、2項目めの市街化調整区域における開発許可の審査基準の規制緩和に関しまして、1点目、県のパンフの4ページの都市計画法第34条の8号に幹線道路沿いの沿道サービスとの赤字の記載されていますが、広陵町内では何線の道路がこの幹線道路に該当するのですか。

2点目は、低次元の質問で恐縮ですが、広陵町での市街化区域と市街化調整区域のいわゆる線引きの基準のあらましを聞きたい。

3点目、県の基準外の地区50戸連たんになっていない本町での大場地区は何年待たなければならないのか。大場は江戸時代から各地区と同様に営々としてきょうまで生活している。法の平等性からいっても少数のものが夢の持てない、発展性の持てない規制に特例をつくり、

10戸連たん基準を下げたの窮状方策の考えの有無を聞きたい。

次に、3項目めの生活環境と自然環境に関する質問に移ります。

1点目は、河川の自然化に関するのですが、国の方針として河川の自然化について見直されてきています。洪水対策として直線化にし、早く水を流したい思いでセメントブロックによる護岸工事を推進してきたのを自然の川の状態にしていこうとされてきています。広陵町で管理している川は何川ですか。また、その川は都市下水路扱いになっているのかどうか聞きたい。

2点目、家庭のごみ処理、特に生ごみの分別、減量についての当局のお考えを聞きたい。

3点目は、広陵町は大体日に約30トンのごみを焼却しなければなりません。民間委託料金ではトン当たり約4万円、公共機関だと約2万5,000円です。1日につき45万円の差が出ます。1カ月で20日として900万円になります、1年間で約1億800万円の差が出てきます。新清掃センターでの焼却稼働までの民間と公共別の焼却計画立案時点からの計画を述べてください。

大分時間をとりましたが、最後の4項目め、地域の活性化に関しまして、もう少し時間をいただきます。

1点目は、日本全体が手遅れのため少子・高齢化社会が必ずやってきていますのに、専任大臣がやっとできたのと同様、今から町民の足の問題を真剣に考えてもらいたい。車社会で現代は便利で気軽に利用しているので、何一つ心配事はないが、地球温暖化、石油資源問題、高価につく車、エネルギー問題、人手不足などを考えて今から町民の足の対策を考えなければならぬと思いますが、その所見を聞きたい。

2点目は、1点目とよく似ている質問ですが、より具体的です。すなわち、町の都市計画マスタープランに陸の孤島化よりの脱出解消のための交通機関設立が計画のどこにも出ていないのはどんな理由からですか。

長々と質問させていただき、お聞き苦しくなってきたと思いますが、最後もう一つ残っています。最後の3点目は、地域の活性化のために重要になるものといえばその土地の独特の産物、景観、資源、住民の知恵を生かすことであり、次に自分らの暮らしを高めることと考えますが、その実現のためには情報が早く入る行政側が先見性豊かに手遅れにならないよう具体案や対策を出すべきで、他市町村の人々から住んでみたい町と願望されることが第2の要件です。交通問題対策研究所のその後の進捗状況を聞きたい。

関連事項として、現在日本じゅうで問題になっている耐震偽造、虚偽申請、アスベスト問

題は住民の安全生活に関係が深いものです。50日ほど前に建設会社の技術職員の数を水増しして県に書類を提出したとして社長ら3人が逮捕されたとの記事を新聞で知りましたが、広陵町ではこのような虚偽申請の疑いはないと思いますが、当局のチェック状況を聞きたい。

以上、4項目12点の質問、長時間にわたりましたのにご清聴に感謝申し上げます、壇上での質問を終わります。

議 長 ただいま質問に対し、町長答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま乾議員から12項目にわたる数多くのご質問をいただきました。順を追ってお答えをしたいと思います。

まず、広陵町都市計画マスタープランの策定に関してということでございます。

広陵町が将来にわたり活力ある持続的な成長を可能にしていくための目標であり、基本となる考え方を示しています。いずれも重要な取り組みであり、まちづくりの理念をもとに目標を掲げています。この目標を達成するには、目標の一つずつを信念を持って行うことが重要かと思われます。今後とも議員のご理解、ご協力をお願いいたします。

2番目でございますが、15年の公聴会、意見提出の参加人数を知りたいということでございますので、広陵町のマスタープランの作成に先立ちプラン案を広く住民の皆さんに聞いていただくため、公聴会を平成15年11月13日、午後7時からかぐや姫ホールで開催いたしました。当日の傍聴人はおられませんでした。公聴人1人でした。なお、素案の縦覧者は2名でした。出席の方はおられず残念ではありましたが、信任いただいたと判断をいたしています。

3番目、町政スローガンの具現策を問うということでございます。

私は、人にやさしい、人がやさしい元気なまちづくりをスローガンに全精力を掲げ、まちづくりに邁進しております。今回の都市計画マスタープランですが、11月22日の全員協議会でご説明したとおりでございます。このプランの基本的な考え方は、国の構造改革に伴って奈良県が市街化調整区域の規制緩和を本年1月から開始されたことにより、本町の都市計画のスタンスに合致すると判断したことから、一定の既存集落において住宅等の立地を認める都市計画法第34条第8号の3の導入を行うものであります。

また、これに伴いマスタープランにおいても一部計画を変更し、県道等の主要幹線沿いについては商業等が見込めることから、商業、サービス業立地地区と位置づけ、また今後大規模開発も考えられる区域として地区計画を検討する区域を定め、地区計画の中でも特に早急なる開発が見込まれる地域については、土地利用転換誘導区域と位置づけ取り組んでいこう

というものです。このマスタープランに基づき、広陵町を元気ある元気な町にと考えております。

もちろん今後も優良な農地、農業地等の保全政策を行うことは言うまでもございません。これからも、地域の実情に応じた保全と活用のめり張りある土地利用政策の運用を図ってまいる所存であります。

ご質問の中にもありましたが、ご質問いただきましたことはできれば事前通告を願えれば町の方針もしっかりと説明できますので、よろしくお願ひしたいと思います。

特に、この広報紙をさらに詳しくという事項もございました。私は、親しみのある広報にと、また一人でも多くの方がお読みをいただこうとコミュニケーションの取ることを願っているものでございます。議員おっしゃるように、さらに詳しい広報紙に努めてまいりたいと思います。

また、助役室を大部屋にしたということもおっしゃっておられました。このことも書いてありません。職員と身近な職務を願うということ、大きな意味を持っておるわけでございます。私も、職員とともに仕事をしたり、そんな職場で頑張っていきたいと思っているところでございます。部屋から出ることが皆さんとともに開かれた事務作業が進めるものと確信をしているものでございます。

次に、市街化調整区域における開発許可の審査基準の規制緩和に関して県のパンフ等のごとでございます。

幹線道路という意味のごとでございますが、国道、主要県道またはこれらに準ずるものとして知事が認めた道路となっており、本町の場合は県道大和高田斑鳩線、県道桜井田原本王寺線と中和幹線が該当します。

次に、広陵町の線引きでそれぞれの基準を知りたいということでございます。

広陵町の都市計画法第34条第8号の3の計画は、奈良県の条例に基づいて策定しています。線引きの基準については5つの要件があります。要件1は、建築物の敷地相互間の距離が原則として50メートル以内で、おおむね50以上の建築物が連たんしている区域であること。要件2は、建築物の敷地の面積がおおむね3分の1以上集積している区域であること。要件3は、新たに道路の整備が必要でない区域であること。要件4は、新たに排水施設の整備が必要でない区域であること。要件5は、農用地等のような土地を含まない区域であること。これらのすべての要件を満たす区域のうち、市町村長の申し出に基づき知事が指定する区域となっており、来年4月より施行する予定で作業を進めています。

次に、2番の3でございます。県の基準外、50戸連たんでありますが、地域は何年待たねばならないのか、こういう質問でございます。

さきの質問2でお答えしたように、すべての要件を満たし、知事が指定する区域です。しかしながら、今後において要件が満たされる変化が起きた場合は、区域の見直しは随時行うことが可能となっております。ご質問の区域は大場地区の区域と推察いたしますが、この区域は将来において区域ぐるみで土地利用計画をすることによって今までにない利用が見込まれる可能性が高い区域であることは明確であります。夢のあるプランづくりを区域の方たちとともにつくっていきたいと思っています。

次は3-1であります。生活環境と自然環境に関して、河川の自然化について、町に管理している河川は、そして都市下水路扱いにしているなど問われたものでございます。

答弁1、町で管理している河川は、次の6つの準用河川です。町としては、管理上萱野川、不毛田川、佐味田川、南郷川、笠川、広瀬川と呼んでいます。準用河川についても都市下水路と同じ治水機能を有しているのは言うまでもありませんが、下水道法で言う都市下水路の指定は主として市街地における雨水を排除するために地方公共団体が管理している下水道で、馬見都市下水路と箸尾都市下水路の2カ所です。河川の管理については準用河川、都市下水路、その他地籍図上で確認される水路も町の管理となります。

3-2でございます。家庭のごみ処理について、ごみの分別、減量についてでございます。

ごみの分別減量につきましては、さきにごみ減量化推進のための地区別学習会を実施し、ごみの分別に対する意識の向上に取り組みましたが、さらに効果を高めていくために現在職員が各地域のリサイクルステーションに出向き、再度減量と分別の徹底を住民の方々に直接お願いする活動を展開中でございます。今後も引き続きごみの分別と減量に対し、努力をしまいたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、3-3でございますが、1日30トンのごみの焼却の計画についてということでございますが、議員諸氏には焼却炉停止後のごみ処理につきましては、それぞれの立場においてご尽力を賜り厚く感謝を申し上げます。乾議員にもお力添えをしていただきました。まことにありがとうございます。

ご質問のごみ処理計画につきましては、当初近隣市町での処理を約3分の2、民間業者での処理を3分の1と見込み計画しておりましたが、近隣市町との協議の結果、現在では近隣市町と民間との処理量は約2分の1ずつという状況になっております。1月からは樫原市にも処理をお願いいたすこととなっておりますので、一般家庭からの収集可能ごみはほぼ全量

近隣市町に処理をお願いすることができます。今後もごみ処理費用を勘案しながら近隣市町との協議を積極的に重ね、ごみ減量や経費の節減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域の活性化に関してでございます。少子・高齢化社会到来必然、今から町民の足の問題を真剣に考える具体策はどうかというご質問でございます。

少子・高齢化社会の到来により、町民一人一人から不安なく日常生活を送る体制づくりは重要課題であります。とりわけ地域福祉の充実を考えたとき、子供や高齢者、障害者を含め、すべての住民にとって住みよいまちづくりを進めるため、公共輸送機関や町民利用施設改善などに配慮した安全な居住環境の整備を図る必要があります。特に、町民の移動手段につきましては、公共交通システムについてご指摘をいただいておりますが、これまでも答申申し上げますとおり、奈良交通の廃止路線が期待できない状況で、今後の生活交通の確保策としてはコミュニティバスや乗り合いタクシーの運行形態について、実施団体の実態把握に努めているところでございます。

こうした中、実現には多額の費用を伴いますので、今回まちづくり交付金対策事業である広陵東部地区都市再生整備計画関連補助事業として調査研究費を要望しているところであります。

次に、地域の活性化に関しての2番でございます。町の都市計画プランに交通機関問題が計画されていないが、具体案はというお尋ねでございます。

広陵町都市計画マスタープランでは、土地利用、鉄道、幹線道路、生活道路等の整備として計画されています。交通機関の問題としては、まちづくりの課題として交通機能の向上、これは公共交通機能、そして道路網、そして歩行者、さらに自転車環境を意味します。公共交通対策と道路対策を総合的に行い、交通機能の向上を目指しています。

次に、4-3でございますが、地域活性化で重要になるものは、自分たちの暮らしを高めることと考えますが、その実現のために行政側が先見性豊かに手遅れにならないような具体案や対策を出すべきだというご質問でございます。

回答として、地域の特性を生かしたまちづくり実現のために、行政が先見性豊かであらねばとのご意見をいただいておりますが、私のスローガンであります「人にやさしい人がやさしいまちづくり」は、まさに美しい生活空間の創造としての市街地環境の整備、緑地環境の保全、良好な住宅の建設など、さらには快適生活環境の形成としての総合的な交通基盤の整備並びに下水道、ごみ施設を初めとする環境に優しい生活環境の整備などに重点的に取り組むことが必要であると認識しております。

そして、日常生活における住民の安心感の創出であります。福祉政策の展開に当たっては、個人、家庭、地域、企業、行政すべての人々が共通の思いを持って町をよくしていこうとする相互に協力し合うことを前提に、高齢者や障害者の介護支援の強化を図るとともに、健康で就労や趣味の提供など生きがい対策など充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

ご質問をその場でいただいたこと十分答えてないところがあります。今初めて聞かせていただいた事項も多くありますが、これからできたら質問事項の中に加えていただくように、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 10番議員！

10番議員 いろいろありがとうございました、答弁。

今、質問の通告書の中に私も具体的に余り詳しく書いてなかったから、それは失礼いたしました。今後はもうちょっと詳しく書いてまたやっていきたいと思ひます。いろいろな即答で書いてなかった点でいろいろ質問答えていただきありがとうございました。

私は、一番最後に聞きたいのは、マスタープランの件ですねけれども、行政用語がわからないと、わかりにくいという住民の声を聞いたから、もうちょっとその辺は詳しく今後やっていくということで、またよろしくお願ひしておきます。

それで、それと3番目の生活環境、自然環境に関してですけど、ごみ処理の件ですけども、今町長が答弁してくれはったように、来年からはもう民間企業なくして市町村に皆持っていくという答弁した、そのとおりですか。もう民間には一切持っていくないんですか。それは違うんかな。ちょっとその辺お願ひしますわ。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 乾議員のごみの処理についての質問にお答をいたします。

町長の答弁も申しましたように、広陵町、3番目ですね。3番目ですね。

議 長 もう2番はよろしいな。

住民生活部長 改めまして乾議員のご質問にお答をいたします。

当初、町で考えておりましたのは、他の市町村にお願いできるごみというのは一般家庭からの収集した可燃ごみということで周辺の自治体と協議をしてまいりました。可燃ごみの中にいわゆる事業系一般廃棄物ということで各事業所の一廃系、いわゆる許可業者が収集をされて現在の清掃センターへ持ち込んでおられるごみもございませう、可燃ごみがあるわけです。また、町内の事業所の中からいわゆる可燃ごみということで持ち込みをされているごみもご

ございます。これらにつきましては、周辺の自治体では絶対に受けられないというのが基本にございます。

その量の比率を申しますと、町が各家庭から収集させていただいている量というのは、大体可燃ごみ全体の3分の2でございます。そして、周辺へお願いできない可燃ごみということで、約3分の1あると。過去において広陵町も周辺の自治体から依頼を受けて処理させていただいておったのは、いわゆる一般家庭からの可燃ごみということで対応してきたものでございます。市町村間の協定の中でそういうことが一般的に収集したごみということで取り扱っておりますので、その辺のところを一つご理解をいただきたいと思っております。

ですから、具体的な数字、過去の数字を例にとって申しますと、可燃ごみが年間7,500トンあると。1年間で広陵町の可燃ごみが7,500トンあるとすれば、いわゆる一般家庭からの収集可燃ごみは5,000トンというご理解でいいかと思っております。それで、この5,000トンについて周辺の自治体をお願いをするというのが町の姿勢であり、今まで周辺自治体と協議を重ねてきた基礎の数字でございます。

先ほど、町長答弁いたしましたように、18年1月から樫原市も受けていただけるということになりましたので、いろいろとお世話いただきました結果そうになりましたので、ほぼ一般家庭からの収集ごみは周辺の自治体で処理をお願いできる数字になったということでございます。以上、よろしく願いいたします。

議 長 助役！

助 役 先ほど、用語の点でご意見をちょうだいいたしました。広報やいろんな資料で難しい言葉を使っているという点につきましては、十分わかりやすい小学生5、6年生でも理解できる言葉を用いて資料をつくるというふうに心がけておりますが、議員ご指摘のようにまだまだ難しく表現している部分もありますので、今後全庁的に見直しをいたしまして、わかりやすい言葉に編集するように努力いたしたいと思っております。よろしく願いを申し上げます。

議 長 10番議員！

10番議員 ありがとうございます。

それと、この前ですねけど、来年からは今まで町内でごみをとってもうててんけども、何か来年からはもう産廃扱いになってとってもらえないという保育園の方からちょっとそういうことを聞きましたから、それはもう全部がそういうぐあいになっていくんか、ちょっと吉村部長の方にもちょっと確認しましてんけども、その辺をここでちょっと皆さんにわかってもらうような説明もうたらどうですやろ。よろしく。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 関連ということで乾議員からここでお話をいただきました。

あの後、いろいろ協議をしております、今全議員さんの前で発表できる段階まで協議が調っておりません。担当者の方に確認をしまして、広陵町の各保育園の実態について十分精査をした上で対応を決めるべきであるということで、清掃センターの職員の方とも協議をしているところですので、いましばらく結論はお待ちいただきたいと思います。

議 長 10番議員！

10番議員 よろしくお願ひしときます。

それで、最後に地域活性化に関しまして、私は毎回バスのことを毎回言わせてもうてるんですけども、この前桜井市の方にバスの交通の方でエヌシーバスですか、桜井の方も巡回バスを走らせてるということを知ったから、一回うちらも勉強しにいこうということで寄せてもらったら、こういうバス対策プロジェクト最終報告、バス交通再生計画書ですか、こういう分厚い本で研究、桜井市はしてはりました。ほんで、飛鳥の方と桜井かな、それが今やってるということで、私もまだこの前行ったばっかしで、今後ともまた理事者側の方もまた行っている勉強していただいていったらいいかなと。それぐらいですねけど、よろしくお願ひしときます。

議 長 総務部長！

総務部長 桜井市の実態をご研修いただきましてありがとうございます。私ども事務者レベルでも、桜井市の10月の運行と同時に今お持ちの資料と同様の資料を手元しております。そんな中で、今回は東部地区のまちづくり交付金事業ということで、これらの再生計画書の作成する準備費というふうな形で要望をしておるわけでございます。桜井市の実行に当たっては、自動車事故の対策費補助金交付要綱というものを活用をなさって、そして実現に向かわれたというふうに関及しております。これは1,000万円の補助金が2カ年にわたって交付されると。それ以降は補助金がないわけでございますけれども、そういったことで実施に踏み切られたことであるということでもあります。私どもの方も、引き続きこれら再生計画というふうな調書を作成すべく準備費の要望に努めておるところでございます。また、追って具体的にそうした採択がなりましたら予算に計上させていただきたいというふうに思っております。以上です。

議 長 10番議員！

10番議員 それで最後に、また最後になるんですけど、それは関連事項として私この質問要

綱のそこには入れてませんでしてんけども、現在日本では耐震の偽造、虚偽申請、アスベスト問題ということで、町長そのことに対してはまだ答えていただきませんでしてんけども、町としてはそういう今のこの清掃センターの件に関しましてでも構造上の計算ですか、それはちゃんと行われているかというのも、またこれ今後また調べていかなん件と思うよ。

大阪市の方ではそういう構造再計算費用を助成ということで、何か大阪市の方は何か発表してやってるらしいですわ。ほんで、抜き打ち構造計算書、抜き打ち検査ですか、そういうこともするというてきょう新聞にこういうような発表をしてましたから、また町の方もまた、国の方もこういうことで動いてると思うねけど、まだ町もそんなんまだこれからやっていく段階やと思いますねけども、そういうこともあるということで。

町内業者にしてもこの虚偽申請をしてる業者がないと思うんですけども、そういうチェックは町の方はどういう形でやっておられるのか、それをお願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

清掃センターの関連でご心配いただいているんだと思うんですが、清掃センターの場合をとりますと、いわゆる今世間で話題になっております、その名前は一緒じゃないんですけども、民間の方に確認申請を出しているという現実です。法的に認められたその会社に株式会社栗本がそこへ委託しているという形になっております。その会社自体のチェックといたしますか、内容については私どもの方も申請をどこに出してるんだという調べはいたしておりまして、株式会社国際確認検査センターですか、そういう会社に確認申請を持っていったということでございます。その会社の内容につきましては、いわゆる全国を拠点にした会社ですので、相当大きな組織の会社というふうに認識しております。ただ、そこがちゃんとやってるのかという問題につきましては、それをどうチェックしてるのかということにつきましては、職員の中にも一級建築士はいるわけなんですけども、その職員の中でそういういわゆる構造計算ですとかというチェックまでするのはもう不可能だということで判断しておりますが、今テレビとか新聞で盛んに言っておられる中で、先ほど議員さんのお話にもありましたように、国の方で対策を今考えているということも視野に入れまして、そういう国の対策の方策を待っているいろいろこちらの方もチェックしていきたいというふうに思います。

それと、2つ目の虚偽申請の分で広陵町はどうやってるかという部分でありますけども、たしか10月ごろでしたか、虚偽の申請をされて県内の業者の社長が逮捕された。たしかあれは中の技術職員の数をごまかして申請、経審の点数を上げるために申請されたということで

虚偽の申請で逮捕されたという記事が載っておりました。我々もそういう情報は総務課の担当を通じて毎日のように情報もとっております。それで、町内の方がどうなってるかということにつきましては、いわゆる虚偽であるかどうかの確認につきましては、広陵町には私自身は自信を持っておる部分はあるわけなんです、それはマニュアルにない部分のといいますが、例えば保険証を別に提示させているとか、またはその現場においていわゆる現場代理人がちゃんと常駐しているかと。職員が行ったときに何時何分に行ったときには現場代理人が確かにいたとか、いなかったら理由はどうだとかというのもこの一つ一つの現場において確認いたしております。ではあります、今後ともそういうことのないように厳しくチェックしていくという姿勢でやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 ありがとうございます。

私どもの質問を終わります。

議 長 以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

2時40分から再開いたします。

(P.M. 2 : 33 休憩)

(P.M. 2 : 46 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、寺前君の発言を許します。

6番議員 それでは、一般質問をさせていただきます。最後になりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず最初に、地方自治を取り巻く状況という点についていえば、非常に厳しいという認識は理事者側とも共有しているところであります。そのもとに行政改革推進委員会が設置され、中間報告を私たちももらったわけですが、この内容も非常に厳しい状況が報告されています。こういう内容について、委員の方々は本当に真剣に議論をしていただいたと思うわけですが、より多くの住民の方々の参加のもとにこの広陵町あるいは自治体を取り巻く環境の悪化に対する認識を共有していくことが今必要だと思いますし、そのことが求められていると思います。そういう点で言えば、予算編成のあり方、あるいはまた各種広陵町の企画立案における住民参加のあり方など、まちづくりの問題がこれほど鋭く問われているこ

とはないのではないかと思います。

そういう点で言えば、職員の能力を最大限に発揮させるという点について、欠かせない事態になっていると思います。今、職員の削減あるいは給料の削減など非常に厳しい環境に置かれているわけですが、住民から見ると本当に頼りになる公務員だと、全体の奉仕者として広陵町の職員が一生懸命にやっていると、このことの評価を求めることも必要であり、そのためには職員の力を最大限能力発揮させるという点で言えば、女性も男性も管理者も、いわゆる入職した初めての方々も含めてお茶くみやその他の雑用についてはみんながやっていると、こういうことも真剣に早速実践してやっていかなきゃならない課題だと思います。そのことによって、本当に住民から信頼される公務員の姿を住民に発揮させていく。専門性を持って企画立案をすることによって本当に頼もしい公務員として認められ、また公務員のこの仕事は民間の言う企画立案は利潤を求める企画立案であります。しかし、公務員の場合には利潤を求めない、住民にサービスを提供するための企画立案であり、誇りを持った仕事として取り組むことができると思います。そういう点で、職員の力を最大限に発揮させる、民間に通用しないということを言わせない、このように状況をつくっていくことが求められると思います。

そういうような状況の中で、議会においても議員がそれぞれの力を発揮し、住民に依拠した活動を一層強める必要があるというように思います。そういう点で、毎回私たちは委員会の視察をし、あるいは政務調査費を使わせていただいてここでその問題を取り上げて報告するわけですが、特に委員会の視察に当たっての理事者側の態度については一層改めていただくと。これは委員会の費用を使って行くわけですから、公式に行く問題についてはきちっと委員長報告がなされる。それに対しては検討する結果の回答を寄せていただく、こういうことも必要だと思います。もちろんそれは正式の回答じゃなくて感想やその他でいいですけども、きちっと議会が視察した内容に対して理事者等がどうその問題に対して認識を持っているのか、少なくともその表明は必要であるというように思います。これも委員会の視察が本当に議会がむだなことで終わらない、そのための大切な双方向の意思疎通の姿だと思いますので、特によろしくお願いをしたいと思います。

また、職員のところの問題は、地方分権一括法の改正によって地方自治法第1条の2が新たに設けられ、地方公共団体は住民の福祉の推進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に資する役割を広く担うものであると。こういう点についてはかつてこの議会でも一般質問をさせていただいた中身であります。

また、第2項では国がやる仕事というのはその概要を規定されており、自治体は住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、地方公共団体との間で適切に役割を分担することとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなきゃならない、これは国の責務、また地方自治体の仕事だということで考えられています。私は、今この問題言うのも次の一般質問にかかわる問題として関係するところも出てきますので、まず最初に指摘をして、このことの認識を深めるという立場から一般質問をさせていただきたいと思います。

それでは第1に、学校給食への地場農産物利用についてであります。

これは先日委員長報告があったとおり、総務委員会で視察を行ってまいりました。そういう中で、委員長報告に対しての中身を参考にして答弁していただくということでもあります。

第2として、本町も数種類の野菜を納入し、取り組みを始めているわけですが、実施計画についてどのように考えておられるのかという問題であります。

また、実施計画とともにいわゆる総合的なプラン、最終的な目標を本町でどう考えておられるのかと。この地場産品を活用した農産物の問題に対する総合的な考え方をやっぱり立案しなきゃならない。当面の実施計画を一步進んでいるわけですが、このことも必要であります。また、米の利用についてもどうかという問題であります。

その次に、仕入れ価格はどうなっているかという問題、また納入業者との話し合い、あるいは食育教育との関連でどんな方針で臨むのかと、これも総合的な考え方になろうと思います。

2番目に、古寺町営住宅についてであります。

これは古寺町営住宅に限らないわけですが、耐震審査の問題について公共施設については国の通達以降行っていると思いますけれども、お聞きしたいと思います。

また、集会所の入居者の声を反映させてつくっていくというのは、これは当然のことだと思うわけですが、その点での取り組みはどうかということをお聞きします。

3番目に、地場産業の活性化についてであります。

これは先日の恒例の靴下市が竹取公園で行われました。ことしは非常に天気もよく、活況であったというように聞いているわけですが、この事業、いわゆる地場産業の活性化に伴う事業については、過去種々取り組んできておられるわけですが、成功例というものも言えないものばかりであります。しかし、唯一この靴下市は成功例の一つとして挙げられるわけですが、こういう成功例から教訓を引き出して、今後の政策立案に生かしていく

ことが必要だと思いますけれども、そのような視点で考えをまとめられたことがあるのか、あるいはまた考えを持った形で取り組まれたことがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

また、各地に出かけて販売や宣伝を行ってるわけですが、成功していない。なぜなのか。

また、行政の責任がうたわれている中で、絶えず方針を持つべきであるわけですが、専門に考える部署は何人おり、日常的にだれがこの仕事を担っているのか、このことについても具体的な点としてお答え願いたいと思います。

広陵のブランド化について、また町全体が靴下全国一とわかるような宣伝を行うことが改めて問われていると思いますけれども、その点についてどうなのかお聞きします。

4番目に、農業特区と市街化調整区域の中で新たな土地利用計画が施行される段取りになっているわけですが、この点についての問題を聞きたいと思います。

5番目に、公共交通システムの取り組みについて、これは乾議員が一貫して指摘されている問題であり、この問題についての補足的な質問をさせていただきたいと思います。

6番目に、社協青い鳥の決算内容と食費が900円、これでは余りにも高過ぎると思うわけですが、この点についての改善はどうかということを知りたいと思います。

取り組みの問題について、いわゆる先ほど乾君が質問された桜井市に視察された結果の中身について質問されていますので、そのことについてお聞きしたいと思います。

議 長 ただいまの質問に対し、町長答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 お答えを申し上げたいと思います。

町民に頼りになる職員づくりというご提案をいただいていたところでもあります。また、職員が能力を最大限に発揮させるようにご指示もいただいたところでもあります。委員会研修についてもご提案をいただきまして、参考にいたしたいと思います。

初めの学校給食の地場農産物利用については教育長が答えます。

2番の古寺町営住宅でございますが、集会所の改造、また耐震検査という事項でございますが、集会所は改修を前提として進めておりましたが、内容を変更していただけないかと申し入れがあり、基本的な計画を変えることが必要となりました。その結果、結果が出るまで今のまま使用するとの話し合いで現在調整を行っております。

耐震検査は、以前阪神大震災に伴って県から建物の耐震診断調査の命令があり、平成9年12月に検査しております。その結果、マグニチュード7でも倒壊しないとする国土交通省の基準をクリアしているとの答えが出ています。

3番の地場産業の活性化でございます。

初めの質問ですが、靴下の市の開催は商工会と靴下組合で企画実施しており、会場には次回開催案内を希望する人に住所、氏名を書きいただき、100円のプレミアつきダイレクトメールにて開催案内を送っております。その回収率は50%超となっており、これが顧客維持につながっており、その結果新しい客層が開拓されている事実があります。こうした事業PR方法が一番の成功要因であると考えられます。

また、この事業に美浜町や近隣の町などの物産販売会も同時開催することにより、来場者の増加を図ることができております。

次に、各地に出かけ販売や宣伝を行っているが、成功していない。なぜかとのご質問ですが、各地域での販売宣伝は産地啓発にあり、全国津々浦々で奈良県広陵町が靴下産地であるということを知っていただくことにあります。常設販売所やイベント会場だけではなく、全国の都道府県にまで広がっており、靴下端切れリサイクル活動並びにリサイクル作品の表彰式を行ったり、福祉施設を通じての啓発には大きな意義があるものと考えます。

次に、行政の責任がうたわれている中で、絶えず方針を持つべきだが、専門に考える部署人はだれかとのご質問でございますが、町の地域振興課と商工会等と連携いたしまして対応いたしております。

次に、広陵のブランド化についてのご質問ですが、靴下は流通ブランドで販売されているものが大半であり、生産地表示はどの商品にもついており、奈良産地の靴下については流通経路や販売店のこともあり、靴下業界で今後研究していただくことも可能かと思われま。

次に、町全体が靴下全国一とわかる宣伝をとのご質問でございますが、以前設置しておりました5カ所の看板につきましては、損傷により撤去したものが3カ所、現存しているものが2カ所でございます。2カ所につきましても腐食が始まっておりますことから、来年度におきまして新たに町のイメージがわかるような内容と地場産業もアピールできるような説得力のある看板の設置を行うよう、予算措置を考えております。

次に、4番目でございます。農業特区と市街化調整区域の新たな土地利用計画についてのご質問でございます。

お答えは、調整区域内における開発を導入することで町の活性化を図り、また一方で特区の特色を生かして地場産品の直販所を設けるなど農家が生きがいを持つような施策を図ります。すなわち地域の実情に応じた保全と活用のめり張りのある土地利用施策の運用を図り、土地の有効活用や既存集落の活性化を進めていく方針であります。

次に、公共交通システムの取り組みであります、このことだけでお答えをこちらで書かせていただきましたので、読ませていただきます。

すべての住民にとって住みよいまちづくりを進めるための一つには、総合的な交通基盤の整備を図る必要があります。また、交通は訪れる方々と交流を促進し、町民生活、文化、産業などさまざまな活動を高める機能でもあります。特に、駅や町内施設、周辺市町村への移動手段である既設バス路線につきましてもその本数は少なく、町内公共施設のネットワークを保つためには新規移動手段の創設が課題であると考えられます。比較的コンパクトな町域である本町におきましては、徒歩や自転車なども町内移動には非常に有効な手段であることから、自転車主体とした道路整備についても一役を担うものと思われま。

また、バス路線につきましては安全で快適な新規移動手段について、かねてよりご指摘いただいておりますが、乾議員にもお答えいたしておりますとおり、奈良交通の廃止路線の復活が見込めない状況の中で、コミュニティーバスや乗り合いタクシーについて実施団体の実態把握に努めているところであります。

なお、現在まちづくり交付金対象事業としての要望手続を進めております。

6番目の社協青い鳥について、決算内容、食費が900円は高過ぎるのではというご質問でございます。

答弁といたしまして、まず平成16年度の社協青い鳥の決算内容でございます。

青い鳥では、訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業、福祉用具貸付事業の4つの事業を行っておりますが、それらの4事業の合計で申しますと収入7,793万6,601円に対し支出は7,465万1,323円で、差し引き328万5,278円の黒字決算となっております。

次に、食費でございますが、900円の食費は高いとのご意見でございますが、松野議員にもお答えしたとおり、この金額は近隣の事業所の動向を参考に保険給付廃止分を現在の必要経費相当分としていただいているものであります。

金額だけを対比しますと高いかもしれませんが、本事業所では無料としている日用品費、教養娯楽費、おやつ代を他の事業所では食費と別途に数百円徴収されている場合が見受けられますし、本事業所では各利用者の病状やかみ砕き能力など各人の介護に応じたきめ細かな個別対応の味つけややわらかさの異なった食べやすい食事をつくっていることで利用者に喜んでいただいていることを考え合わせると、決してそうとは言えないのではないかと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教育長 寺前議員の学校給食への地場農産物の利用についてお答えいたしたいと思います。

大きく分けて5つの質問がありました。一つずつお答えいたしたいと思います。

まず、本格的な実施計画についてどのようになっているのかというお尋ねでございます。

本年10月から実施しております試験導入の結果を踏まえ、供給側、生産側ですけれども、受け入れ側、調理者を含めての受け入れ側、児童、それからPTA等の具体的な意見を聞き、問題点を整理した上で本格的な導入に移行していきたいと考えております。

次に、最終的な野菜の利用の目標はどのようになっているかということでございます。

学校給食で使われている主な農産物は、本町の特産品でありますナスを初めキャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ネギ、ハウレンソウ、チンゲンサイなどがあります。これらの製品はほぼ町内産で賄うことが可能であります。

米飯給食の米についてであります。奈良県学校給食会から買い入れた奈良県の流通米を使用しており、県下の全市町村がコスト面、衛生面を徹底した中で買い入れを行っているのが実態でございます。したがって、米の使用促進については県内産における県内商品の促進が図られているものと判断しております。

次に、仕入れ価格のことについてでございます。

仕入れ価格につきましては、丸広出荷組合が市場、スーパー、その他の量販店へ出荷されている平均値を当日分で換算した納入単価を充当していただいております。

次に、納入業者との話し合いはどのようになっているのかということでございます。

小売業者は長年にわたり納入ルートを築かれており、安定した供給にご尽力されてきた経過があります。これらの現実を見きわめながら関係者の方々と協議をして進めてまいりたいと思っております。

次に、食育教育との関連でどのような方針を立てているのかというご質問です。

食育教育とは、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送ることを目指し、児童・生徒一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じてみずからの健康管理ができるようにすることです。また、楽しい食事や給食活動を通じて豊かな心を育成し、地域で養われた食文化を体験することにより生産者、消費者、地域との連携を図り、郷土への関心を深めるものと考えております。

これらを実現するために地産地消は必要条件であり、生産者には可能な限り農薬などの薬害に配慮し、地域の生産者が自信と責任を持って栽培した新鮮で安心できる野菜や果物など

を届けていただき、健康の維持増進を図っていただくと考えております。と同時に、生徒や保護者にとっては食育教育の基盤になるものだと考えております。以上でございます。

議 長 6番議員！

6番議員 1番目からお聞きします。

まず、2つの問題に絞ってお聞きしておきますけれども、いわゆる具体的な意見をPTAやその他から聞いて本格的に移行するということですが、そのプロセスについてどのように考えているのかということなんです。だから、今現在個々の経験を通じて実施されているわけですから、その具体的に今3回やって松野議員でしたか、納入日等報告していただきましたけれども、それを受けて来年度、今年度か来年度知りませんが、具体的にやはり今やってる内容についても同時にして、当然PTAの給食委員会等に報告をされていると思うんです。だから、当然そういうスケジュール全体がテーブルに上ってきた上での話ですから、今の話もうやっているのに、既にやっているのにスケジュールは報告具体的にされていないんです。意見を聞くということは何かやったから意見を聞く。いつやる予定をしている。そして、その次の、後ですけども、業者の問題についても関係者と協議をして進めたいということだけなんですけれども、この問題について既に話し合いをしているのかどうか。話し合いをする必要のある問題なんです、既に。だから、そういうことの全体のプロセスというものを持っておられるのかということなんです。だから、本当に計画立案を、企画立案するときはどうするのかという、そういう問題の立て方が過去になかったために何度言ってもおくれてくるということだったと思うんですけれども、企画立案をした場合にはいつどのような形でどうやってどこまでスケジュールを持ってやっていくのかということは当たり前前の話なんです。これは役所の特徴なんです、企画立案してこうやっていくというか、これは特徴やなくてどの業界もそうなんです。だから、こういうことをなくしてやっているのももちろんあると思います。だから、あるんでしたら今出発してるわけですから、もう少し具体的に話を聞きたいというように思うんです。そういう点について、私たちは初めて、初めてやないけれども、自治体の視察を行ってるわけなんです。そういう行ってきた、あるいはまた町も視察や研究されてると思うんです。そういう点でのまとめは今持っておられるのか。場当たりに業者から産直から入れるものを入れて、あとそれを今まとめているという状態なのか、こういうことを聞きたいんです。だから、こういう立案、企画という問題をきちっとしないと、本当にずるずると行って力の配分が集中しない。これは交通公共施設の機関のときにも申しますが、結局私は企画立案、そして職員がこぞってそれにつ

いてどうするのかということ、町長はそういう点ではプロジェクトチームをつくるのは得意なんです。そういう問題でもきちっといつまで回答出してやるのかというのをやってるはずなんです。だから、そういうことが今の回答の中には姿が見えないんです。あって見えないのか、なかって今の回答になっているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、先進地のプランで言うとやはり私が行っていたところでも、まず最初に地域の子供たちに安全でおいしい野菜を食べさせたい、これが学校と生産者と一致したと。そして、子供たちは会員と一緒に食事を囲む交流会を通じて地域の人たちの苦勞を知り、感謝とともに野菜を残さず食べるようになった。また、平成11年度にはこの取り組みが農山村漁村の特性を生かし、高齢者が生涯現役を目指している活動として給食に豊かな食材を提供するだけでなく、野菜を通じての子供たちとの交流活動が望ましい姿であるとして農林水産大臣賞や文部大臣賞を表彰して、ここは視察がふえたという、ふえたというはおっしゃってましたけども、こういうことが言われてるんです。

また、今後も課題としては子供たちの嗜好、ニーズを学びながら伝統食の継承はもちろん地域としての新しい取り組みを行っていくというような形で活発な意見の中身だと思うんです。

規模は小さいんです。広陵町と比べると本当に規模は小さい。そういう中で取り組んでおられる。広陵町の方がまだ進んでいるところがあるんです。何かというと、出荷方式ちゅうのは団体は既に生協やスーパーに直接出荷してるんです。その出荷の基準についてももう相当厳しい基準が設けられたものでやっている。こういう点は、広陵町はまだ視察したところよりも進んでいるんです。規模は4倍も5倍も広陵町の方が多いです。もっと多かったのかな。そういう規模に対応できる広陵町のものもあります。向こうでは雲南市ですか、何とか市やったかな。みくりや市というところがまとめて出荷して、そこで整理しながら学校へ持っていったという状況なんです。生産者側で言うと圧倒的に広陵町の場合には整備されてるんです。問題は、結局その考えるところの力不足、考え不足が障害になってるんです。これはもう明らかなんです。

私たちはなぜ今こういうことを言うかということ、今まで蓄積されたものがあるんです。例えばジャガイモ、先ほど言ったようなジャガイモちゅうのは何キロ使う、幾ら使うちゅうのもうできてるんです。何月にどんな給食を使ったかちゅうの過去の資料もあるんです。ナスビについては非常に少ないという資料もあるんです。こういう問題を活用してないんです。だから、私はこの問題について最初に戻りますけれども、要は企画立案をする場合に

つまでこういう模索をして、いつPTAとの話し合いを並行してやり、いつ業者と話し合いを並行してやり、担当はどうするのかということの中身がなければならないというように思うんです。

これも現場で聞くと、産業課と教育委員会が話をしてそれでやっていると。どちらが最終の責任あるのかという点について、現場の話は産業課と話をしていると。その点での学校やその他教育部門の立案作成はどうしているのかと、教育委員会が持つんだと、こういうような話でその具体的な中身ちゅうのが本当に融通されてるのかということまでいってないんです。だから、そういうようなことも本当に問題なんです。

だから、そういう全体のスケジュールあるいは全体の目標の枠ができれば京都府なんかは「いただきます。地元産」プラン、これは府がつくってるんです。これは学校給食分野と病院福祉分野という形で地元産をこういう形で使うんだという形で持ってるんです。「いただきます。地元産」プランの趣旨、学校給食分野、現状と課題、プランの基本方向、重点施策、これまでの実績、今後の取り組み方向、「いただきます。地元産」プラン病院福祉分野、こういう形であるんです。こういうもの、あるいはまた私たちが視察に行ったところについて具体的にこういう問題について提案しています。宮代町へ行ったときの話、あるいはまた四国へ行ったときの話など出てるんです。こういう議会で勉強してる話がなぜ行政の側でスムーズに立案されていかないのか。私はこういうところの問題ちゅうのが欠如してるということが一番最初のとこで言ってるわけなんで、やはり今少ない人材になってきてる問題に対して真剣に考えるというところのものがどうなのかということなんです。私たちはそのことを聞きたいんです。

だから、今の問題に対しての2つの問題、総合的なプランどうなっているのか、そしてそのもとにおけるPTAの話し合い済んだのか、業者の話し合い済んだのか、そしてまた全体の枠組みについて先ほど言ったような給食の目的というのはどういう形で文書にまとめて役場全体の職員の方々にその到達点が通知されているのか、こういうことについて聞きたいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 全体的なことについてのお話をさせていただきたいと思います。

まず、給食の材料はやっぱり安定して、そして計画的に、そして量も考えていかななくてはなりません。私は……目標、そして私も砺波市の方に行ってきたして、その中で実際に砺波の中で3年間かけてずっと供給をされた、その経過も聞かせていただきました。というの

は、最初はやっぱり季節野菜をある期間だけ、ある一つの時期にだけそれを地域の方にお願
いして、そして品質等、いろんな量も考えてやっていただいたということを聞いております。
そして、実際に献立表をつくっていただいたときに、やっぱりボランティアの方ですので計
画どおりに量ができなかつたり、それから遅なつたり早くなつたりして、また違ったもので
代替えしたと、そういうような苦勞も聞かせていただきました。今、よくこの話を何回も私
の方も聞いているわけですから、やっぱり広陵町で全部私は今できるのはナスだけだと思っ
ているわけなんですけども、違ったやっぱり野菜を考えていったら年間を通じて栄養士さん
も含めて考えているわけなんですけども、そういう中でやっぱり全体の中で年間通じてのどこで
やったときには、季節を外れたときには高いもの、それからまた季節の合ったときには安い
もの、平均してその値段も考えていかななくてはならない、そんなことも考えております。

実際に、どの業者とどういう形でなっているかというようなことは私も詳しいことはわか
らないわけなんですけども、やはり広陵町、小学校すべてじゃ約2,000食からつくってるわ
けですから、やっぱり安定して安心した、そして時期がきちっと入る、そんなものをつくっ
ていこうと思ったときには一つ一つ、少しずつ導入を加えながら、やっぱりそのことをもう
一度検証しながらやっていかななくてはならないのじゃないかなと、私はそのふうに思ってお
ります。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 きのうちも学校給食委員会がございました。私も、1時間、往復3時間か
かるところへ同行したかったわけですが、あいにく違う仕事が入ってまいりまして
同行することができませんでした。そこで、3時間の中で子供がおいしいとかというような
反応、今まで試験的にやってきた子供の反応も聞きたかった、そういうような思いで行きた
かったわけですが、行けなかった。そして、職員には私の思いをPTAの方
々にも聞いとくようにというように伝えてまいりました。

先ほど、教育長が言いましたように、一步一步前進した地産地消の活用と、こういうこと
で安定して供給していただけると。そして、食べておいしい、やわらかい、そういったもの
を供給するにはやはりもっともっと一步一步工夫していかななくてはならないのか、こういう
ことも考えております。きのう行けなかったことを残念に思っております。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 町内今までから安定的に供給していただいております八百屋さん皆さ
ん方にはまだ説明はいたしておりません。そういうことを聞いております。私も説明をして

おりません。今後、こういう地産地消、安くておいしいものを食べてもらえる、そういったものを業者さんに理解していただくための説明会といたしますか、そういったものもしてまいりたいと思っております。

議 長 6番議員！

6番議員 本当に一つは今の話を総合すると、結局は出発はしたけれども、全体像を示すプランが立案されていない、こういうことだと思うんです。そして、目について気づいてる内容について出発していると。これは森川局長の前の責任ですけれども、これは早速ついたわけですから、その仕事をやっていただきたいというよう思うんです。

いや、この前の責任というのも、これは産業課の問題でもあるんです。例えば私は教育長に聞きますけれども、今一步一步言いました。必要でしょう。安全な給食言いました。先ほどからこれは何回も言ってるんです。そしたら、丸広で食材についてどんな消毒をし、どんな基準の安全野菜をつくってるのか、どういうことをしてるのかというのがもう確立されると私言ってるんです、何回も。それ一回聞きました。まず、産業課は聞いてるかわかりません。教育委員会聞きました。これで実際に今野菜を仕入れてるんです。野菜仕入れる前に安全な問題についてのきちんとした問題を聞くの当たり前でしょ、それだけ子供に対していろんな心配事をされてるんですから。どんな農薬を使って、どういう処理してるんですかて当たり前じゃないんですか。

だから、私はこれは笑いごとじゃないんです、本当に。私は、今町長これは職員の問題として町長自身の本当に民間との比較でおっしゃいましたけれども、私は利潤の上がない企画立案ですから誇りを持って仕事できるんです、公務員は。そういう全体の奉仕者としての本当に自覚を持つということのあらわれは、逆に言えばこの今言ってる問題なんです。企画立案をするということが、例えばこの問題に対して職員全体がこの課題が上がってますよっちゃうの本当に文書流せますか。文書流すとこのことについては知ってる職員たくさんいるんです。丸広組合ってというのはどんなことやってどうしてるかっちゃうの知ってます。そういう意見だって何ぼでも出てくるんです、職員の知恵をかりれば。

こういうような問題、あるいはもう先ほど町長、教育長が言いましたけれども、年間のいつどんな野菜ができるかっちゃうのはきちんともらってるんです。それを生産者に渡しましたか。それがいつ何ぼできるかっちゃうのを聞きました。先ほど、できるときできないときあるっちゃう言うてますけれども、聞きました、生産者に。年間のいつ使ったかっちゃうの実績持ってちゃんと資料もあるんです。なぜそれができないんですか。

産業課の担当、産業課についてこの話についてちゃんとそれは逆に聞きました。窓口は産業課だと、地域振興課だと、こう言ってるんです、実際には。給食のもともとの内容の人は、栄養士さんも含めてですけども、私らは教育委員会に言うてますんで、教育委員会で話聞いてもらわんとちゅうような形になってるんです。本当に子供のことを中心にどこまでやってるのかという教育委員会の姿勢が通学路の安全やその他の問題違うんです。毎日食べる問題の、もっとよくしようとしていることに対する真剣な取り組みあるんですか。これは視察に行って山田委員長と話ししてたんす。しかし、これだけ資料そろってて広陵町の方が進むはずなのに何で進めへんので、やる気がないからやと。これは委員長の判断です。私はそうは思いません、今やってるんですから。けども、本当にそういうように議員に思われてる問題があるとすれば、時間をむだにして子供たちに安全で安心、おいしい給食をつくろう。この給食は本当に日本の未来に向かって郷土食やその他の問題で本当の食育文化を彼女も質問しました。これは本当に小さいころからの味つけ、このことを覚えていかないと日本食、日本の文化が廃れますよと言われてるんです。文部省も言ってるんです。そのもとに食育教育が今盛んになったんです。こういうところの問題について、私は子供に安心なものを食べさせます。つくってる人たちがどんな農薬を使ってどうしてる。こんなことすら聞いてないというのは怠慢ではないんですか。私は怠慢だと思うんです。ほかでは農薬について、減農薬使うための話し合い、これやってるところは皆やってます。そこが一番の原点ですから。つくっている人の顔が見える、そういう形での本当に薬を、減農薬していくことはできるだけする、こういうことでやってるんですから、私は今こういう問題に対して本当に真剣に出発していながらどうなっているのか、問題がもう町長の責任としてこういう内容の状況というのは給料のもらい過ぎだと言われても仕方ないような状態だと逆に思うんです。私たちは給料引き下げには反対してるんです。しかし、こういう本当に住民のために身を投げ出して企画立案し、一生懸命やってもらうということが、これは議会や共産党や私たちのためじゃないんです。子供たちのためにやってもらうための仕事なんです。そういう理解のもとに私はぜひやっていただきたいと思うんですけども、簡単でいいです。この問題について総合トータルとしての企画立案、ことしじゅうにできますか。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 先ほどから厳しい質問をしていただいておりますが、再度繰り返すようでございますが、給食委員会ともよくご相談申し上げます。その中には学校長、そこにまたPTA、学校栄養職員、そういった者もおります。そこできっちりと今後まとめてまいりた

いと思います。

議 長 6 番議員！

6 番議員 本当に町長、教育長、今の問題ちゅうのは子供においしく安全な、おいしい給食を食べさせるということを心に銘じて取り組んでいただきたいというように思います。

2 番目、古寺町営住宅の問題についてはまた再度話をしていきたいと思いますので、これは抜かします。

3 番目、地場産業の活性化についてであります。

この問題についても、私はこれは議長も含めて今の話も聞いていますし、そして先日も四、五人の業者の方とこの問題について突っ込んでいろいろ話をさせていただきました。こうい中でその成功例についての問題と、そしてこれが役所と一体となったもの、いわゆる役所が金を使うということについては業者の方々はそんな使ってもらおうというようにそんなに思っていないと。しかし、実際に私はそのときに京都府の蜷川知事が役所の仕事というのは引き舟の役割を果たすんだというようにおっしゃった。それはそれが一番なんやと。そういうことをやってほしいちゅうのが私たちの望みだちゅうのはこの2人の方が言っておられました。

そうしてもう一つは、再三言うわけなんですけれども、私は中小企業振興法の中で再三ここでも取り上げてきた地方自治体の責務、地方自治体の責務についても一度ここで読んでおきたいと思うんです。

第6条、地方公共団体は基本理念にのっとり、中小企業に関し国との適切な役割分担を踏まえてその地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。これは中小企業法の第6条なんです。

これはなかなか何回も言うんですけれども、県までは通用するんです。曲がりなりにも国から県についての問題があります。県にも毎年ここでも取り上げましたけれども、中小企業との契約実績の枠、毎年方針出るんです。中小企業についてどれだけの契約しなさいちゅう方針出る。これはもう中小企業法の中にある一つの分野なんです。土木建築とか、そういうことも含めてです。そういうことの中身は、そこから町村に来ないんです。農業施策は国から県、市町村まで来るんです。残念ながら商工行政については県からは縦割りで各種団体に行くんです。だから、町村ではなかなかその問題把握できないんです。

ところが、この法律ができる前からもう進んでるところは、県だけじゃないんです、市町村、末端の市町村も動いて特産物のあるところ、あるいは広陵町のように地場産業がたくさ

んある言っていますけれども、一番大きいのは何といっても靴下です。靴下が日本一という
ようなところについて、やはりそういうような特別な事情があるところについてはその自治体
が頭で考えてるんです。農産物でも何回も言いましたけども、鹿児島町の町が予算を使って東
京にいわゆる動向を示すための何とかショップをつくると、アンテナショップをつくると。
こういうことはもう以前からやってるんです。だから、県も今、県今でもうここ七、八年前
からもう県はどんどんやってますけども、そういうようなところの考えちゅうのがどこで
できるかということを知っているんです。私は、職員がころころ変わるようでは実際できない
んです。教育ができないんです、職員の。この商工行政については。商工会にゆだねる。ある
人は言っていました。商工会というても実際靴下の問題については指導まで絶対できないです
よと。税金、税務でも四苦八苦ですのに、これはこの間聞いたある業者の方です。そうい
うようなところで言えばやっぱり行政が本当にそのことの部署をきちっとつくって、部署を考
えるということが必要だというふうに思うんですけれども、地域振興課でその部署をきち
と系統的に考える職員というのはだれですか。それ質問。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 地域振興課は、今課長以下7名が振興課の課員として張りついています。地
域振興課一丸となってそういう仕事もやっておるという現状でございますので、何名かとい
われたら7名です。ですから、地域振興課全員でそういう事業に取り組んでおります。

大きな仕事の割り方として農政とそういう商工というふうには分けてはおりますが、現在
は農政の方が2名、商工が4名、あと課長という配分になっております。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 窓口といいますか、主に課長が窓口となって担当しております。

議 長 6番議員！

6番議員 実際に今話を聞いていると、私は商品券等については専門的にいろいろ走ってる
職員2人いろいろ知っております。具体的には1人なんです。その職員おらんかったらこれ
どうんの、あれするんのといたら、いや、ちょっと今職員おらんからちょっとわからへ
んねんというのが実態でしょ。書類ここにありましたから、これですわちゅうて出してもら
いました、私自身の経験で言えば。だから、7人というように言っているけれども、実際に
そら部長はわかってるでしょ。7人の中で実際にだれが靴下の問題考えますか。だれがプ
ラスチックの問題考えますか。プラスチックの問題考えてその担当の中で課長、部長に報告あ
った職員何人いますか。私は、ここの問題を抜きにして商工振興のことをやっています、予

算はついてますというようなこと言えないんじゃないですか。だから、こういう問題について本当に私は初めての職員でも結構です。本当に商工会やその他商工行政について毎日考える職員をつくっていただきたいと思うわけですが、これはできますか。これだけ答え、ノーかイエスで結構です。

議 長 町長！

町 長 私から答えます。

なかなかひ弱な職員のようにご発言をいただいているようでありますが、私どもそれぞれが分担をしているところでございまして、1人1つの仕事をやれという指示はしておりません。課で共通事項はお互いに助け合って、知恵を出し合って頑張ってくれと、こう申しているのですが、1人担当者決めよということでは酷なことでございまして、みんなが知恵を出し合う、そういう組織づくりをしております。

基本的には担当課が責任を持ってやる。いなかったら部長がおるんです、中尾部長がおるんです。そうでないでは我々助役、収入役が商工振興にも一生懸命対応してます。我々全く無知ではないわけです。一生懸命今回の広告塔についても商工靴下業界と我々みんな会ってるんです。担当課も一緒に会っています。担当課に任せている。我々は全く知らんと、そんな逃げる行政はしていません。ですから……我々やってるねや。前任者も、奥本君は今教育委員会へ変わってくれました。恐らく今度の給食についても力を発揮してくれると思います。きょうまで商工会で頑張っていた仕事を基礎にして教育委員会で頑張ってくれる。今の谷原課長も以前は農業も商業もよく知っていた課長補佐の時代もあったようでございます。その力を十分発揮してくれる。我々は、靴下には十分期待を寄せている課長でございますので、部長もしっかりやってくれてますので、期待をしているところでございまして、今不安やと言われると我々も心配になってきますが……担当は課長がやってるんです。（6番議員「わかりました。」）どうぞよろしく申し上げます。

議 長 6番議員！

6番議員 本当にそここのところの部分というのは町長が一番そういう問題はよく知ってるというように思います。ただ、町長が本当にその一つずつまで指示できるようなはずがないんで、私は少なくとも商工行政について職員が日々その問題を考え、資料を収集し、勉強できるという体制づくりは広陵町の場合他町村とは違うところは特にそれが必要だというように思いますので、その点についてはぜひ町長のその意向を大事にしてやっていただきたいというように思います。これはもう回答結構です。

それは結構ですけども、私はこの靴下市の成功例の一つとして……。

議 長 これ今4回目の質問になってますやん。

6番議員 3回目やろ。

議 長 4回目です。

6番議員 4回目か。

議 長 次、移ってください。

6番議員 1つ抜けた、ほんなら。

4番目、農業特区と市街化調整区域の問題ですけども……3回目やな。

議 長 いや、4回、4回。4回目です。

もう質問ありませんか。

6番議員 4番目ですけども、4番目どこへ書いたんかな。

4番目の問題で、私は先ほどの答えというのは、答弁が先ほど出たいわゆる土地利用の問題に関して活性化を働くということでおっしゃっていたわけですけども、私はこれ一つ大きな問題があると思うんです。何が問題かということ、1つはまちづくりにとって今度のこの計画がどのような影響を及ぼすのかという問題について考えをまとめた上でこういう問題が出されたのかどうか。例えばこの地図、これを見ますとこの茶色というのはもうすごい地域なんです。広陵町の地域の調整区域の地域の半分が今度いわゆる新しい土地利用計画区域に入ることになるんです。こういうようなところにも農地があって、当然あって、農地の利用をしようという促進を促されたわけなんです。これはそれが本当に行っていけば農地の保全につながって今後の新しい農業施策が生まれてくる。これは国がいわゆる大型農業振興しか、中核農家しか育成しないということとは逆に日本の各地で進むことになっていこうというように思うんですけども、これが逆にこの地域で宅地にしてもいいですよと、こういうことになったときに、農地で買って、そして何年か後に宅地にする、こういうことになるおそれも出てくるんです。農業特区のときにこれは私だけじゃなくってほかの委員さんあるいは農業委員さんもそうでしたけれども、だれが来るかわからないという問題とか、それが放置されて荒地になるという心配がないのかとか、農地についての境界の問題とかいろいろおっしゃってました。

こういう心配がより大きくなるのではないかなというように思うんですけども、そういうような危惧について、いわゆる農地を買って、そして3年後あるいは2年後、1年後、5年後に宅地にする。これは委員会では3年というようにおっしゃってましたけども、そうい

うところの矛盾についてこれは心配を歯どめする方策を考えておられるかどうかお聞きします。

議 長 町長！

町 長 私からお答えをしたいと思います。今県の緩和施策によりましてさせていただいたものでございますが、急にこのようにやったのではないわけです。調整区域についてはきょうまでは広陵町には調整区域と市街化区域がある。ここには分けできないほどもう全町的な都市整備を考えてきたんです、今日までは。それを言いますのは、本来は都市計画区域は都市計画税を取りなさいと。その地区だけが都市的利用のための行政投資をさせてもらおうと、そういう地域なんです。しかし、広陵町では全町的に進めています。例えば公園でもそうです。この地域ということもなくして全町的な配置計画をしているんです。下水道もそうです。特別環境下水道、特環と称して工事をしていますが、本来は市街化優先で調整区域は後ほどなんです。こういう分けはできない、広陵町ではもうすべてがどの区域も同じように発展してもらおうと、そういう発想できょうまで政策をとってきたんです。もちろん農用地を壊すという気はありません。農地は農業振興地域として定めておりますので。ただ調整区域の、極端に言えば白地であります。そうした地域についてはやっぱり良好な開発をしなければいけない。今回、県がとられております緩和措置で一定の面積のところについては一定の開発の指導に基づいて良好の開発が可能である。今回は、この34条の規定を大いに活用させていただいて進めていこうというものでございます。農地は本来の農地としての活用を大いに進めるものでございます。

市街化区域については、さらに現在は市街化区域の拡張は今考えておられませんが、特別な区域として、また地区計画として、また土地利用転換計画をうまく生かしていこうと、こういう方針で基づいているものでございます。

私の言いたいのは、今急にやったものではない。過去からずっと町の将来を全町的に考えてやってきておるものだと、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

議 長 6番議員！

6番議員 私は、この問題についてやはり基本計画あるいは都市計画プランという、その上位に位置づけられるものがなかってこういうことをやっていくというのは、昔に戻るんだと言ってるんです。なぜかという、ここにもあるんです。新たな道路の整備が必要でない区域、これは投資をしないでやれるようなとこだと。新たに排水施設が必要ない区域と。これ実際今百済やその他のところを見ていただいたらいいんですけども、道沿いはできます。道沿

いはできるけど、その裏めくら地になった場合どうなるんですか。これが都市計画上昔のまちづくりから一步踏み出した調整区域と都市計画区域に分かれた根本のところの原因なんです。

要は、例えば道沿いできる、60坪できる。しかし、その奥はどうなるんですか。こういう問題がこれから発生する可能性十分あるんです。だから、こういうところの問題に対してどのような対応をしていくのかということもないんです、残念ながら。開発指導要綱にはない。だから、そういうような形の抜きにした今の農業特区とそういう土地利用と合体させるということになってきた場合に、開発は20平米前と一緒にだ。20ヘクタール以上一緒にだ。こういうような矛盾を持って結局は出発してしまうために、それに対する規制が行われない。例えば逗子市まちづくり条例、この中には良好な都市環境をつくる条例とか、アセスメント条例、市民参加あるいはまたこういう形でいろいろあるんです。これはこういう形でやりなさいとか、申請上がってきたときにはこれについては住民の、近隣の意見聞きなさいと。そういうことになってくると、裏に土地しかなかつてもう道もつくるの不可能だということについては意見が出てくる。こういうようなことに対してどうするんですか。この問題についてだけお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 この制度を利用することによって、そういうことが懸念されるという議員のご心配ですが、開発が前提となっておりますので、そういうことを解決しながら良好なまちづくりを目指していくという姿勢で臨みたいと思います。

議 長 以上で寺前君の一般質問を終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 3 : 51 散会)

平成17年12月19日広陵町議会
第4回定例会会議録（最終日）

平成17年12月19日広陵町議会第4回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
健康福祉部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西 辻 眞 治
局長補佐 野 瀬 一 吉
書記 上 田 勝 代

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第90号 平成17年度広陵町一般会計補正予算(第4号) 議案第92号 平成17年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号) 議案第93号 香芝・広陵消防組合規約の変更について
2	議案第91号 平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長 まず日程1番、議案第90号、92号及び93号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、山田君!

総務文教委員長 おはようございます。

総務文教委員会は、さきの本会議において付託されました3議案につきまして、12月15日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第90号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第4号)については、町道百済赤部線道路整備事業に係る起債借り入れ2,110万円の内訳について、本債の臨時地方道整備事業債が2,010万円、地域再生債100万円で、本債の充当率は95%、うち交付税算入が30%で、地域再生債については交付税導入はないこと、また用地買収の進捗状況についても説明を受けました。そのほか債務負担行為の概要、ごみ収集体制などについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第92号、平成17年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)については、学校給食食材の地産地消について、さきの委員会視察研修地での取り組みを通して町の考えを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第93号、香芝・広陵消防組合規約の変更について、副収入役を廃止することで

の影響がないのかどうかを伺いましたが、香芝、広陵同数の委員構成であり、影響はないとの説明を受け、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。

なお、12月7日に緊急に総務文教委員会を開き、町立真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園でノロウイルスの集団発生の疑いがあるとの件についてと、広陵中学校で起きた10月28日、11月3日の2回にわたり部室の窓ガラス破損について、報告と質疑をやったことをここに報告しておきます。以上であります。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第90号、平成17年度広陵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第90号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第90号は原案どおり可決されました。

次に、議案第92号、平成17年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。

討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第92号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第92号は原案どおり可決されました。

次に議案第93号、香芝・広陵消防組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 この委員長報告の中でなかった問題として、副収入役の廃止について、支出と管理が不十分になるおそれという問題についての関連で、一部事務組合等の研修について、むだな研修があるかなような話が香芝市の一部から出ていたということに関連して、研修等についてのそういう明朗化等に努めてほしいということも質問し、理事者から答弁のあったことをつけ加えておきたいというふうに思います。

議長 討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第93号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第93号は原案どおり可決されました。

議長 次に日程2番、議案第91号を議題とします。

本案について、厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。厚生委員長、山村君！

厚生委員長 厚生委員会は、さきの本会議において付託されました1議案について、12月15日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第91号、平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。施設サービスから在宅サービスへの取り組みの考え方や介護保険給付額通知について伺うとともに、第3期介護保険事業について詳細にわたり説明を受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で、簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し審議いたします。

議案第91号、平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第91号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第91号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付託されました事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成17年第4回定例会をこれにて閉会いたします。

(A.M. 10:15 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成17年12月19日

広陵町議会議長 山 本 登

署 名 議 員 坂 口 友 良

署 名 議 員 乾 浩 之